

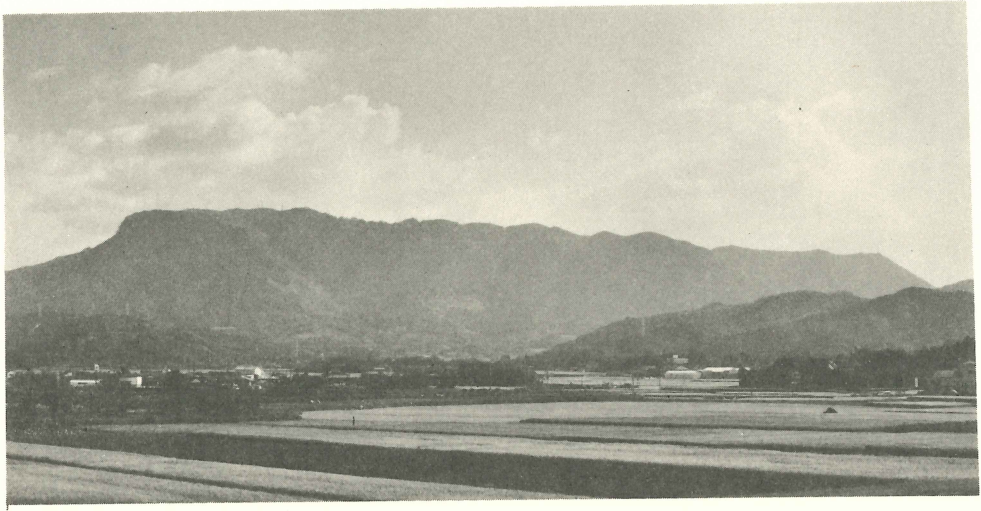
文化財愛護シンボルマーク

八面山の文化財

大分県文化財調査報告 第七十一輯

大分県教育委員会

八面山の文化財



序

大分県教育委員会は、文化財の保存・活用と資料収集の基礎データの作成を目的として、文化財総合調査を実施しております。

標高六五九メートルの八面山は、豊前平野とその周辺の人々には、豊前地方を代表する心の山であり、宇佐・国東の山々と求菩提・英彦山の山々との宗教や文化をつなぐ山岳でもありました。

しかし、これまで八面山の文化については、本格的な調査は皆無であり、個々の文化財等についての断片的な報告を見るのみでありました。そのため、大分県教育委員会は、昭和五十八～五十九年度の二か年に亘り、八面山の文化財総合調査を実施しました。この成果の一端が、本報告書であります。限られた日時の事業のため、八面山とその周辺の文化財のすべてを解明したものではありませんが、本書が文化財の保護に多少なりとも寄与できれば幸であります。

おわりに、この調査にご尽力いただいた調査員各位、この事業に積極的にご協力いただいた関係市町村教育委員会及び三光村、資料提供に快く応じていただいた関係各位に対しまして、深甚の謝意を表します。

昭和六十年 三月三十日

大分県教育委員会教育長 手 島 誠 一

目次

一	八面山周辺の考古遺物 (村上久和)	1
二	八面山と三光村の歴史 (乙咩政巳)	5
三	古文書・古記録 (乙咩政巳)	57
四	八面山と神社 (伊藤勇人)	97
五	八面山周辺の石造美術 (入江英親)	161
六	八面山周辺の仏像彫刻 (岩男 順)	195
七	祭り と 芸 能 (染矢多喜男)	225
八	薦の祭礼及び絵馬 (段上達雄)	257
九	八面山一帯の植生 (梅津幸雄)	267

凡 例

一 本書は、大分県教育委員会が昭和五十八～五十九年度に実施した八面山の文化財総合調査報告である。

一 この調査は、八面山とその周辺の文化財の保存・活用と資料収集の基礎資料を作成することを目的に、概要調査を実施したものである。

一 この調査の二か年の調査員と担当項目は、つぎのとおりであり、この報告書の執筆も調査員がおこなった。

石造建造物 入江英親 県文化財保護審議会委員

彫刻 岩男順 県文化財保護審議会委員・別府大学文学部教授

民俗文化財 染矢多喜男 県文化財保護審議会委員

神 社 段上達雄 県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究員

伊藤勇人 別府大学文学部助教授

歴史・文書 乙咩政巳 宇佐市教育委員会社会教育課主事

植生 梅津幸雄 中津市立中津中学校教諭

考古資料 村上久和 県教育庁文化課主任

一 本書の編集は、大分県教育庁文化課文化財管理係がおこなった。

八面山周辺の考古遺物

村上久和

八面山周辺の考古遺物

一 上宮地区遺物出土地

上宮地区においては、箭山神社南側の通称鏡池および巨石群斜面において、須恵器および土師器が表面採集されている。

土師器小皿は、底径三・二センチをはかる。底部外面は糸切り後に板状圧痕が部分的にみられる。全体的に落はくが激しい。

(第1図3)

土師器杯は、口径一三センチ、器高四・〇センチの内黒土師器である。口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸く肥厚する特徴を持つ。外底はヘラ切りである。(第1図4)

須恵器は、甕胴部片である。外面は平行叩き、内部は荒い同心円の叩き目がみとめられる。以上の外、上宮地区巨石斜面においては、須恵器、土師器が重松敏美氏等によって採集されているようであるが、今回は実見できなかった。時期は、(一)が鎌倉時代から室町時代、(二)・(三)が平安中期に比定できよう。

二 中宮坊跡

中宮坊跡では、酒井登氏によって若干の遺物の表面採集があった。それによると龍泉窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・同安窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・唐津系陶器片(室町時代から江戸時代)などがみられ、今後の再調査を望みたい。

三 山下経塚

山下経塚は、康和四年および保安元年銘の銅製経筒を出土したことで著名な遺跡である。昭和10年に出土した遺物は、現在東京国立博物館に保管している。経塚はこれらのみではなく、周辺にもあったらしく、特に東側原野を造成中に経塚らしい石棺状のものが出土したとの伝承もある。日田市の桑野陽吉氏コレクションの中に、伝三光村八面山出土の経筒資料がみられるが、山下出土の可能

性が高い。桑野コレクションには、陶製経筒二本、鉄製経筒一本がある。そのうち一本は、陶製長胴壺で、口径六・六センチ、器高三三・〇センチ、胴部最大径一三・〇センチを測る。胎土は精良であり、砂粒をほとんど含まない。釉は淡黄緑色を呈する。越州窯系陶磁器のものと考えられ、平安時代後期のものである。(第1図1)

四 妙見宮岩陰遺跡

金色地区の妙見宮は、耶馬溪熔結凝灰岩が浸触作用をうけ岩陰を形成していて、あたかも求菩提山などでみる陰窟状を呈している。この遺跡の発見者は、中尾七平氏であり、多数の土器の散布を見る。土器は、土師器・内黒土師器・須恵器などである。

土師器坏 口径一二・八センチ、器高二・八センチを測る。外底面はヘラ切りをしており、口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸くおさめる。

内黒土師器碗 口径一三・〇センチ、器高六・〇センチを測る。高台は、やや高く、外方へのびており、外底面はヘラ切りをしている。口縁部は外反し、端部は丸くおさめる。(第1図5)

以上のほかに土師器小片多数が散布するが、全て斜面上であり、遺構などの存在は現在までのところ認められない。時期は全て平安時代前期～中期(九世紀末から十世紀前半)に比定できる。

上記以外でも瑞雲寺遺跡、岡崎遺跡などで平安時代後期の青磁類、大宰府系鬼瓦の出土を見ている。

小 結

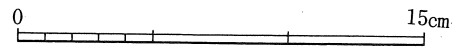
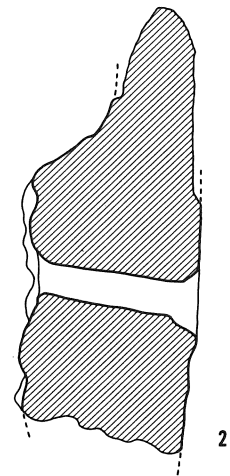
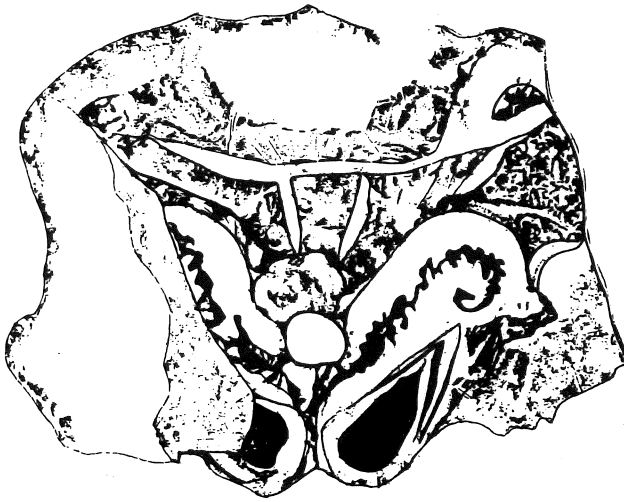
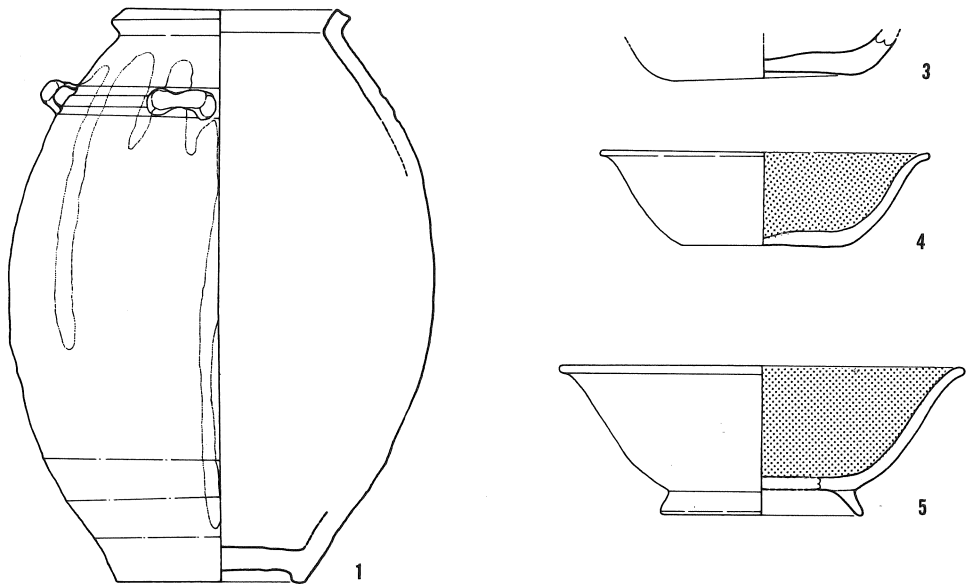
八面山周辺の祭祀遺跡を概観したが、八面山では遺物でみるかぎり、九世紀後半から十世紀初頭にかけて神道的祭祀が盛んに行なわれるようになる。特に山上の巨石、あるいは岩陰(陰窟)祭祀などが認められる。これは求菩提山など豊前地方の修験祭祀と共通するが、時期的にみて若干古いようである。次に十二世紀後半から十三世紀初頭に山下経塚など仏教的祭祀に転換する。この時期に大日寺などの天台系寺院の成立があり、山中の坊舎などが盛んに作られたと遺物から想定される。このような在り方は、筑前宝満山などと共通した変化をするようである。十一世紀に遺物が認められず、この時期を山岳信仰の変化期と考えられるのではなからうか。

以上八面山周辺遺物の素描を試みたが、調査期間が短かく、全て表面採集資料のみで、遺構・時期については明確でない。今後発

掘調査をふまえて山岳信仰の実態を解明しなければならない。

この調査において、豊前地方の山岳信仰を古くから研究している中尾七平氏を始め、酒井登、金色仁、神安夫氏等に御教示・御協力を得た。記して感謝の意を表したい。

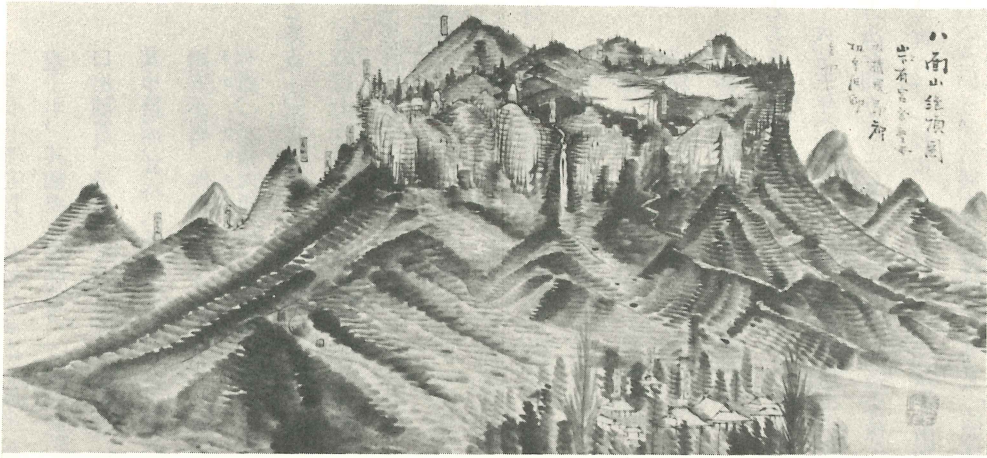




第1図 八面山周辺出土遺物 (1.伝山下経塚 2.岡崎遺跡 3.4.上宮地区 5.妙見宮)

八面山と三光村の歴史

乙
咩
政
巳



元治2年(1865)の八面山絶頂図(山口馬城次氏所藏)

八面山と三光村の歴史

第一節 八面山と三光村

八面山は下毛郡三光村の南部と本耶馬溪町北部の屋形地区にまたがり、耶馬溶岩台地の最北東端に位置し、航空母艦型の大メサである。山体は集塊岩の上に旧耶馬溶岩(複輝石安山岩)がおおい、最高所は六五九メートルである。大正一二年国指定名勝の耶馬溪に、また昭和二五年指定耶馬日田英彦山国定公園の中に所属している。当山は天和三年(一六八三)に鳴動しており(中山重記校訂『豊前国宇佐郡四日市村年代記』)、享保二年(一七一七)にも鳴動し山腹が裂けたとのことである(今永正樹編『豊前中津地方ふるさと歴史年表』)。

この山は四方どちから見てもほぼ同じ山容をしていることから、八面山という名称が付けられたという。また別名箭山(弥山)といい、昔矢を作るのに使用した矢柄竹が多く自生していたことによる命名とも、あるいは屋根型をしているので屋山と呼ばれるようになったとも伝えられている。山頂には箭山神社があり、北麓に猪山八幡宮、北西麓に斧立八幡宮が鎮座している。八面山が福岡県の英彦山・求菩提山などと同様に、修験道に関係する霊山であったことはあまり知られていない。それは史料があまり残存していないことに帰因する。文献上確認される八面山関連の初見史料として、仁平二年(一一五二)に記述された『人間菩薩朝記』¹⁾があり、これを掲示すると、

本朝国内豊前国宇佐郡少藏山北辰坐、其語云、我一所住坐法界、衆生有情利益力願發云、從此西有彦山神坐、名言權現、一万金剛童子申、其權現以宝珠玉、一切衆生度給、於然上法蓮行人來着云、我權現如意宝珠玉、我未見給申、於然斑地積玉口入出来、自口出前置、是見^{（一）}八幡申、己八幡聞、雖北辰追迫得給、八幡者不奉上、仍八幡香春明神語云、自此南彦山坐、其御前如意宝珠候也、其申給云、其時八幡彼之御山仁參向之^{（二）}申給、為玉來着申、其時北辰付奉上之申、雖而不見由申給之^{（三）}、此度尚見給申給、人出玉請取不返、他国逃去、其時權現大誓願發言、我玉不得者、又返不成正覚誓行、其時豊前国下毛郡諫山郷南當高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也、彼為焼修給出、皆仍彼之所去、宇佐郡御許垂跡權現給、とある（○印筆者）。下毛郡諫山郷の南に位置する高山が、八面山を意味するものと考えられる。

この高山に言及した類似の伝承が、正応三年（一二九〇）弥勒寺学頭法印神畔によって編纂された『八幡宇佐宮御託宣集』（以下『宇佐託宣集』と略称）をはじめ、天和二年（一六八二）宇佐宮社僧惠海法師による『八面山縁起』、元禄七年（一六九四）の『彦山縁起』、及び江戸時代に書かれた『六郷開山仁聞大菩薩本紀』^{（三）}に収載されている。

以上の諸縁起はいずれも『人間菩薩朝記』を参考にし、さらにそれに肉付けをしてより具体的に説明したものである。ここで再び、八面山に関する『宇佐託宣集』第五卷の一部を引用すると、

豊前国下毛郡諫山郷之南高山者、大菩薩母大帯姫御垂迹之洞也、令^レ登^ニ彼高山^一責^ニ問^之、其聲聞^ニ伊興国石鉄山^一、大菩薩變^ニ金色鷹^一、召^ニ具金色犬^一、飛^ニ返^ニ此高山^一、語^ニ聖人^一而言、我者八幡也、賜^ニ此寶珠天^一、可^レ利^ニ益^ニ一切有情^一志、宇佐垂迹之時、神宮寺別當土奉^レ仰天、同心仁天下乎可^ニ静護^一也者、和興永得^レ珠給事、高山者猪山之上、大嶽峯也、今申^ニ和興石^一者、爾時御座也、石鉢大菩薩現在、又金色犬變石在^レ今、

とある。まずこれらの伝承にかかわる全文の大意を要約し、紹介しておく必要がある。

大宝三年（七〇三）八幡大菩薩は唐土より帰国し、小倉山（現在の宇佐神宮上宮）に至り、北辰に対して、一所に住して衆生を利益する方法を問うたところ、彦山権現の如意宝珠によって一切の衆生を度すべしと、また香春大明神からも同じ返答を受け、ただちに彦山へと向う。一説によれば、この宝珠は彦山権現が摩訶陀国から持参したもので、百六十余年後、法蓮聖人が玉屋窟でこれを感じたものという。八幡大菩薩は翁となり、法蓮に如意宝珠を乞うたが断わられ、奪って逃走、法蓮はこれを追ひ、般若智印を結び四方

に投げ、火界真言を念ずると、翁の逃げ路に火の手が上がり、逃走できずに帰来して宝珠を返した。心ゆくときに渡してほしいと懇望し、法蓮は渡す気もなく承認、翁が悦んで去ったあとに珠がなくなっていたので、法蓮は追跡し大菩薩の母である大帯姫垂迹の洞のある下毛郡諫山郷の南高山に登って問責した。その声は伊与国の石鉄山(石槌山)にまで聞こえ、大菩薩は金色の鷹に変じ、金色の犬を連れて高山に飛び返った。ここで大菩薩が宇佐に垂迹した時に、法蓮を神宮寺(弥勒寺)の別当にするとということで、和与(和解)が成立したという。

法蓮聖人については、『続日本紀』文武天皇大宝三年(七〇三)九月癸丑条に、「施_ニ僧法蓮豊前国野四十町_一、褒_ニ医術_一也」とあり、元正天皇養老五年(七二二)六月戊寅条にも、「詔曰、沙門法蓮、心住_ニ禅技_一、行_ニ居法梁_一、尤精_ニ医術_一、濟_ニ治民苦_一、善哉若人、向_ニ褒賞_一、其僧三等以上親、賜_ニ宇佐君姓_一」とある。法蓮は正史にも記載されている実在の人物で、医術によって褒賞され、豊前国野四十町や宇佐君姓を賜わったことが判明する。なお、『宇佐託宣集』第六巻によれば、大菩薩との宝珠をめぐる約束により、法蓮が弥勒寺の初代別当に任命されたという。

法蓮は彦山中興の祖といわれ、諸縁起に必ず引用されているが、これは法蓮の医術に精通した呪術的性格が修験道と一脈相通じ、かつ豊前国の著名な靈験僧であったため、引き合いに出されたものと推定される。

この伝承中、高山とは猪山(猪山社鎮座地)の上にある大嶽峯であると説明しており、これは八面山の一峰(箭山神社鎮座地)を指すものである。

さて、以上の伝承をそのまま史実として認めることはできないが、彦山・石槌山・御許山といった修験の霊山が関連して記載されており、このことから伝承の書かれた当時、すなわち十二世紀中頃八面山は修験の霊山として、位置づけられていたものと理解される。なお、箭山神社周辺部からは土器片がかなり発見されており、今後の調査研究に期待される。

ところで、八幡大菩薩と法蓮聖人の和与が成立した時の和与石については、『八面山縁起』に社壇(箭山神社)の西にあり、高さ五丈(約十五、十八メートル)ほどあるという。元治二年(一八六五)美濃国出身の土岐源五(叢虫山人)が描写した「八面山絶頂図」に、「立岩」と注記されている巨石がこれに該当し、特に、ここからは彦山と宇佐が一望できることも注目されよう。唐橋世済編撰『豊州誌卷之上』(大分県立図書館所蔵)の八面山の項によれば、「一面八方向背ナク八面削ルカ如シ、山ノ中央有_レ石、國柱石ト云、又

和与石ト云、高二丈六尺許、周圍五丈二尺、屹然トメ峙立ス、傳ヘ云、上古ノ初、昊天陰陽ヲ分ツノ神跡ナリト云」と説明しており、石の高さに相違がみられる。

石躰大菩薩(鷹の変石)・犬の変石に関して、『八面山縁起』は社壇の北方に金色の鷹・犬の化靈石があるとしている。この点、江戸時代中期の作成と推定される『絵縁起卷之一』(鷹神社所蔵)には、社殿に隣接して「鷹石」・「犬石」が表現されている。恐らく、社殿のすぐ北にある巨石を指すものと考えられる。

つぎに、八面山修験の成立を如実に物語る遺物として、経筒を取り上げなければならぬ。これは書写した紙本経を収める容器のことで、これを地中に埋納して小塚を築造した遺跡が経塚である。寛弘四年(一〇〇七)藤原道長が、金峯山に造宮したのが最初といわれている。

八面山北麓の三光村大字田口字山下から、紀年銘を有するものが、今までに三本確認されている。

(一) 康和四年(一一〇二)在銘のもの(東京国立博物館所蔵)で、銘文はつぎのように陰刻されている。

康和四年十一月九日

□□ 国任

(二) 元永元年(一一一八)在銘のもの(東京国立博物館所蔵)、筒の高さは二六・七糎で、左記の銘文がある。

奉書寫如法經

元永元年 歲次
戊戌

十月五日

勸進僧經尊

(三) 保安元年(一一二〇)在銘のもの、銘文は詳しく知ることができない。

また、同村大字成恒字随雲寺で発見された、佐々木ミサヲ氏所有の銅鑄鍍金誕生仏・銅鑄独鈷杵・鉄短刀・角釘・ガラス丸玉・青磁・白磁も、経塚から出土したと考えられる。明治二十四年(一八九一)十一月二十四日付の埋蔵物発掘届に、「右ハ明治廿四年十一月十九日、下毛郡山口邨大字成恒私有地字瑞雲寺ト称スル山林ヲ、石入用ノ為メ堀崩シ候処、前記ノ物品掘出シ候間、物品相添此品御届申上候也」と記述され(〇印は筆者)、経塚を発掘した可能性の極めて高いことが指摘されよう。八面山とその周辺地域には、

修験関係の遺跡がまだ多く存在するものと推定される。

経筒の紀年銘から、文献資料よりも若干遡及して、十二世紀初頭にはすでに修験の霊場として繁栄していたことは否定できない。では、その始源をいつに求めるべきかという問題が残されるが、箭山神社周辺部から十〜十一世紀の土器片も発見されており、今後の調査・研究に期待されるところである。

八面山の峰入については、(仮題)『八面山順拝次第記』(櫛木普一郎氏所蔵)と命名すべき江戸末期の記録が残されている。これによると、華嚴が八面山の聖母大権現に仕え、大日如来を崇拜し、大日寺を開基したと伝え、峰入は仁平三年(一一五三)の智然を初めとして、弘化二年(一八四五)智淳まで十九回執行されたという。その順拝経路は、聖母・八幡・比咩神を祭神とする箭山神社から、金色の鷹・犬靈石や和与石、周辺麓の堂・岩窟などの由緒地を順拝して、大日寺に帰る八泊九日の行程であったことがわかる。この峯入行事が十二世紀中頃から執行されたという点については、十二世紀初頭段階ですでに修験の霊場であったことと考え合わせると、かなり信憑性の高い記述と推察される。

中世の当山については、箭山神社参道のすぐ左脇に、徳治二年(一三〇七)の角塔婆一基が現存し、銘文に「法蓮」と刻まれており、修験者によって建立された記念碑と思われる。また、大永三年(一五二三)の通津頼勝・成恒氏種連署實得時元大石寺名坪付注文には、宇佐宮の宮番料所である實得名において、「一所四拾代鬼免同所万免不取大嶽山領」とみえ、天正十三年(一五八五)の成恒鎮直覚書では、「一所三拾代カクチャウ屋敷定銭九拾文請取之、大岳山伏均分」とある。大嶽山伏とは『宇佐託宣集』第五巻で確認された大嶽山の山伏であり、麓に所領の一部が検出され、当峰がこの頃も修験の霊場として生きつづけていたことの一端を知りうる。その中核は大日寺であったと考えられる。『八面山縁起』によれば、箭山神社より乾(西北)の方向五、六町(約〇・五四〜〇・六五キロ)ほど行った中腹に、大日寺と六坊が所在していたが、天正年間の兵火により、山上の社殿を含めてことごとく灰燼に帰したという。大日寺は箭山神社の神宮寺であり、猪山神社の場合神護寺がそれに該当する。

近世においては、元和八年(一六二二)『小倉藩人番改帳』の深水惣左衛門手永田口村に、山伏二人、家二軒が見られるが寺の記述が見当たらず、やはり天正年中の争乱で堂舎が焼失し、廃寺化していたものと推定される。この頃もわずかに修験の法燈は維持されていたことになる。

『八面山順拝次第記』には、正保元年（一六四四）智喬による峰入から、弘化二年（一八四五年）の智淳まで七回実施されており、再び修験の霊場としての活動が確認される。天和二年（一六八二）編纂の『八面山縁起』は、祐音法師が恵海法師に依頼して成立したもので、彼は八面山座主大日寺と猪山神護寺を兼務していたことが確認される。なお、十七世紀末に書かれた『寺社寄帳』によると、大日寺は天台宗、神護寺は真言宗であったことが判明する。

櫛木家の位牌には大日寺中興開山として、元禄三年（一六九〇）没の祐玄と、同じく嘉永六年（一八五三）の智永がみられ、衰退した時期のあったことも窺知される。また、同家には「聖母堂・八面山・垢離」^(右)と陽刻された天明四年（一七八四）の木版が残っており、「八」の字は八幡神と密接に関係する鳩で表現され、これで刷られた牛玉宝印紙も大切に保存されている。

一方、神護寺については嘉永五年の宗旨改手形に、無本寺で無住の寺であったため、吉祥寺（中津市大字角木所在）が手形に代判している。元治二年（一八六五）の「八面山絶頂図」には、山麓に大日寺が描かれており（江戸時代麓に再建）、これに隣接して神護寺も建立されていたと伝えられているが、すでに廃絶していたとみえ何も書かれていない。

明治初年に神仏判然令が出されると、全国的に排仏毀釈運動が展開されるが、『八面山順拝次第記』によると、明治元年に峰入が廃止され、大日寺住職は櫛木家を名乗り神官職として、箭山神社外九ヶ村神社に奉仕している。大日寺跡には無残な首のない地藏石仏があり、当地での排仏による破壊活動が裏付けられる。明治五年（一八七二）修験道廃止令が出され、八面山修験もこの時点をもって完全に消滅したといえよう。

ここで三光村について簡単にふれておきたい。三光村は北は中津市、南は本耶馬溪町、東は宇佐市、西は山国川を隔てて福岡県築上郡大平村と接する。面積は四六平方キロメートルで、全体の六五パーセントが山林原野で占められている。

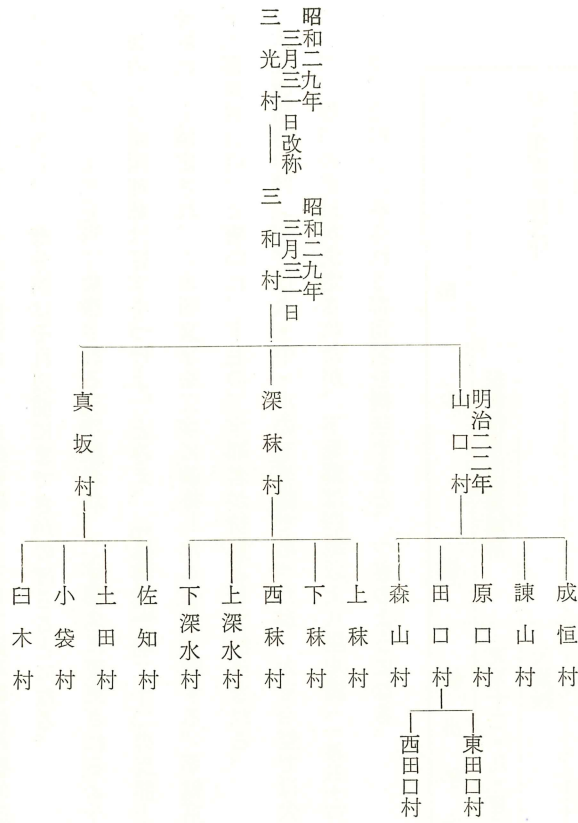
東部は本流の犬丸川が深水から秣を經由し、八面山から発する金色川は田口谷を北流、西部は小袋川が諫山を経て、それぞれ森山で合流する。また、数多くの池が存在し、西部の山国川右岸に佐知平野があり、中央部の田口から森山にかけては狭長な沖積地が展開している。

当村は農業地域で米麦を主体とし、タバコ・養蚕・野菜・花木・果樹・肥育牛などにも取り組んでいる。農村振興として、大規模圃場整備事業が実施されている。近年、県北テクノポリスに伴い先端技術の工場進出もみられ、一段と過疎化に歯止めがかけられ村

の発展が大いに期待されている。

交通網は最西端部を国道二一二号線がほぼ南北に、また犬丸川に沿って一般県道円座中津線が走っている。中央部には一般県道渋見成恒中津線、西部には一般県道中津山国自転車道が走っている。

最後に、三光村の変遷を図示すると次のとおりである。



〔註〕

- (1) 大日本古記録『石清水文書』第五卷所収
- (2) 有吉憲章編『福岡県郷土叢書』(文献出版)所収
- (3) 日本思想大系二〇『神社縁起』(岩波書店)所収
- (4) 竹内理三編『平安遺文』金石文編所収
- (5) (4)と同じ
- (6) 三宅敏之著『経塚遺物年表』(『新版仏教考古学講座』第六卷)
- (7) 『大分県史料』(8)所収
- (8) (7)と同じ

第二節 下毛郡郷の成立

豊前国は八郡より構成されていたが、特に上毛・下毛の郡名はある時期に分割成立したものと考えられる。

『日本書紀』景行紀十二年九月条に、「二を耳垂と曰ふ。残り賤り貪り婪きて、屢人民を略む。是れ御木の川上に居り」とある。御木川は山国川のこと、この存在は、ミケ評(郡)の存在を裏付けるものであろう。

分割の時期は不詳ではあるが、大宝二年(七〇二)「正倉院文書」の戸籍には、「豊前国上三毛郡」とみえる。また、太宰府観世音寺の梵鐘に「上三毛」の陰刻銘が確認され、これは京都妙心寺のものと同形状・法量などが類似し、ほぼ同時期に同一工房で製作されたと考えられる。⁽¹⁾ 妙心寺鐘には、「戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評春米連廣國鑄鍾」の銘があり、「戊戌年」は文武天皇二年(六九八)に相当し、二郡分割はそれ以前にまでさかのぼることになる。

ところで、上三毛郡に象徴される三字郡名が、二字郡名に変更されるようになる。『統日本紀』和銅六年(七一三)の五月条に、「畿内七道諸国郡郷は好字をつけよ」とみえ、『延喜式』卷二十二の民部上にも、「凡そ諸国郡里等の名二字を並べ用い、必ず嘉名を取れ」と規定され、この頃文字を二字に改称したことが判明する。平城京跡から出土した養老二年(七一八)の木簡に、「豊前国下毛郡調綿百屯」と書かれ、下毛の二字郡名が初見として検出される。

大化改新時の評(郡)は大・中・小の三等級であったが、大宝令制では大・上・中・下・小の五等級に改編された。郡の規模に基づいて、郡司の定員が決定されたが、下毛郡は四里以上八里未満(二里五十戸)の下郡に当たり、大領・少領・主帳各一名が置かれた。そこで、史料上にみられる郡司名を掲示すると、つぎのようになる。

大領	少領	検出年次	出典
擬大領 藤野勝宮守	擬無位 勇山岐美麻呂	天平十二・九・廿五	『統日本紀』
郡司 膳助頼		天長四	『類聚国史』五十四卷
		長保六・三・廿七	『権記』

下毛郡司一覧表

勇山岐美麻呂は天平十二年(七四〇)藤原広嗣の乱に際して、はじめ広嗣方であったが、その後京都郡大領楳田勢麻呂の五百騎、仲津郡擬少領膳東人の兵八十人、下毛郡擬少領勇山岐美麻呂と築城郡擬少領佐伯豊石の兵七十人は迫討軍に加わっている。勇山氏の本貫地は諫山郷と推定され、ここには古墳時代後期の臼木古墳群(三光村大字臼木所在)があり諫山氏の墓所との関連で注目される。

蕨野勝宮守については、妻の難波部首子負売が夫の死後空室を守った節婦として、天長四年（八二七）正月廿五日に戸課役田租を免ぜられた記述の中に認められる。蕨野は現在の本耶馬溪町で、その地にも今も宮守夫妻を祭る毛蕨神社がある。

膳助頼に関しては、『権記』長保六年（一〇〇四）三月廿七日の条に、宇佐大宮司大神邦利が首領となり、下毛郡司膳助頼を殺害したことが看取される。

つぎに、地方行政区画の最末端単位である里（郷）についてみることにする。大化二年（六四六）改新の詔に一里五十戸として初見するが、『出雲国風土記』によれば、靈龜元年（七一五）里は郷に改称され、その下に新たな里が置かれた。しかし、天平十二年（七四〇）頃里は消失して、郷制に移行した。

『和名類聚抄』によると、下毛郡には山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠の七郷が判明する。このうち麻生郷は建武元年（一二三四）から応永廿一年（一四一四）の間に、下毛郡から宇佐郡に編入されたことが知られている。以上の郷の現在地比定に関しては、『中津市史』・『大分県地名大辞典』等で論及されており参照されたい。

ところで、律令体制下における郷は五十戸で編成され、いわば人々の集合体を意味するものであり、郷を地域的範囲として把握することは不可能である。ただ条里制が施行され、戸籍に基づく口分田の班給と宅地が確定していたにすぎず、山林原野などは範囲外にあったと考えられる。それが一つの地域的分割として把握されるようになるのは、開発の進行により、十一世紀以後、荘園と公領（国衙領）の区別が要求されて以降、郷は行政的区画として認識されるようになったと推測される。

三光村内における郷の範囲について一瞥すると、仁平二年（一一五二）の『人聞菩薩朝記』に、「豊前国下毛郡諫山郷南高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也」と記述されており、八面山の北側に諫山郷が所在していたことが知られる。

そこで、中世文書中に検出される郷の範囲をみると、嘉禎二年（一二三六）の大神仲子所領所従讓狀に、「在豊前国下毛郡諫山郷田口浦」とみえ、大字田口を中心とする地域に比定される。櫛野一美氏所蔵の沙弥西見渡狀「管豊前国陳山郷得万四郎丸名内田屋敷事」という事書から、得万・四郎丸名が諫山郷内に存在しており、兩名は大字諫山・臼木にあったことが判明しており、この点は後述する。

正和二年（一二三三）の鎮西下知狀に、「豊前国野仲郷實得・時元・快日參箇名半分田島屋敷事」とあり、三名は野仲郷内に包含

されていたとしている。しかし、明応五年（一四九六）の成恒種秀讓状⁽⁶⁾には、諫山郷田口村の田島所従の中に、時元名が検出される。時元名は大字原口に小字名が現存し、実得名は大字田口に比定されることから、兩名は諫山郷内にあったとすべきであろう。中世においては、個人的な郷域把握にすでに相違のあったことの一端を知りうる。

文保二年（一三一八）田口成任讓状⁽⁷⁾によれば、諫山郷内の散在名として鬼丸名が知られるが、この中に杜山前河原田二反と臼木河原田一反廿代があり、杜山は森山と共通し現在も川原田の小字名が残存しており、この名は大字森山・臼木に散在していたことが確定し、この地域も諫山郷内であったと思われる。

応永廿一年（一四一四）の重道屋敷売券⁽⁸⁾によると、「豊前国下毛郡諫山郷末弘名内田嶋崎屋敷三反同小屋卅代事」とあるが、末弘名は大字成恒に所在（後述）していたことが確認されている。

以上のいくつかの事例を通して、諫山郷の領域を示すと、大字田口・成恒・森山・原口・諫山・臼木となり、三光村の中央部以西に該当する。

他方、野仲郷に関しては、八幡「宇佐宮御神領大鏡」⁽⁹⁾（以下「宇佐大鏡」と略称）に、深水庄は野仲郷内とされている。また、「稲用文書」嘉祿二年（一二二六）の擬大宮司宇佐公邦解を初見とする野仲郷弁分は、秣地区に所在（後述）しており、これも野仲郷内であったことから、三光村の東部に野仲郷の一部が確認される。

〔註〕

- (1) 小田富士雄「帰化人文化と大宰府」（『古代の日本』第三卷）
- (2) 『寧楽遺文』(3)、新補金石文
- (3) 河野房男「麻生郷が宇佐郡となった年代」（『宇佐市史』上巻）
- (4) 『鎌倉遺文』(7)、四九四七号
- (5) 『野仲文書』二号（『大分県史料』第八卷）
- (6) 『成恒文書』第三卷一一号（『大分県史料』第八卷）
- (7) 『増補訂正編年大友史料』(4)、一八三号

(8) 『大分県史料』(4)、五〇七号

(9) 『大分県史料』(24)、「到津文書」四六八号

(10) 『鎌倉遺文』(5)、三五一八号

第三節 条里制遺構

律令体制下では口分田の班給が規定されていたが、その実施には土地の区画が必要とされた。一郡あるいは数郡単位で一辺長六町(約六五四メートル)四方の一区画を里とし、これを東西または南北に並べたものが条で、里はさらに各辺を一町ごとに六等分して、溝や畦などで坪と呼ばれる三十六の区画に分割されたが、この一町角の基盤目状に区画された土地制度を条里制という。

下毛郡における条里遺構については、すでに兼子俊一氏の「大分県下の条里遺構」(『大分県地方史』四号)や中野幡能氏の「条里制遺構」(『中津市史』)などによって言及されている。

ここで、今までに確認されている下毛郡内の条里関係史料を表示すると、次頁の表の通りである。

下毛郡の条里に関して兼子俊一氏は、「山国川下流域右岸、中津市外の東方は、山国川の造った扇状地ないし三角州であるが、大分県の条里としては最も広範囲にわたるもので」「地割の方向は南北線が東に約三十度傾いている。坪内の地割は大半が長地型である。」と指摘されている。これは中津平野のみを論じ、三光村内には全く触れられていない。

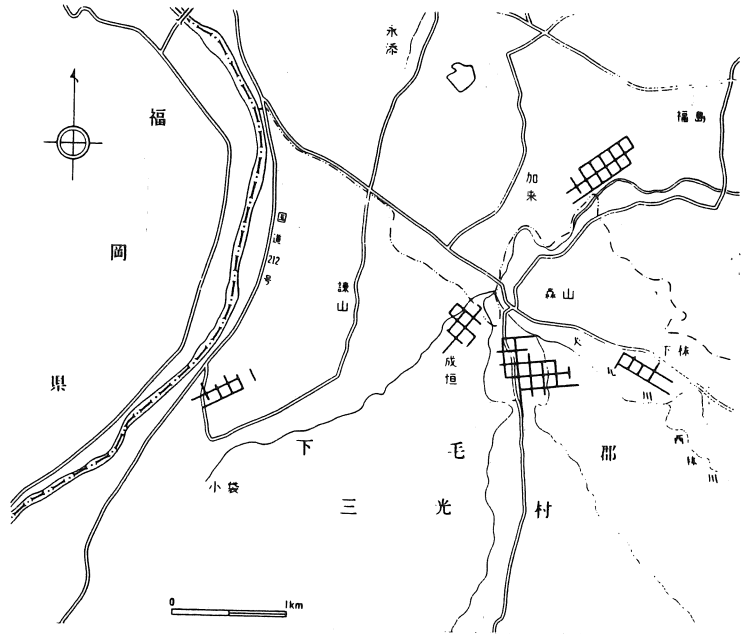
ところが、「条里制遺構分布図」(『大分県地名大辞典』)によれば、中津市と三光村内の条里制遺構が紹介されている。

三光村には「土地宝典」が残されており、一町四方の条里地割が認められるが、その地域を大字で明示すると、(一)田口(旧山口村)(二)成恒(旧山口村)、(三)下秣(旧深秣村)、(四)臼木(旧真坂村)に該当する。

(一)は八面山に発する金色川と、東側の小倉谷から発する岡崎川との間に広がる沖積地域、(二)細長い谷を小袋川が北東に流れる成恒付近一帯。(三)は犬丸川の北側の狭長な沖積地域、(四)山国川右岸の佐知平野南端地域で、二坪・久ノ坪の小字名が残存している。

第四節 深水庄

宇佐宮は大宰府の安楽寺とともに、九州における二大荘園領主といわれ、九州一円に神領を有していた。鎌倉初期に編纂された『宇佐大鏡』によると、宇佐宮領には次の三類型が看取される。



三光村内条里遺構（『大分県地名大辞典』による）

郷	条里	坪	検出年月日	出典
野仲郷	六条八里	卅坪	弘長二・四・十六	永弘文書 五一号
〃	四条二里	廿七坪	年未詳（鎌倉時代）	楠野一美氏所蔵文書
〃	玖津里	三ノ坪	明応カ	永弘文書一三三二号
〃	三ノ坪	三ノ坪	永正十四・九・吉	永弘文書一六九八号
〃	大坪	大坪	建長三・十・八	永弘文書 四三〇号
〃	立坪	立坪	永正十七・九・五	永弘文書一八四六号
〃	六	六	長享二・卯・十五	永弘文書一八〇号

（『中津市史』・『宇佐市史上巻』等を参考にした）

方一町の坪は一反ずつ十等分されるが、これには六〇歩×六歩を一段とする長地形と、三〇歩×一二歩を一段とする半折型の二つがあり、三光村内の地割は長地形であることが確認される。

- (一) 十郷三庄 奈良時代以来給与された比咩神分の封戸が庄園化したもので、豊前国・豊後国・日向国の七郡に所在。
- (二) 本御庄十八箇所^(七) 位田・供田・油料所等の庄園化したもの、豊前国・豊後国・筑前国・筑後国・肥前国に所在。
- (三) 国々散在常見名田 開墾・買得・施入などによって成立した新加の所領で、本来半不輸で、多くは別府と呼ばれ、豊前国・

豊後国・筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・日向国に散在している。

以上のうち、下毛郡内の宇佐宮領として、(一)と(三)の類型が見られ、大家郷・野仲郷・深水庄は(一)類型に包含されるもので、これらは中津市と三光村に所在していたことが確認される。

『宇佐大鏡』によれば、深水庄は野仲郷内に含まれ、田数廿五丁七反で佃一丁六反と記載されている。また、当庄はもともと宇佐宮権大宮司宗海と前播磨掾如海の所領であり、宇佐宮御宝前燈油料として寄進されたもので、長徳六年(一〇〇〇)十一月二日の勘文ならびに立券公驗などに明らかだとみえる。

権大宮司宗海は宇佐姓で、御薦社相統系図^(八)には、野仲郷所在の薦社社司をも勤仕していたらしく、その地位を利用して宇佐宮封戸の野仲郷民を動員し、深水庄の開発を推進したものと考えられる。

なお十一世紀初頭、長保事件が勃発して大宰府と宇佐宮との衝突、および宇佐宮内部の主導権をめぐる抗争が展開されたが、宗海は大宰帥平惟仲方に与同して、宇佐大宮司大神邦利と対立したが、結果的には平惟仲方の敗北に帰している^(九)。

元暦二年(一一八五)三月の解状案に、女弥宜大神安子と祝大神宮保は押領された所領の安堵を請い、源範頼から外題安堵を受けている。この中に祝所帯分として、深水庄翁丸田畠が見られる。

また、承久二年(一二二〇)宇佐宮の宿直警護を懈怠し、夜別十五疋の過料を命じられた当庄の名に、得広・恒元・秋吉・末正・長寸丸が検出される^(四)。

貞和四年(一二三八)十二月廿九日付の宇佐保範得分物注進状に、

一自^ニ深水庄翁丸名御園^一栗ノ上分進^レ之、三斗

惣都合四拾貳石。四斗

とある。この翁丸名は以前祝大神宮保の所領であったが、この頃宇佐宮御炊殿番長の宇佐保範の管理下に置かれ、永弘氏の得分物の

栗を四拾式石一斗四舛進上するよう規定されていた。斗代は三斗であり、この御菌の規模は約十四町であったと推定されよう。

ところで、永正十五年（一五一八）十二月廿日付の番長大夫永弘重行下宮目録次第によれば、

一 當社御菌と申在所者、御神事御時、御菜并菓子等社納之御料所候之処、當郡内辛嶋郷。中村御菌之内屋敷五反、喜多坊押領候、并下毛郡之内深水扇おきな丸之御菌、杉甲斐守方依三押領、御放生會之時御菓子・御菜等不勤候、

と書かれ、御菌とは宇佐宮の御神事に当たっては、御菜・菓子等を社納する重要な料所であったことが判明する。この頃、翁丸御菌は大内氏の家臣杉甲斐守により押領され、宇佐宮二天神事の一つである放生会の時、御菓子や御菜等を不勤していた状況を知りうる。

享徳三年（一四五四）九月、宇佐大宮司到津公弘により筆写された「宇佐宮祭会式」には、放生会事条の八月十四日において、「酒飯兩郷野仲一石深水一石之勤」とあり、野仲郷と深水庄はともに酒飯を出さねばならなかった。

年未詳の永弘重行書状に、宇佐宮の御菌屋敷と申す在所は、当社における重役所であり、かの屋敷において年中御菜を作り、御法味に備うべき役所であったと述べられている。従って、翁丸御菌にも御菌屋敷があったことは確実であり、恐らく莊官級の屋敷がそれに相当すると想定される。

さて、深水庄の現在地比定については、現在名の小字名が残存していないが、大字上秣の竹永万手氏所蔵の明治前々中期頃と推定される土地台帳に秋吉の小字名が検出された。次に、大字下深水には庄井手川原という小字名があり、犬丸川から深水庄への水の取入口であったと考えられ、しかもこの地域には地形に制約されたものの、ほぼ方一町に近い条里に類似した地割が下深水から上秣にかけて認められる。当庄では条里地割を模倣し、極めて計画的な開発が実施されたのであろう。以上の諸点から、深水庄は下深水から上秣にかけて所在していたといえる。

〔註〕 (1) 「今仁恕字文書」二二二号（『大分県史料』(2)）

(2) 新川登亀男「八幡宇佐宮と大宰府の確執」（『大分県史』古代篇Ⅱ）

(3) 「益永文書」五号、女称宜大神安子・祝大神宮保連署解決案（『大分県史料』(29)）

(4) 「永弘文書」二〇号、宇佐宮宿直懈怠過料支配状案（『大分県史料』(3)）

(5) 「到津文書」一六一号（『大分県史料』(1)）

- (6) 「永弘文書」一七六三号（『大分県史料』(5)）
- (7) 「永弘文書」一八六四号（『大分県史料』(5)）

第五節 下毛庄

下毛庄は宇佐宮領の散在常見名田を包含したもので、常見名は恒見名とも記載されており、ツネミと読んでいたことが判明する。『宇佐大鏡』によれば、豊前国の散在常見名田は大部分は開發地で少しは寄進地もあり、半不輸の地で毎年国使が入部して検田を実施、六百五十町の起請田から一町につき准絹二疋、余田からは一町につき准絹八疋を国庫に納めることになっていた。ところが、往古より国役として勤仕されていた、宇佐宮御炊殿一院（下宮）の造宮が退転したことを理由に、安元元年（一一七五）宇佐宮は常見名を不輸の神領と成し、造宮料所に指定されるよう申請して、院庁下文を以て許可され、それらは豊前七郡に所在していたことが明示されている。ここに散在常見名田は一円庄号により、上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄・田川庄・規矩庄という郡名庄に一括編成されたのである。

仲津郡のみ確認されないが、年月日未詳の宇佐宮下宮神官等申状案には、「彼造宮料所者恒見庄八ヶ所也」とあり、永弘光世事書案にも同様の記載がみえ、仲津庄が存在していたとしている。

しかし、鎌倉時代宇佐宮の動向が看取される二史料の内、宇佐宮神領次第案には、

口六十丁豊前国 一 宇佐庄	同国 上毛庄 下毛庄 規矩庄 田河庄	同 二百四十六名 十八名 同 口別符 大野庄 四十七名
------------------	--------------------------------	---

。築城庄

十五名

己上當国

京都庄

同西郷

中北郷

とあり、造宇佐宮課役注文案にも、

一 御炊殿 常見庄々役 上毛庄、下毛々、築城口、京都庄、田河、規矩、宇佐庄等

と記述され、それ以外にも若干の料所があったことが判明する。さらに、明徳元年（一三九〇）の下宮社司兼番長永弘重輔條書案には、「料物ハ七郡之庄役、恒見新庄・徳善保之惣之」とみえる。

以上のことから、郡名庄は七庄であったことが窺知でき、八庄説は豊前八郡から想起された単純な誤記と推察される。ただ、造宮料所の一部に徳善保も包含されており、もともと徳善名といえは弥勒寺領であったことが判明している。同名の保も正応六年（一二二九）の沙弥願仏田畠等譲状に、「在豊前国下毛郡弥勒寺御領得善保内四郎丸名田畠敷等事」とあり、弥勒寺領であったと判断される。この点、「兼番長ト申ハ當社宮寺かける社人也」とみえることから、下宮の番長は宇佐宮と弥勒寺に係り、弥勒寺領の一部が下宮造宮料所に指定され、案外豊前国所在の得善保がこれに充当されていたのではないかと想像される。

『宇佐大鏡』によると下毛郡の散在常見名田は、

下毛郡 田数七百丁
但国半不輪之時、宮召物加地子起請田百七十七丁四反卅 用作一丁八反

とあるように、田数は七百町で七郡中最大規模であった。しかし、建久三年（一二二二）の下毛庄検田目録には、現作田が三百六十四町三段二十代でかなり減少しており、しかも宇佐宮に上納しない不輪租田が百十八町設定され、それらは宇佐宮に係る金堂・猪山社・大貞社・大根河社・妻垣社などに分与されていた。また、宇佐宮勢力の衰退と共に、名主による対捍、あるいは地頭御家人の買得・押領などが顕在化し、ますます侵略されていた。

宇佐宮神領次第案による鎌倉時代の下毛庄の名田は、二百四十六もあり豊前国で最も多く、史料上検出されるものは次表のとおりである。この内、三光村に存在した確実な名田について若干説明しておきたい。

今行名……下毛庄検田目録と宇佐宮神領次第案によると、大根河社免十町の内、今行名一町とみえる。時代はかなり下るが、天文十年（一五四一）の成恒氏種讓状には、下毛郡諫山郷田口村の中に今行名が確認され、大字田口に存在していたと考えられる。また、嘉曆三年（一三二八）の宇佐前大宮司宮成公敷去状に、「今行名西塚之外、為稲富名内之條」とあり、稲富名が本耶馬溪町大字西屋形に所在することから、この名もこの地に比定される。仮名今行名は散在していたものと推察される。

下毛庄の名	出典
① 永久・此松永・本稻重・己成枝・己池永・稻富・稻男・稻 豊利・弥稻男・成久・今行・本市丸・末久市丸・重久市丸名 ② 秣糸永・同乙王丸・秋真名、③ 野仲郷今永名・自見名、④ 金吉、⑤ 岐浦・秣浦（②を含む）、⑥ 田口村（①の末久市丸 などを含む）、⑦ 得万・四郎丸名、⑧ 重光市丸名、⑨ 屋形香 丸名、⑩ 得永名	① 永弘文書二三号 ② 益永文書三号 ③ 永弘文書六九号 ④ 永弘文書五六号 ⑤ 益永文書三号 ⑥ 田口文書（『鎌倉遺文』(9)六八五〇号） ⑦ 櫛野一美氏所蔵文書 ⑧ 田口文書（『鎌倉遺文』(13)九三三八号） ⑨ 到津文書補遺二五号ノ二（『大分県史料』 (30) 永弘文書八二二号

本市丸・末久市丸・重光市丸名…下毛庄検田目録には、大根河社免十町の内、本市丸一町・末久市丸一町・重久市丸一町とあり、宇佐宮神領次第案では、本市丸一町・末久市丸一町・重光市丸六反・本重光市丸四反とある。重久市丸名と重光市丸名・本重光市丸は同一

名と推定される。宝治元年（一二四七）の沙弥西阿讓状案⁽¹⁾では、下毛庄内田口村に末久市丸が検出され、文永二年（一二六五）の田口成藏名田山野讓状に⁽²⁾、諫山郷田口浦において重光市丸が確認され、さらに弘安八年（一二八五）の良仏田地讓状に、⁽³⁾「下毛庄田口浦市丸名已下田畠山野等事」とある。以上のことから、それぞれ田口浦（村）内に所在していたことが検証される。

秣糸永・同乙王・秋真名…寛喜元年（一二二九）の前太政大臣家政所下文案には、⁽⁴⁾「下毛庄封秣糸永名田畠、同乙王丸名田伍町、秋真名田畠」とみえ、これらは宇佐宮御馬所檢校宇佐嗣輔之父母相伝の私領で、嗣輔は次第證文等を相副えて讓与されたことを訴え、宇佐宮本家から領掌安堵されている。なお、元暦二年（一一八五）三月、大尾社（宇佐宮撰社）御供田二十町の内下毛庄秣浦三町が確認され、三名はいずれも秣浦に包含されていたことは確実である。しかし残念ながら、同一の小字名は秣地区に現存しない。

得万・四郎丸名…櫛野一美氏所蔵文書の内、正応二年（一二八九）の沙弥西見渡状には、兩名が諫山郷内にあったことが判明し、しかも「得万名内字横枕」「四郎丸内下臼木笠弥次郎古藪」と記述されている。横枕という小字名は大字諫山にあり、得万名は諫山に所在していたことが判明し、また、四郎丸名は下臼木とある以上、大字臼木にあったものと推定される。

〔註〕

- (1) 「益永文書」四一号 (『大分県史料』29)
- (2) 「永弘文書」六〇四号、永弘光世事書案 (『大分県史料』4)
- (3) 「到津文書補遺」二五号ノ二 (『大分県史料』30)
- (4) 「到津文書補遺」二五号ノ五 (『大分県史料』30)
- (5) 「永弘文書」四一四号 (『大分県史料』3)
- (6) 「湯屋文書」二卷三号 (『大分県史料』2)
- (7) 「到津文書」一一二号 (『大分県史料』1)
- (8) 「永弘文書」二三号 (『大分県史料』3)
- (9) 「成恒文書」四卷一号 (『大分県史料』8)
- (10) 「屋形三郎文書」五号 (『大分県史料』2)
- (11) 「田口文書」 (『鎌倉遺文』10、七二四号)
- (12) 「田口文書」 (『鎌倉遺文』13、九三三八号)
- (13) 「田口文書」 (『鎌倉遺文』20、一五四二七号)
- (14) 「益永文書」三号ノ二 (『大分県史料』29)
- (15) 「益永文書」五号 (『大分県史料』29)

第六節 下毛郡の地頭御家人

元暦二年(一一八五)三月、平氏が滅亡すると、源頼朝と義経との不和が顕在化するに至った。義経は後白河上皇から頼朝追討宣旨を賜わり挙兵したが失敗、彼は朝廷から九国地頭に補任してもらい、西国に下ろうとしたが船が難破し、身を隠さねばならず行方不明となった。頼朝はこの追討宣旨を逆手にとり、平家残党と義経・行家の搜索を名目に、守護・地頭の設置を後白河上皇に申請し、文治元年(一一八五)十二月承認させることに成功した。

こうして源頼朝は莊園・公領に対して、御家人を地頭として任命し、九州の平家没官領・謀反人跡に、多くの関東武士が地頭として下向してきた。彼らは東下りのもの¹下り衆と呼ばれた。他方、従前より九州にいた在地武士で御家人となったものも多数あり、彼らは在地の開発領主であったり、また郡司や国衙・大宰府の役人出身の者で、幕府支配権の派及とともに御家人化し、国御家人と鎮西御家人と呼ばれた。特に九州北西部の武士団には、名主的御家人が顕著に目立つといわれ、豊前国御家人に関して多くの論考があるが、ここでは恵良宏氏の「豊前国における東国御家人宇都宮氏について」（『九州史学』²⁴）を参考にして、以下若干述べることにする。

まず、東国御家人に関しては、多くの庶家を分出し、豊前国で最大の勢力を誇った宇都宮氏があげられる。下野国の御家人宇都宮信房は、文治三年（一一八七）頼朝の命により、鎮西奉行天野遠景と共に、貴海島の追討と義経探索のため鎮西に下向し、自ら貴海島に渡海して勲功を立てている。その戦功により、建久三年（一一九二）二月廿八日頼朝から豊前国田川郡伊方庄の地頭職に補任されている。²⁵これは伊方庄の前地頭原田種貞が貴海島に渡らず、奥州追討にも参加しなかったため、種貞の地頭職を停止し、新たに信房を補任したものである。

また、延慶二年（一一三〇九）の鎮西下知状には、信房が頼朝から板井兵衛尉種遠跡の豊前国田河郡柿原名地頭職も拝領していたことが判明する。板井氏所領の豊前国仲津郡城井郷・築城郡伝法寺庄・豊前国税所職などの没収地は、全て信房に給与されたと考えられている。²⁶

宇都宮氏の庶家として、野仲氏・山田氏・成恒氏・深水氏・大和氏・西郷氏・如法寺氏・友枝氏・広津氏・城井氏・佐田氏が確認される。以下、下毛郡在住の野仲氏と深水氏についてふれておきたい。

(一) 野仲氏……庶家中最も有勢であり、信房の弟重房が建久七年（一一九六）下毛郡野仲郷を領知して、宇都宮を野仲に改めている。この時、地頭職に補任されたとも考えられるが確証がない。野仲郷は宇佐宮領で、後には野仲郷司として野仲氏が確認される。文永元年（一一六四）の沙弥妙性申状案によれば、豊後国田浜庄内恒任名を沙弥妙性が野仲郷司道俊の手より買得すること廿余年とみえ、かなり以前から野仲郷に入部していたものと推測される。

弘安二年（一二七九）六月一日付の関東御教書案に、中津尾寺座主神基の訴えによると、豊前国御家人野仲二郎入道正行以下の輩

は封戸・向野郷等の寺田を刈り取るという狼藉しており、御家人であったことが知られる。

正和二年（一三三三）鎮西下知状⁽⁶⁾によると、野仲道性圓空は宇佐宮神官永弘愛輔と豊前国野仲郷内全得・世永兩名をめぐり相論している。兩名は宇佐宮の一円神領で愛輔重代相伝の地であったが、圓空は数百騎の人勢を率いて押し寄せ押領している。

文保二年（一三一八）の宇佐宮神官實世申状⁽⁷⁾に、野仲次郎太郎道雄が實世の所領である下毛郡麻生郷藍原屋敷のうち北依一ヶ所を押領していたことが判明する。その他、彼は元応元年（一三一九）にも、大家・野仲両郷内の自見名田畠屋敷荒野塩浜ならびに今永田地を押領していたことが知られる。

元亨二年（一三二二）・同四年⁽⁸⁾に野仲郷司某が検出され、嘉暦二年（一三二七）野仲郷司道氏が確認され、いずれも同一人と考えられる。

このように野仲氏が郷司職を帯したのは、恐らく宇佐宮領内の野仲郷に地頭として入部、その地頭としての性格が律令制的な郷司職とやや類似する一面があり、かつ宇佐宮側も武家勢力に依存しながら、古代的支配体制の中に封じこめようとする意図があったと思える。しかし、野仲氏は地頭・郷司の両職を最大限に利用しつつ、宇佐宮領の田畠・屋敷等の下地を押領・買得することにより、自己の勢力を拡大させることに専念した。

(二) 深水氏…その名字から下毛郡深水庄を本拠としていたと推定され、宇都宮系図では信房の弟興房を祖としている。史料上深水氏はいずれも武藤を冠しており、武藤¹¹少武氏一族とも考えられるが、少武氏が豊前守護であったことから擬制的なものと思われる。

正和三年（一三一四）十一月十六日、豊後国来繩郷内小野名に対する小田原宗忍の混乱を停止すべく、安心院新三郎入道と共に深水武藤三郎がその使節としてみえる。さらに同五年閏十月、再び小野名の小田原宗忍の狼藉を停め社家に返付せしめんがため、深水武藤三郎秋氏を使節として入部するよう、宇佐大宮司安心院公宣から下知されている。⁽⁹⁾ なお安心院氏は宇佐郡の有力な御家人であったことが認められる。

以上のように、鎮西探題の命を受け、使節として係争地に派遣されるということは、鎌倉幕府の御家人であった可能性を示唆するものと考えられるが確証はない。

次に、在地武士で御家人となった下毛郡の国御家人についてみることにする。

(一) 田部氏……建保五年(一二一七)の大宰府守護所下文案には、吉富貞富多布原村・山国吉富等地頭職について、文治二年(一一八六)正月廿日の鎌倉殿御判の下文により田部太子に安堵されたとしている。太子は下毛郡山国郷吉富名の地頭職を有し、上毛郡に在住していた。

(二) 久保氏……明海房源意女子大神氏代経方及び宇佐宮神官等と久保六郎種栄との、下毛郡黒水吉武両名地頭職をめぐる相論において、文保元年(一一三一七)八月廿五日鎮西探題北條随時は十二ヶ条の理由により、種栄に地頭職を領掌せしめている。¹⁵⁾種栄の父は御家人久保三郎種家である。なお、正和二年(一一三三)八月廿二日、鎮西探題北條政顕は宇佐宮神官屋形諸成と円智との豊前国延入村畠地の相論において、社家に返付するよう裁しているが、この中で久保六郎種栄は使節として確認され、七月廿五日請文を提出していたことがわかる。¹⁶⁾

(三) 屋形氏……嘉暦三年(一一三二八)沙弥蓮智(屋形諸成)は下毛郡稻男名の田畠・在家・山野と惣領職を、関東下文などの證文を相添えて、嫡子三郎入道蓮覚に譲っており、¹⁷⁾屋形氏は御家人であったと推測されよう。元徳三年(一一三三二)十月十七日、京都騒動により御家人屋形三郎宗智子息又五郎諸利が、鎮西探題府に著到している。¹⁸⁾ここに御家人であったことが判明する。

(四) 田口氏……仁治二年(一二四一)五月十四日の関東御教書により、¹⁹⁾下毛郡市丸名田畠山野等は申状の如く、母堂大神仲子の讓状を得ており、当知行相違なきにより安堵されている。また、文永二年(一二六五)八月廿九日、田部成藏は諫山郷田口浦に所在する先祖相伝の私領である市丸名及び重光市丸名の田畠山野等を、関東下文以下の次第證文等を添えて嫡子田部成氏に譲っている。²⁰⁾なお、田口氏の本姓が田部姓であり、田口浦に所領を有していたため、それが名字となったものである。

〔註〕

- (1) 「佐田文書」一号(『熊本県史料』中世篇二卷)
- (2) 「佐田文書」三号(『熊本県史料』中世篇二卷)
- (3) 恵良宏「豊前国における東国御家人宇都宮氏について」(『九州史学』24)
- (4) 「永弘文書」五四号(『大分県史料』3)
- (5) 「永勝院文書」一号(『大分県史料』2)
- (6) 「永弘文書」一四七号(『大分県史料』3)

- (7) 「永弘文書」一九五号（『大分県史料』③）
- (8) 「北良蔵文書」一〇号、鎮西御教書（『大分県史料』②）
- (9) 「葉丸文書」一五号、鎮西御教書（『大分県史料』②）
- (10) 「葉丸文書」一七号、鎮西御教書（『大分県史料』②）
- (11) 「到津文書」一三三号、宇佐大宮司宇佐公教寄進状写（『大分県史料』①）
- (12) 「永弘文書」一七八号、鎮西御教書（『大分県史料』③）
- (13) 「到津文書」一一六号、宇佐大宮司宇佐公宣下知状（『大分県史料』①）
- (14) 「末久文書」（『鎌倉遺文』④）二二八五号
- (15) 「黒水文書」（『大宰府・太宰府天満宮史料』⑩）所収
- (16) 「時枝文書」三号、鎮西下知状写（『大分県史料』②）
- (17) 「屋形三郎文書」四号、沙弥運智護状（『大分県史料』②）
- (18) 「時枝文書」五号、宇佐諸利著到状（『大分県史料』②）
- (19) 「田口文書」関東御教書（『鎌倉遺文』⑧）、五八六〇号
- (20) 「田口文書」田口成蔵名田山野護状（『鎌倉遺文』⑬）、九三三八号

第七節 野仲弁分と弁分の意味

嘉禄二年（一二二六）八月付の宇佐宮擬大宮司宇佐公邦解^{（1）}によれば、野仲郷弁分の田畠山野等は宇佐宮一円神領であり、公邦の外曾祖父清輔宿禰の所帯であったので子息経輔に譲与された。しかし、経輔が母堂に先立って死去したため、妹の宇佐三子（公邦の外祖母）に附属されたが、その後子細があり三子から公成に領知されて更に子息公邦へと譲与され、宇佐大宮司宇佐公仲から相伝領掌するよう外題安堵されている。

永仁五年（一二九七）九月、宇佐公豊は野仲郷弁分のうち深水河内の田地、「一所 一段廿代 ニレノキ 一所 三段 ヒワカキ」の

二ヶ所合わせて四段廿代を深水上野入道に沽却していたが、徳政の法に任せて打渡されんことを欲し、宇佐大宮司安心院公泰により買主の知行を止め領掌するよう安堵の外題を賜わっている。³⁾

この永仁の徳政令は、この年三月六日に鎌倉幕府から発布されたもので、三カ条からなり御家人の保護・救済を主眼としていた。第一条は越訴の禁止。第二条は御家人領の入質・売買を禁止、以前に売却したのも、本主（質入主・売主）が無償で取りかえすことができるようにする。第三条は利銭出挙（金銭の貸借）についての訴訟は受理しないが、質物を質倉に入れてある場合は受理する。以上の如き内容が規定されていた。

乾元二年（一一〇三）八月十九日付の宇佐大宮司宇佐公世から宇佐公豊への下文³⁾によると、野仲郷弁分の田畠荒野等は興行の旨に任せて、非器の甲乙人等の知行を停止し、公豊に進退領掌せしめ、限りある神役を沙汰するように命ぜられている。

この興行の法は永仁六年（一二九八）六月十三日、伏見天皇の神領興行の論旨に対応して、同年十二月九代執権北条貞時が興行の沙汰を御教書で発給したことによると考えられている。神領興行法とは、広義には神社の修造・祭祀の厳修・神領関係訴訟の急速な審理解決の中に含まれる概念であり、狭義には社家側が年紀不適用によって非器の輩から神領を返付させる意味である。⁴⁾

正和二年（一一三三）六月十六日、宇佐宮一円神領で宇佐公豊の重代相伝所領である野仲郷弁分田畠等を、正応・永仁の頃深木武藤三郎能氏に沽却せしめたが、神領興行の法により宇佐大宮司前対馬守宇佐公世の挙状を帯して返却されるよう訴え、能氏の亡妻藤原氏女買得の田地八反はすでに女子（字土土）に譲与しているため、この点は後日の究明待ちということになり、三町二反三十代の内、とりあえず二町三反三十代を返付するよう鎮西探題北条政顕が下知している。⁵⁾

建武元年（一一三三）五月廿二日、猪山社司稲用公長の猪山免田畠及び本領野仲郷内弁分名が、宇佐大宮司宇佐公右から領掌安堵されている。⁶⁾この時の地字名と前出の正和二年における返却すべき地字名に相共通するものがあり、深木氏は正和の神領興行法で稲用氏に返付したものと思われる。

稲用氏の出自に關してみると、宇佐大宮司宇佐公仲の次子公成が擬大宮司となり野仲郷弁分を所領とし、その子息擬大宮司公邦も父から野仲郷弁分を譲与されている。彼の子が宇佐宮神官（擬大宮司カ）公豊で、稲用太郎と称しており、初めて稲用姓を名乗ったことがわかる。公長（稲用小次郎）の時、擬大宮司と猪山社司を兼帯し、以後稲用氏は猪山社司を勤仕するようになる。参考のため稲用



地図②

に官省符等によるれっきとした本庄（本免）があり、その隣接地が附けたりとして庄園化する場合、便宜的に下級者（國司）の責任において國符（免判）が下された所である。

と説明されている。もし弁分が別符と同一概念であれば、以上の如き内容のものであったと推察される。しかし、管見の範囲内において、弁分だけを究明した研究は未だ成されていないのが現状である。

まず、鎌倉時代までの古文書に検出される弁分について、個別的な初見を一覧表にまとめると次のようになる。

弁分名	庄園領主	初見年次	出典
津隈庄弁分	宇佐宮	建久八？	「到津文書」二七号
都甲庄弁分	弥勒寺	承久三・三・十五	「永弘文書」二二号
野仲郷弁分	宇佐宮	嘉祿二・八・	『鎌倉遺文』(5) 三五一八号
向野弁分	宇佐宮	寛元四・七・六	「到津文書」五六号
封戸弁分	宇佐宮	正元二・正・廿六	「小山田文書」一六号
貫庄弁分	宇佐宮	弘長二・九・廿五	『鎌倉遺文』(12) 八八七四号
石垣庄弁分	宇佐宮	文永十・十・五	『鎌倉遺文』(15) 一一四二五号
朝見郷弁分	宇佐宮	文永十・十・五	『鎌倉遺文』(15) 一一四二五号
安岐郷弁分	宇佐宮	弘安八・九・晦	豊後国岡田帳
上毛弁分	宇佐宮	嘉元三・六・廿三	「到津文書」九五号
田染庄弁分	宇佐宮	元応元・閏七・廿一	「永弘文書」一九七号

弁分一覧表から窺知されるように、宇佐宮領と弥勒寺領に存在し、しかも郷庄名を冠した弁分であること、また宇佐宮領では常見名のみに見られるのではなく、宇佐宮領を形成する三類型にまたがり、しかも郷庄に散見されるのが特徴である。そこで、弁分が多く検出される古記録『宇佐宮祭会式』（以下『祭会式』と略称）を掲げることとする。

三月朔日一切経会事の項に、

一 捧物事

為諸郷庄弁分庄司弁之処近年多以对捍、当時僅弁済之所々

宮政所	上毛庄司	上毛弁分	高家弁分
宇佐庄司	末久	虫生弁分	辛島弁分
来繩弁分	向野弁分	大家弁分	安岐弁分

とあり（○印は筆者）、宇佐宮領には郷庄名の弁分が見られ、すでに多くのものが対捍の状態に置かれていたことが判明する。さらに、宇佐宮放生会事の項によれば、

一細男試楽事

- | | | | |
|--------|--------|--------|------------|
| 到津 | 勾金 | 石垣弁分 | 勝津留 |
| 一日封戸弁分 | 二日両弁分 | 向野 | 革 |
| 五日来繩弁分 | 六日野仲弁分 | 七日大家弁分 | 八日上毛弁分 |
| 九日両弁分 | 大野 | 津隈 | 田染 |
| 十三日両弁分 | 石垣 | 貫 | 葛原 |
| 新開 | 十四両弁分 | 到津 | 十五日安岐武蔵両弁分 |

夜別勤役

酒三斗三舛

此内三舛上分料御杖人請

焼米三斗三舛此内三舛同前

職掌神人等各着座干大式堂南庭御杖人者東座西向、小舎所本司等者西座東向、細男之鼓打笛吹者北座南向、先御杖人備上分於
棚上辰巳角 則申祝御幣者其夜、役所進之 次細男向干巽舞之、次退出、通弥勒寺之後於百太夫殿埋隼人頭、凶土墓敷 自一日至十二日同前十三日

之夜者称一渡舞干七ヶ所、大宮、若宮、下宮、大式堂、女禰宜、官司、百太夫殿、此内両所官司女禰宜者酒坏禄在之、又細男
兩人所乘干顔之布二切各八尺者自館内被下之、次十四日号村渡小舎所行事之、本司為前於七ヶ所舞之、御行以前下宮細涼堂之前

称御同楽吹笛打鼓、神輿御通之後者乘馬烈干胡籙負之前、次着干頓宮之、御鎮祝之後於所々舞之、

と記載され、放生会の八月一日から十五日まで、細男試楽という宇佐宮の神役勤仕に弁分が密接に関係し、夜別勤役の日程が決定され、料物の上納も義務づけられていたことがわかる。野仲弁分は八月六日に細男試楽を勤め、それに伴い酒三斗三舛と焼米三斗三舛を貢納していたことになる。当弁分が所在していた三光村大字下秣の小字名に笛免が現存しているが、まさに細男試楽に深く関係していたことの一証左となろう。また、『祭会式』の中で弁分と別符とは明瞭に区別されて記載されており、宇佐宮においては異質な

ものという認識が働いていたことを物語るものである。ところで、橋本操六氏は『祭会式』の記載内容の下限について、放生会項の内容を検討され、女祢宜の存在は永仁年間に祢宜大夫がみられ、それ以前の内容を伝えたもので、今永家大神系図に建治三年十二月二日本所安堵の下知を受けた祝宮守の長女常子が女祢宜を勤めていたとみえ、これが女祢宜の下限であり、『祭会式』の内容は少なくとも弘安・正応年間頃までを下限とする内容であるという興味深い指摘をされている。

年末詳の八幡宇佐宮放生会縁起には、⁽¹⁰⁾「一細男舞 八月朔^明自夜十五日迄、毎夜舞之、酒肴料物豊前・豊後・筑前三ヶ国ノ内ヨリ勤之」と書かれ、内容は「祭会式」と対応する同一内容であり、豊前・豊後・筑前三ヶ国の弁分が細男試案と酒肴料物を勤仕することが規定されていたといえる。

さらに、正応三年（一二九〇）に編修された『宇佐託宣集』の五卷、放生会の舞楽に関する一文を引用すると、「其役入調舞楽、自南樂屋奏種々音楽、於西舞壹盡一々儷曲、是則為彌陀法案為含靈引導也、凡厥當會儀式、昔者大菩薩、法蓮和尚等御勤行、今者公家并宮寺之勤役」（○印は筆者）とあり、放生会には公家も宮寺（宇佐宮と弥勒寺）も関与していたこと、舞楽においても宮寺等が密接に関係していたことを示唆するものと考えられ、これは弁分初見一覧表に弥勒寺領の弁分が検出されることから首肯されよう。

また、天文十三年（一五四四）の放生会日記控の中に収載されている十月十日付の大内氏奉行人連署書状案によれば、「一就^{朔日}細男所役弁分役一入目注文」という記載内容からも察せられるように、明らかに細男所役は弁分役であったことが証明されよう。

これをさらに補強するように、元龜二年（一五七一）頃と推定される到津公憲目安状案に、「仍而御神領弁分事、御尊神御垂跡以来為^二當宮之細男役免^一無^二相違^一地也」「殊^二樁弁分事、彼地之内去年拾町被^レ成^二還補^一候、併右之神領之事、為^二當宮細男料所^一重役之地候之条、」と記述され、宇佐宮領樁弁分が八幡神が垂跡して以来、宇佐宮の細男役免であり、細男料所として重役の地であったことが明記されている。勿論、細男役免となったのは、ずっと後になってからのことであろう。

以上の諸史料から弁分の実体は、開発の単位としての別符とは明確に相違し、あくまでも宇佐宮の細男試案を勤仕し料物を社納するために、豊前・豊後・筑前三国の郷庄に対し、任意に設定された神役勤仕の単位であったと結論づけられよう。弁分の弁とは、わかつとか区別するという意味があり、諸郷庄から細男役に関係するものとして区別されたものという観点から、弁分と命名されたのではないかと推測される。

次に、弁分には究明すべき問題が残されている。その第一の問題点は設定時期である。多くの弁分が収録されている「祭会式」の内容

が十三世紀半ばのもので、すでに多くの弁分が対捍の状態にあったことが窺知されている。弁分一覧表からもわかるように、弁分初出の史料は宇佐宮領の津隈庄弁分、次には弥勒寺領の都甲庄弁分が見られる。前者は「豊前国建久田帳宇佐宮弥勒寺領注文案」にある。後者に関しては建暦二年(一一二二)の都甲庄弁分濟使八多某に宛文案⁽¹⁸⁾によると、都甲庄弁分田島等の中に、冠山七坪一段六十歩・同十八坪五段・同十九坪二段・同十六坪四段の以上田、一町二段六十歩と屋敷島一所は往古弁分地であったことが認められる。以上のことから弁分は少なくとも平安末期に設定されていたことは確実である。また、野仲郷弁分についても、前出の嘉禄二年(一一二六)の擬大宮司宇佐公邦解に、外曾祖父清輔宿禰の所帯であったことから、これも平安末期に弁分が存在していたことの傍証とされる。以上の諸点を勘案すれば、宮寺の最も全盛期であった十二世紀後半頃に、宮寺のそれぞれの庄園である諸郷庄等に対し、細男料所としての弁分が設定されたと考えられる。

第二の問題点として、どのような場所に弁分が設定されていたかということである。これについては、野仲郷弁分でその位置から考察したように、条里制遺構外の微高地上に所在していたことが把握されている。恐らく本郷に付属した封民の住家や島地があった所で、後にこれを中核にして徐々に開発されたものと推定される。そこで弁分が開発の単位でないと判断した以上、条里の中に弁分が認められるとすれば、まさに弁分は開発の単位ではないという一支証となりうるのではあるまいか。

たとえば、前出史料の都甲庄弁分には、七坪・十六坪・十八坪・十九坪といった条里呼称のある土地に所在していたことが知られている。年末詳の親賀・永智連署安堵状⁽¹⁴⁾には、「宇佐神領豊後国来繩郷辨分成久名四坪内田地參段并祖父親昌買得地事」とあり、来繩郷弁分の成久名には四坪という条里呼称が見い出される。また、宇佐郡の向野弁分についてみると、寛元四年(一一四六)の関白家御教書案⁽¹⁵⁾から、吉用名が向野弁分であったことが確認され、建長六年(一一五四)に、沙弥生西が吉用名の田島等を愛明に譲っているが、この中に「里坪員数本券具也」と明記されている。⁽¹⁶⁾里坪とは古代の条里制における土地区画の所在を示すのに用いられる用語で中世にも使用されていたもので、⁽¹⁷⁾つまり向野弁分の吉用名が条里制区画の中に所在していたと考えることができよう。

弁分が条里の中や、その周辺部にも所在するという事実が把握されたが、それは弁分が開発の単位ではないことを明示するものであるが、しかしながらそれらは低生産性の土地に所在していたことの一端を示すものと推定される。従って、宮寺の庄園領主は、細男試案を勤仕するための弁分設定に関して、諸郷庄の極めて低生産性の田島を指定し固定化して、神役勤仕に置換したものと考えたい。

ところで、弁分と別符との混同についての私見を述べておきたい。まず、弁分は「ベンブ」「ベンブン」「ベブ」、別符については「ベップ」「ベブ」「ビュウ」という読みができ、極めて類似した発音である。このことが弁分と別符とが同質のものという、大きな誤解を後世において誘引した原因と思われる。たとえば、弘安八年（一二八五）の「豊後国岡田帳」にみられる石垣弁分のみ限定して考察してみたい。まず、「岡田帳」の写本の中で最も原本形態に近いといわれる平林本¹⁸では、石垣庄百四拾町と弁分六拾町が確認されるが、内閣文庫本をみると同一内容ではあるものの、別府六拾町と記載されている。前者は弁分であり、後者は別府と表記している。恐らく岡田帳の書かれた当初は、弁分と正確に書かれていたものが、その後の伝写過程において、弁分と別符との読みが類似していたことから、意味内容も全く同一という解釈がとられたものと推察される。

このような解釈は、「岡田帳」だけに見られる事象ではなく、宇佐宮側においても弁分の対捍・買得・押領などにより、弁分の本来的な機能が喪失されるに及び、弁分と別符との厳密な区別がなされなくなったことにも帰因するのではあるまいか。

〔註〕

- (1) 『鎌倉遺文』(5)、五三一八号
- (2) 『鎌倉遺文』(26)、一九四六号 宇佐公豊申状案
- (3) 「稲用文書」宇佐大宮司宇佐公也下文(中野幡能氏提供)、この写は『大分県史料』(1) 九四号に所収
- (4) 川添昭二「鎮西探題と神領興行法」(『社会経済史学』二八卷三号)
- (5) 「稲用文書」鎮西下知状(『大宰府・太宰府天満宮史料』(9))
- (6) 「稲用文書」猪山社司稲用公長申状(中野幡能氏提供)
- (7) 先祖次第并野仲弁分相伝知行系図(『大分県史料』(30) 二六号)
- (8) 渡辺澄夫「荘園制の発達」二六九～二七〇頁(『大分市史』上巻)
- (9) 橋本操六「歴史の道」調査報告書『放生会道』
- (10) 「北和介文書」一号(『大分県史料』(2))
- (11) 「永弘文書」二二五八号ノ九(『大分県史料』(6))
- (12) 「到津文書」四三五号(『大分県史料』(24))
- (13) 「都甲文書」一卷三号(『大分県史料』(9))

(14) 「松成文書」二〇号（『大分県史料』10）

(15) 「到津文書」五六号（『大分県史料』1）

(16) 「到津文書」二六号ノ五（『大分県史料』1）

(17) 『日本史用語辞典』（柏書房）

(18) 『鎌倉遺文』20 一五七〇〇号

(19) 『鎌倉遺文』20 一五七〇一号

ここに、中野幡能博士から稲用文書の筆写本を提供していただいたことに対し、この場を借りてお礼を申し上げます。

第八節 南北朝の抗争と郷土武士

元弘三年（一三三三）五月廿二日、鎌倉幕府は滅亡し、その三日後の廿五日に大友貞宗・少貳貞経・島津貞久等による攻撃により、ついに鎮西探題北條英時も打倒された。この合戦において、下毛郡田口村在住の田口孫三郎信連の舎弟重貞が、疵をこうむる軍忠を励んでいたことが認められる。¹⁾ 豊前国在地領主の指揮に当たっていたのは、少貳貞経・大友貞宗と共に、宇都宮高房も関与していたことが知られる。

こうして、後醍醐天皇による建武の新政が開始されるようになる。しかし、北條氏の残党である規矩高政・糸田貞義の反乱が起きると、少貳貞経の指揮下にあった北九州の武士達が動員され、鎮圧している。この時、貞経は田口信連に対して、出京中の者は早く下国して参戦するように呼びかけた施行状を出している。²⁾

建武二年（一三三五）十一月、足利尊氏は建武新政権に多くの矛盾を感じ、鎌倉において反旗を翻した。十二月新田軍を破って上洛した尊氏は、翌年正月新田義貞・北畠顕家等に敗退し、兵庫から九州に落ちのび少貳頼尚に迎えられた。三月二日尊氏軍は圧倒的な菊池武敏・阿蘇惟直・秋月寂心等と多々良浜で合戦し、奇跡的な大勝利を収め、四月三日九州の軍勢を引き連れて再度上洛することになる。この時、一族の一色範氏（道猷）を後の鎮西管領として、九州経営に当たらせた。

京都に入った尊氏は八月に光明天皇を擁立し、十一月室町幕府を開設するが、翌月後醍醐天皇は吉野に移り、以後五十余年に及ぶ南北朝内乱の時代に突入することになる。

さて、田口氏の動向をみると、建武三年二月十四日に少貳頼尚は田口信連に対して、菊池武敏等が菊池の本宅に立ち帰り再挙するにつき、その誅伐のため大宰府に馳参するよう催促している。これに呼応した田口村市丸名地頭の田口孫三郎信連は、尊氏方に着到し高師泰の證判を賜わっている。その後、尊氏の上洛に際して、信連は子息重連を供奉させている。彼は八月廿三日、京都賀茂河原合戦で先懸の忠をなし饗庭隼人大夫・青木大膳亮が見知、同廿五日豊前守護少貳頼尚と共に、内野から仁和寺まで凶徒を追い帰し、同廿八日中御門河原での忠功、さらに同廿九日には嵯峨に発向して凶徒等を追落しており、以上の軍忠に対して少貳頼尚の證判を受けている。建武五年（一三三八）三月十二日、山城国綴喜郡八幡に発向し、同日河内交野郡洞巖合戦での軍忠、同十六日摂津国天王寺合戦における阿部野原での軍忠を、松木次郎左衛門・黒木孫太郎が見知、五月十六日和泉国大鳥郡堺濱に進発して同廿二日の合戦での軍忠、その上凶徒等を追い懸け同国大鳥庄で忠功をいたしたことを、綾垣孫八・香志田彦次郎等が見知しており、まさに三月から五月廿五日の帰洛まで、毎度の忠節を尽していたことが窺われる。

他方、九州においては多々良浜の合戦後、豊後玖珠城（伐株山）には一色頼行を総大将として攻撃を開始させた。当城には六代大友貞宗の長男貞順を筆頭に、入田士寂・出羽季貞の大友一族、小田顕成・魚返宰相房等の玖珠郡内清原一族や大神系国衆が籠城していた。攻撃軍には守護代藤原宗能をはじめ、大友大炊助・戸次朝直・同頼尊・志賀頼房・近地景能等の大友一族、野上顕道・同顕成・同資頼・同資氏・綾垣政明等の清原一族、都甲惟世・同惟元・同惟種・富来忠孝・植田寂円・同能綱等の国衆のほか、肥前勢や豊前勢も参戦しており、特に豊前勢には野仲三郎太郎道棟・同子息九郎道春・延入六郎・垂水次郎・跡田弥三郎・竹井弥四郎・諫山弥三太・田中三郎五郎入道・屋形諸利・野仲郷司・安心院五郎・津布佐五郎次郎・蛸瀬又二郎等であった。

南北朝内乱の長期化は、一族内の利害に伴う対立抗争によるもので、それは惣領が庶子を統制し、庶子に所領を分割支配する従前の惣領制において、庶家の独立化と経済力の劣弱化を伴ったため、この頃嫡子単独相続制への転換をせまられ、これが嫡庶の対立を一層激化させた主因である。たとえば、伐株山城に籠城した大友貞順は大友貞宗の長子で、当時の惣領大友氏泰（千代松丸）の兄であったが、父貞宗は正慶二年（一三三三）三月十三日嫡子単独相続制にふみ切り、戦場にのぞむ兄達には所領を譲らず、軍忠を致し存

命の時に千代松丸が扶持するよう定められ、軍忠のある貞順らは所領譲与にあずからないことから、反逆するにいたったのである。さて、建武四年（一一三七）四月十四日の顕康施行状写（註）によると、顕康（姓不詳）は田口三郎に対して、尾張三郎・備中権守・千手・秋月等の凶徒が筑前国穂波郡長尾村に打ち出で濫妨するため、早くかの所に馳せ向い軍忠を成すよう命令を伝達しているが、実際に出勢したのかどうかは不明である。

ところで、後醍醐天皇は南朝の勢力拡大のため、延元元年（一一三六）九州には懐良親王を征西將軍宮として派遣、正平三年（一一三八）親王は目的地肥後国に入り、菊地・阿蘇氏に迎えられて限府に移った。

一方、貞和五年（一一三四）足利尊氏の庶子で、弟直義の養子となっていた足利直冬は、中央での尊氏・直義の抗争から、高師直に追われ九州に逃走し、彼に呼応したのは管領を不満とする少貳頼尚を筆頭に、大友貞宗・宗像氏などの守護大名や有力国人であった。

こうして九州においては、一色範氏を中心とする管領方（尊氏党）、直冬を擁する佐殿方（直義党）、懐良親王をいただく宮方（南朝）に三分され、中央での対立・抗争と密接に関連しながら、目まぐるしい離合集散を繰り返すことになり、管領方は観応、佐殿方は貞和、宮方は正平という年号を個別に使用していた。

観応元年（一一三五）五月、豊前国上毛郡に在住の成恒種定軍忠状（註）によれば、肥前国の凶徒が蜂起したので、成恒種定は少貳頼尚の手に属して発向したが、合戦延引のため帰郷、しかし豊前国の反管領方である新田伊達小次郎・如法寺孫次郎入道円康・土岐藏人太郎等が押し寄せるとのこと、築城の宇都宮氏のもとに馳参している。また、五月二日凶徒等が上毛郡で濫妨し所々を焼き払うに より、守護代に従い発向、同郡篠塚での合戦で軍忠を致し、守護代をはじめ萱津次郎三郎・安永四郎等が見知している旨を言上している。この頃、少貳頼尚はまだ管領方であったことが判明する。

その後、成恒種貞は佐殿方についたらしく貞和六年（一一三五）九月卅日の着到状（註）で検証され、恐らくこの頃少貳頼尚が直冬方に与同したため、それに順応したものと推定される。

観応元年（一一三五）九月十六日、豊前守護代西郷顕景は田口三郎に対し、豊前国の反管領方凶徒が如法寺左衛門に陣をとっており、明日十七日対治のため罷り向い、後攻めとして一族を従え、下毛郡山国より発向し軍忠をなすよう軍勢の催促をしており、田口

氏は管領方であったと考えられる。

貞和六年十二月、豊前国大友孫次郎入道道性は、下毛郡野仲郷内諫山々立部田地・同郡山国江淵村ならびに得王丸名内田島・屋敷・山野・犬丸名田地、及び上毛郡三毛門村と吉木有松名田地・畠地・屋敷等の地頭職安堵を言上し、同月廿七日足利直冬の安堵の外題を賜わっている。⁽¹²⁾諫山には反直冬勢力が存在していたものと推測される。

観応二年正月、成恒種定軍忠状⁽¹³⁾によると、去年十二月廿三日の大将下著以来、御方に馳せ参り宿直警固をし、同廿九日には大将野依弾正忠の手に属して友枝で忠勤、今年正月八日大将飯沼兵庫助入道の手へ属し、永副に向い城郭を破却して敵を追散、宇佐郡の赤尾より凶徒等が打ち出るので、同十九日宇都宮山田三郎の手に属し猿渡に行き敵を追散、同廿一日下毛郡に凶徒等が出現し高瀬以下を焼き払うため、酒手隈に馳せ敵を追散していたことが窺われる。成恒種定は一色範光の証判を得ており、この頃再び佐殿方から管領方に転じたことが判明する。ここで注目すべきことは、それぞれの合戦で大将が相違し、まさに統一的把握に欠如していることである。

成恒種定と同様に、久恒範房も大将が下著して以来宿直警固し、正月八日には飯沼兵庫介入道に属して、長副に向い城郭を焼き敵を追散、同廿一日には釈源水の凶徒が高瀬を焼き打ちしたので、阪手隈に馳せ敵を追散、以上のことは野依貞輔・田口三郎も同所合戦で見知しており、証判を賜わらんことを言上している。⁽¹⁴⁾この頃管領方の下毛郡武士として、野依貞輔・田口三郎・久恒範房が確認される。

さて、観応二年三月、中央において尊氏と直義が和睦すると、直冬は鎮西探題に任せられ一色氏と交替したが、同年八月尊氏・直義の協調が破綻し直義は京都を出奔、九月には尊氏は直冬追討令を発した。ここに直冬は探題の地位を失ない決定的に不利となる。

こうして、管領の一色範氏は宮方と同盟して直冬討伐へと進撃を開始する。翌年十一月、直冬と少貳頼尚の拠点大宰府を管領・宮方が攻略、敗北した直冬は九州を脱出して長門国へと移り、ついに佐殿方の勢力は宮方と迎合するようになる。文和四年(一二三五)宮方と少貳の連合軍は博多を攻撃し、一色範氏・直氏父子は長門国へとのがれた。

九州が宮方勢力下に入ることを危惧した幕府は、少貳・大友等に使者を送り宮方離反を説得し、ついに彼等は幕府方の誘いに応じることとなり、以後宮方と少貳・大友等との抗争が展開されるようになる。

弘安元年（一三六二）足利義詮は一族の斯波氏経を鎮西管領に任命し、九州での指揮をとらせたが失敗、ついで同様に渋川義行を派遣したが、九州に上陸することすらできない有様であった。

応安三年（一三七〇）、幕府は圧倒的な南朝勢力に対抗して今川貞世（了俊）を九州探題に任命して以後、九州の南朝方もようやく衰退するようになる。応安四年十二月十七日、今川了俊は瑞雲寺（三光村大字成恒に所在）に対する、軍勢及び甲乙人（一般庶人）等による濫妨狼藉を禁じている。⁽¹⁵⁾

永和二年（一三七六）正月廿三日付の阿蘇大宮司惟村に宛てた了俊書状によると、弟今川氏兼は野中郷司の城に在陣していることが記載されており、下毛郡はすでに北朝勢力下に置かれていたことが知られる。

至徳三年（一三八六）、今川了俊は大内義弘に対し、宇佐宮領である下毛郡福永名（湯屋名）の違乱を排除して、下地を宇佐宮御馬所権檢校幸茂に遵行するよう命じている。⁽¹⁷⁾ 大内義弘は探題今川了俊の九州下向を援助し、一三八〇年代に豊前守護職を得て、ここに大内氏による豊前支配の一大契機となる。

明德三年（一三九二）に南北朝の和睦が成立し、応永二年（一三九五）七月、了俊は探題職を罷免され京都に召還された。

〔註〕

- (1) 「田口文書」(『増補訂正編年大友史料』(5) 一一・一三号)
- (2) 「田口文書」少貳妙惠軍勢催促状(『南北朝遺文』(1) 一〇九号)
- (3) 「田口文書」少貳頼尚軍勢催促状(『南北朝遺文』(1) 四一六号)
- (4) 「田口文書」田口重連軍忠状(『南北朝遺文』(1) 七五五号)
- (5) 「田口文書」田口重連軍忠状(『増補訂正編年大友史料』(6) 二〇号)
- (6) 橋本操六「玖珠城の戦い」(『大分の歴史』(3))
- (7) 渡辺澄夫「大友志賀氏の在地領主制の展開」(『増訂豊後大友氏の研究』)
- (8) 『増補訂正編年大友史料』(5) 三六八号
- (9) 「成恒文書」成恒種定軍忠状(『南北朝遺文』(3) 二七六九号)
- (10) 「成恒文書」成恒種貞着到状(『南北朝遺文』(3) 二八六七号)

- (11) 「田口文書」西郷顯景軍勢催促状（『南北朝遺文』(3) 二八五二号）
- (12) 「新田文書」大友道性申状（『南北朝遺文』(3) 二九七六号）
- (13) 「成恒文書」成恒種定軍忠状（『南北朝遺文』(3) 二九九八号）
- (14) 「久恒文書」久恒範房軍忠状写（『南北朝遺文』(3) 二九九九号）
- (15) 「成恒文書」二卷六号、今川了俊禁制（『大分県史料』(8)）
- (16) 「阿蘇文書」（『増補訂正編年大友史料』(8) 二二九号）
- (17) 「湯屋文書」二卷七号、九州探題今川了俊書下（『大分県史料』(2)）

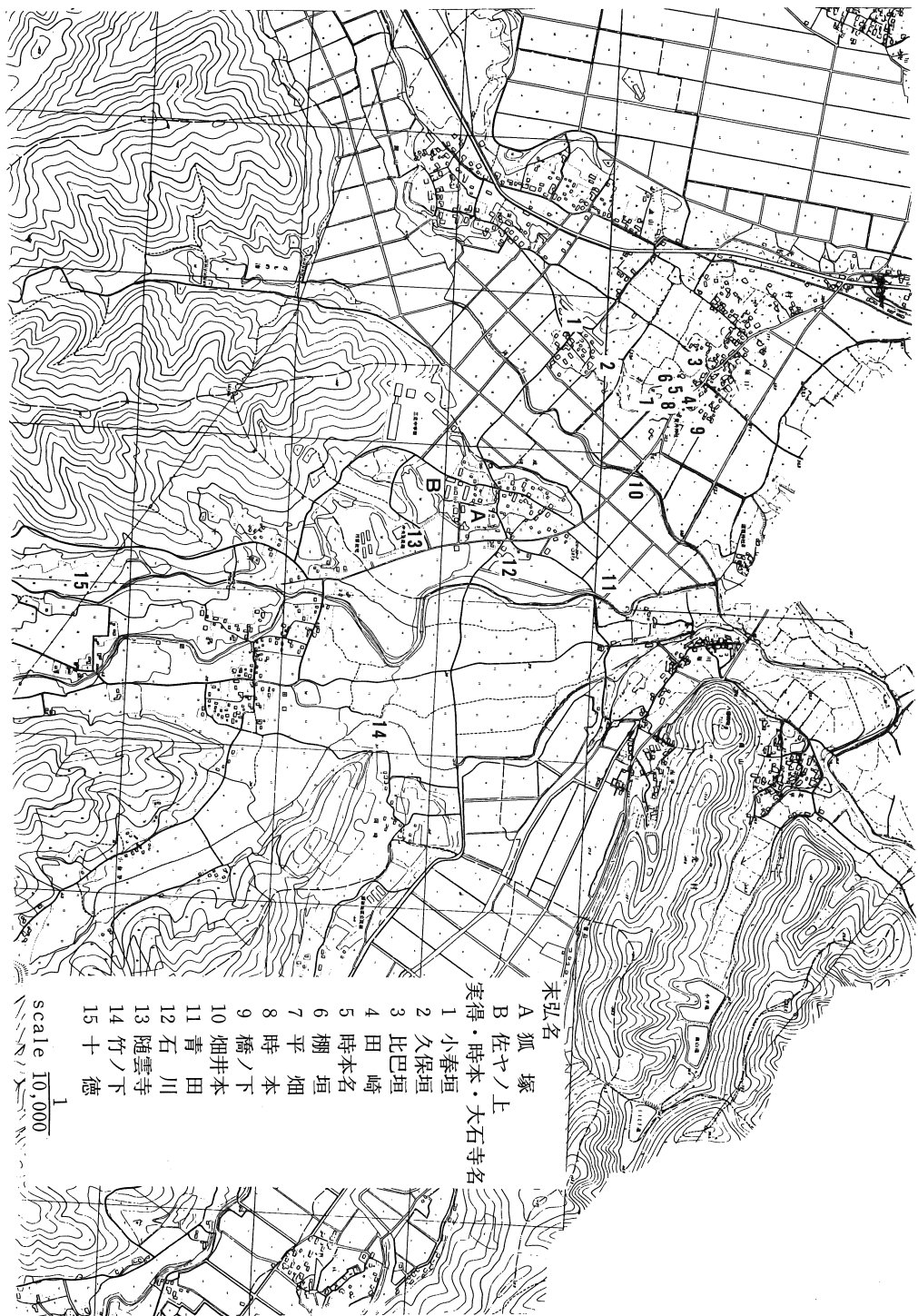
第九節 宇佐上宮の宮番料所

宇佐宮の上宮における宮番については、応永卅四年（一四二七）八月十五日付の大内盛見奉書案によって、宇佐大宮司家の宮成・到津・安心院氏がそれぞれ上・中・下旬の三奉行人として任せられ、結番衆とそれに付属した宮番料所もそれぞれ均等に三分されたであろうことを筆者はすでに指摘した。¹⁾

まず、史料上検出される宮番料所（番領）についてみると、(一)下毛郡諫山郷末弘名、(二)同郡実得・時元・大石寺名、(三)同郡湯屋名、(四)同郡宮永名、(五)同郡小犬丸名、(六)宇佐郡辛嶋・葛原両郷内元里・枝末・明成・時岡名、(七)同郡封戸が判明する。²⁾これらの内、下毛郡に係する番領について考察する。

(一) 末弘名……正長元年（一四二八）八月十三日付の諫山道秀下作職売券³⁾によると、諫山道秀は諫山郷末弘名の内、田嶋崎二町五段の下作職（実質的耕作権）を成恒弘種に對して、毎年加地子三百文と一年に二度の宮番を勤仕する旨を条件に永代を限り去り預けている。しかし、定加地子と宮番を無沙汰した場合、何時も下地を改易されること、また諸公事は本名に止どめ置かれていた。

成恒氏は大藏一族で、もともと上毛郡成恒名の地頭代であったが、系図によれば成恒種隆が応永七年（一四〇〇）に下毛郡田嶋崎



に居住したとのことである。しかし、確実な古文書の上で見える限り、応永廿八年(一四二二)十月七日、大石兵部承重成が諫山郷鬼丸名の畑地一反を、代三貫五百文にて成恒兵庫助に売っていることが知られる。以後、成恒氏は下作職の買得などにより、有力な地領主として成長することになる。

次に、永享二年(一四三〇)八月廿二日、諫山道實等は成恒助七(弘種)に対し、正長元年に末弘名内田嶋崎二町五反の下作職を売り渡していたが、再度入用につき代銭四貫五百文で加地子と宮番を永代売り渡し、万雑公事(夫役や雑物を含む全ての雑税)は本名に止どめられている。

文明十五年(一四八三)卯月廿五日には、「本役定銭兩所分仁五百文、并年中宮番内二ヶ月分致其沙汰可相拘之由、申定之、盛種仁賣渡候證跡明白也」とあり、また同年月日の他の史料によると、「本役定銭兩所分五百文并宮番神職、致其沙汰可相抱之由、申定之、盛種仁賣渡之證跡明白也」とも見える。両史料を通じて、本役定銭兩所分五百文と二ヶ月分の宮番勤仕が明記され、宮番神職(番子)として宇佐側から神人階層として把握されていた。年未詳の宮成公建覚書写に、

(前略) 宇佐宮祠官宮番等、正長元年八月十三日成恒助三次郎弘種仁売渡畢、代銭四貫五百文、本宮御小屋入七月二日也、公建御改之写如件、

成恒者宇佐方宮成、附二ヶ月ニ二度番職・兩度神事五百文社納、弘治二年迄相勤神事、無懈怠執行仕畢、とある。成恒氏が宮成方(上旬奉行人)についていたこと、一ヶ月とは一ケ年の誤記で二度番職の意味は、上旬勤仕を一ヶ月とみなし、その二度(二ヶ月)分ということになる。なお、兩度神事五百文と前出史料の本役定銭兩所分五百文とは同一のもので、神聖な上宮を宮番するために清祓を必要とし、その時に支払われる二度分の清祓料に相当するものと考えられる。成恒氏は弘治二年(一五五六)まで、大内氏支配下において宮番を勤仕し、それ以後大友氏の支配下では宮番を不動していたことが判明する。

この名の所在地についてみると、前出の正長元年の諫山道秀下作職売券の四至に、「限_東田_右、限_南左屋_ノ上、限_西田_下、限_北得_永方_知行_土根」とある。この内、左屋ノ上という小字名が現存している。さらに康正元年(一四五五)の道祐・道豊連署安堵状に「田嶋崎荒野狐塚事」と記述されており、狐塚の小字名も残存している。以上の二小字名は、三光村大字成恒に所在していることが確認される。

(二) 実得・時元・大石寺名……文明七年(一四七五)の宇佐大宮司安心院公見の専使助忠は、神領である実得・時元名の宮番勤仕を奔走するよう成恒兵庫助に書状を送り、また同年助忠は成恒兵庫助に対し、兩名九段十代を安堵する旨を伝達している。この頃、成恒氏は末弘名内田嶋崎と同様に、兩名下作職を買得し、そのため宇佐宮の宮番勤仕を義務づけられたことが推定される。

大永三年(一五二三)の坪付注文⁽⁹⁾によれば、「豊前国下毛郡御神領宮番料所実得時元并大石寺兩名坪付事」との事書から、実得・時元・大石寺名が宮番料所であったことが検証される。

実得・時元名に関しては、前掲の専使助忠奉書写に裏付けられるように、助忠が宇佐大宮司安心院公見の専使であり、下旬番役の安心院方であった可能性が極めて強いが確定できない。

次に名の所在地について考察すると、大永三年の坪付注文に、はたい本・はしの下・あおう田・実得・竹下・たさき・びわ・ひらのはたけ・たなかき・くははたけ・石河東・こはるかき・瑞雲寺敷地等の地字名が検出されるが、これらの内三光村大字田口に竹ノ下・十徳があり、同村大字成恒に青田・石川・随雲寺、同村大字森山に青田(成恒の青田と続地) 同村大字原口に畑井本・橋ノ本・平畑・棚垣・時本名・時本・田崎・比巴垣、同村大字諫山には久保畑・小春垣といった小字名が現存している。

以上のことから、実得・時元・大石寺名は田口・成恒・森山・原口・諫山にかけて散在し、広範囲に所在していたことが判明する。特に、時元名は原口から諫山にかけての地域に比定され、実得名は田口にあったことは明白である。その中間地である成恒を中心とする地域こそ、大石寺名であったと推測されよう。

(三) 湯屋名……天文三年(一五三四)の宇佐大宮司家専使吉用弘延奉書⁽¹²⁾によれば、宮番地の湯屋名三町が闕所地となり、懇望に任せて湯屋弟法師に宛行い、社役を勤仕するように命じている。吉用弘延は到津大宮司家の専使であることから、湯屋氏は到津方の中旬番役を勤めていたと考えられる。

天正十二年(一五八四)の湯屋名一跡田畠等坪付に、⁽¹³⁾「一所 参町湯屋名田」と記載され、恐らく宇佐御番免田として、この頃も宮番を執行していたであろうことが推定されよう。現在地は中津市大字湯屋に比定される。

四 宮永名……年未詳の某條書⁽¹⁴⁾によれば、「一宮永名田宮番事申候處、今程飯田殿様御進退候間、存知不^レ在^レ之由、帯刀左衛門殿御請文在^レ之、」とみえ、宮永名が宮番料所として確認される。しかしながら、飯田氏の所領で宮番を無視した不動の状況下に置か

れていたことが知られる。

現在地は、『中津市史』第七章第二節の大家郷久恒名に所収されている永正五年（一五〇八）十一月十五日付の久恒宗明護状の中に、「一所宮永名内 田村小屋敷」「一所宮永名之内 二段シヨウコ」「一所萱津奥久 八段 宮永名二段ヤシロタ」が見られ、田村屋敷という小字名が中津市大字上宮永に現存することから、その地域に比定することが可能である。

(五) 小犬丸名……永禄十年（一五六七）三月七日の大宮司宮成社恩坪附に下毛郡方として、「一々小犬丸貳町宮番地宮成進止」と記載されており、宮成氏の所領で上旬番役を勤仕する名田であったことは明白である。現在地は不詳。

〔註〕 (1) 拙稿「中世宇佐宮の宿直体制について」（『大分県地方史』（二二三））

(2) (1)でもふれたが、小犬丸については「宮成文書」（『大分県史料』24 一一八号、封戸番地に関しては「到津文書」（『大分県史料』24 三五五号）

(3) 「成恒文書」一巻七・八号（『大分県史料』8）

(4) 「成恒文書」一巻六号（『大分県史料』8）

(5) 「成恒文書」三巻二号ノ一（『大分県史料』8）

(6) 「成恒文書」三巻九号（『大分県史料』8）

(7) 「成恒文書」五巻六号（『大分県史料』8）

(8) 「成恒文書」五巻九号（『大分県史料』8）

(9) 「成恒文書」五巻七号（『大分県史料』8）

(10) 「成恒文書」三巻八号（『大分県史料』8）

(11) 「成恒文書」八巻一号（『大分県史料』8）

(12) 「湯屋文書」四巻一五号（『大分県史料』2）

(13) 「湯屋文書」三巻三号（『大分県史料』2）

(14) 「永弘文書」一八五一号（『大分県史料』5）

第一〇節 宇佐宮の杣始と下毛郡

宇佐宮は伊勢宮と並ぶ二所宗廟であり、朝廷から深い崇敬を受け、造宮においても国家的事業として運営されるようになる。

元慶四年（八八〇）十二月廿五日の官符⁽¹⁾によれば、豊前権掾八多有臣を専当として、豊前一国の所課にて八幡大菩薩の式年造宮が行われている。宇佐宮正殿（上宮）が三十三年に一度の式年造宮として執行されるようになったのは、長徳四年（九九八）以降からと考えられ、宇佐宮造宮の所課国も十世紀後半から漸次拡大され、鎮西九国の所課となり鎌倉時代に及んでいる。たとえば、『続左承抄』保元元年（一一五六）の宇佐宮に関する造宮日時并諸国勤に、筑前国―一御殿二字、筑後国―二御殿二字、肥前国―三御殿二字、肥後国―中殿一字・御輿宿一字、豊前国―二蓋南楼一字・勅使屋一字・脇殿二字各三面・北大門一字・西中門一字とあり、豊後国以下は欠落しているが、造宮料国が確認される。鎌倉時代の様子を記載した造宇佐宮課役注文⁽³⁾案には、

一造宇佐宮正殿者 九州所課

一仮宮者 豊後国役

一御炊殿者

常見庄々役 上毛庄、下毛々、築城口、京都々、
田河、規矩、宇佐庄等

とみえ、宇佐宮正殿は九州所課であり、御炊殿（下宮）の造宮料所には、宇佐宮庄園の常見庄が庄役として宛てられ、随破修覆によつたものと思われる。鎌倉時代における正殿の式年造宮年は、建久四年・嘉禄元年・正嘉元年・正応二年・元亨元年であるが、予定通り実施されたのは建久と正嘉の二度で、嘉禄元年のものは同三年に、正応二年のものは十八年後の徳治二年に完了し、元亨元年にいたっては遂に未完成のまま立消え、以後式年造宮の制は事実上廢絶に帰している。⁽⁴⁾

今回発見の櫛野一美氏所蔵文書の中の造宇佐宮用途請取状によると、元亨三年（一一三三）十一月廿四日、下毛庄得方・四郎丸名内の臼木彦四郎知行の三段分として、正殿南中楼作料錢百二十文と、正殿二百町別雜事米一升二勺を納めている。前出の『続左承抄』で見られたように、豊前国は二蓋南楼一字を含む六字の造立が明記されていることから、国ごとに建造物の造宮が固定化されていたわけである。しかも豊前国中においても、嘉暦三年（一一三二）五月廿一日の関東御教書案に記載されているように、二蓋南中楼の宮作には宇佐宮と弥勒寺が密接に関係していたことは明白である。それは宇佐宮領である下毛庄得方・四郎丸名が、南中楼の作

料銭を出していることから十分首肯されよう。恐らく豊前国中では造営される建造物ごとに、宇佐宮領・弥勒寺領・国衙領等が指定・配分されていたとも考えられるが確証がない。

明徳元年（一三九〇）將軍より九州探題今川了俊に下宮御炊殿の仮殿造替が命ぜられ、彼は岩部左衛門尉宗宣を奉行人として在宮させ、造営の任に当たらせている。その後、豊前守護の大内氏は宇佐宮の復興に尽力され、特に応永廿五年から同廿九年に至る大規模な宇佐宮再建を実施している。大内氏による造営の場合、造営奉行は大内氏自身であり、現地造営の指揮には惣奉行として豊前守護代を任じ、その下に作事奉行・木屋奉行・遣方奉行・社奉行等の存在が知られ、各社殿堂塔ごとに各一名ずつ木屋奉行・遣方奉行が任せられ、実際の指揮・監督に当たっていた。

ところで、保元元年（一一五六）宇佐宮正宮（正殿）の造営に關係する『続左丞抄』の記述内容をみることにする。

(A)

木日時	保元元年正宮
若干	三月四日時已二點 若干
郡司桑田滋野河内二瀬	掾久次勤口
毛郡司畠河一瀬	貞國
三御殿同	下毛郡司遷替河内焼志瀬一瀬

これが正宮造営の杣始に關する史料であることは確實であり、下毛郡は三御殿に上毛郡は二御殿に關係し、しかも三郡の郡司が最高責任者として執行していたことが窺知できる。

次に、『宇佐宮寺造営并神事法會再興日記』（以下『応永造営記』と略称）の応永廿五年（一四一八）一殿と、同廿七年二・三殿の杣始關連記事を部分的に摘出して掲示しておく。

- (B)
- 一 殿杣豊前国築城郡傳法寺河内御堂所也、楠在之、
 - 一 応永廿七年八月廿五日壬戌申剋、二殿杣始在之、豊前国上毛郡畠河内・一瀬・坂山・道別ノ大柳也、以下儀式并役人等一殿ニ同シ、祭料以下ノ雜事ハ上毛郡^代荒卷掃部助行宗勤ニ其役了、
 - 一 同八月廿八日乙丑巳剋三殿杣始在之、豊前国下毛郡遷替、河内・一瀬・伊乃倉ノ前ノ楠也、御殿以下儀式并役人等一殿ニ

同シ、祭料以下雑事ハ野仲能登守弘道勤_ニ其役_二了、

(A)・(B)両史料には共通する内容記述があり、二殿の杣始は上毛郡、三殿は下毛郡、一殿は(B)史料から築城郡であると考えられ、以上の三郡が平安末期から指定・固定化され、杣始の式が実施されていたと推定される。なお、(B)史料から十五世紀の守護大名大内氏による造営段階において、従前の郡司に代り郡代が最高責任者として祭料以下の雑事を勤仕している。

この点、応永廿五年の大内徳雄控書案に、「次於_ニ御材木採用在所_一、御神用外、不_レ可_レ伐_ニ木竹_一之段、可_レ相_レ触_ニ郡々_一奉行人_一、」とみえ、社殿材木の杣山で木竹伐採禁止を郡奉行人(郡代)に命じている。寛正七年(一四六六)の宇佐宮寺御造営間掟書にも「一於_ニ在_ニ々_一材木採用并社納人足事、郡内不_レ嫌_ニ寺社人給_一、従_ニ郡代_一可_レ被_ニ申付_一事」とあるように、大内支配下では三郡の郡代が材木採用及び社納人足の徴発に関与していたことが検証される。

さて、『豊前志』下毛郡の手斧立八幡宮の項に、宇佐宮第三殿造営の時、この社内の楠のもとで杣始の式があり、下毛郡遷替河内一瀬伊乃倉前楠なりとみえ、三光村大字臼木に鎮座する銚立八幡宮で、第三殿の杣始の式を執行していたことがわかり、しかも『続左丞抄』からも判断されるように、平安末期からここで実施されていたものと考えられる。

天文二年(一五三三)、宇佐宮杣始斬立に關して、築城郡傳法寺河内本城村田中が見え、また同廿二年(一五五三)上宮三殿杣始ありとして、下毛郡野中郷イノクラ一瀬が確認される。⁽¹²⁾

ところが、年月日未詳の宇佐宮造営覚書には天文五年のこととして、「一之御殿材木杣始猪隈山⁽¹³⁾指立一ノ瀬⁽¹⁴⁾、二之殿杣始山田山也、三之殿杣始岩石山也⁽¹⁵⁾」⁽¹⁶⁾とあり、三殿の杣始は田川郡岩石山にて実施されたようである。恐らく、この頃良材に恵まれなかったため、一時的な緊急措置として実施されたものと推察される。

なお、同史料によれば、木屋奉行として一御殿は今仁七郎四郎、二御殿は同伊豆守、三殿は久保安女正が任ぜられており、裁判として一御殿は佐田弾正忠興成、二御殿は山田安房守朝景、三御殿は成恒佐渡守清種が看取される。しかし、佐田興成と山田朝景は、それぞれ佐田朝景・山田興成の間違いであると指摘されている。⁽¹⁴⁾ さて、木屋奉行の任務は、杣にあって必要な原木の伐採及び仕立の作業を営む諸番匠職人労働者の現場指導監督者で、裁判とは技術的指導者ではなく、番匠及び一般労働者に対する監視者と解されている。⁽¹⁵⁾

大内氏は宇佐宮造営に尽力しているが、弘治二年(一五五六)以後の大友氏の支配下では、天正四年(一五七六)十二月九日大友

氏の乱妨により上宮が炎上しており、両者の対宇佐宮政策はまさに対照的である。三御殿については、その後江戸時代においても、下毛郡臼木の新立社で杣始の式が執行されていたことが諸史料に散見される。

〔註〕

- (1) 『石清水文書』宮寺縁事抄、宇佐四
- (2) 河野房男「八幡宇佐宮の造営」(『宇佐市史』中巻)
- (3) 「到津文書補遺」二五号(『大分県史料』30)
- (4) 外山幹夫「宇佐宮の職人とその活動」(『大分県地方史』36・37)
- (5) 「樋田文書」一六号ノ五(『大分県史料』30)
- (6) 「益永文書」六三号(『大分県史料』29)
- (7) (4)に同じ
- (8) 「到津文書補遺」二八号(『大分県史料』30)
- (9) 「小山田文書」七八号(『大分県史料』7)
- (10) 「小山田文書」九四号(『大分県史料』7)
- (11) 「小山田文書」一二四号(『大分県史料』7)
- (12) 「到津文書」四〇三号(『大分県史料』24)
- (13) 「成恒文書」二卷一四号(『大分県史料』8)
- (14) 外園豊基「豊臣期黒田氏豊前国入部と一揆」の註(70)(『九州中世社会の研究』)
- (15) (4)に同じ
- (16) 「益永文書」一一一・一一二号(『大分県史料』29)

第一節 支配者の変遷

豊臣秀吉による九州平定後、天正十五年(一五八七)七月三日、黒田勘解由孝高は豊前国京都・築城・仲津・上毛・下毛・宇佐の六郡が論功行賞として宛行われたがこの年豊前一揆が勃発した。

『禪源寺年代記録』（中山重記校訂）の天正十五年の項に、「七月ヨリ黒田殿領シ、檢知ス」とあるように、同年八月の高家村檢地帳と、九月廿七日付の元重村檢地帳写の二冊が現存し、いずれも差出檢地であったと考えられる。しかし、檢地が実施される一方で、肥後国佐々成政の領国では、檢地反対の国人一揆が勃発し、それらの情報から従来の在地主豪層も檢地により、百姓身分として把握されることを知悉したと思われる。

さらに、『豊前国宇佐郡四日市村年代記』（中山重記校訂）に、「天正拾四年播州姫路より始めて当国に到来、翌年七月より中津川に居城築立、前後十五年在国也」と記録され、黒田氏入部直後、中津川の築城に着手していたことが窺われる。たぶん在地主豪を通じて、苛重な人夫役等が課せられていたものと推察される。

以上が豊前一揆の主因と思われるが、鎌倉時代に東国から下向した御家人宇都宮氏の動向も無視できない。宇都宮鎮房は秀吉の九州征討において病氣と称し、子息の朝房を参陣させており、平定後の知行割では伊予国への転封を命ぜられたが、旧領安堵に固執して応ぜず、規矩・田川二郡を領有していた森吉成の好意で、一時田川郡赤郷に退去していた。しかし、再び紀井にもどり、豊前一揆の中核として秀吉・孝高に反抗したのである。

豊前国の各土豪は挙兵し、十月朔日その報告が馬ヶ岳の長政のもとに届き、彼は肥後一揆鎮圧のため久留米にいた孝高に通報すると共に、翌朝上毛郡の緒方氏の姫隈城を攻撃し、緒方氏と如法寺孫二郎を打ち取り、城井鎮房の城井谷鬼ヶ城をも攻略したが敗北に帰している。¹⁾

これを契機にして、宇佐・上毛・下毛郡においても反抗が顕然化するが、時に下毛郡の一揆勢としては、大畑城主賀来統直・福島城主福島佐渡守・犬丸城主犬丸越中守・池永城主池永重則・長岩城主野仲鎮兼等であった。「成恒系図」には、天正十五年十月九日成恒鎮忠が加来城（大畑城）での黒田孝高との防戦で討死が確認され、成恒氏も反黒田方であったことが察知される。このことは下毛郡の最有力者野仲氏との被官関係や、従前からの賀来氏との緊密な連合関係による必然的な帰結であった。なお『両豊記』によれば、深水氏と秣氏は黒田方として活躍している。その後、吉川広家・小早川隆景・毛利輝元が、豊前一揆鎮圧のため動員されている。

秀吉から黒田長政に宛てた十二月廿七日付の書状に、「去十二日注進、昨日廿六日於大坂到来披見候、野仲家来楯籠候犬丸城責崩數百人討果、則首進上候、尤無_レ比類_二被_レ感恩召_一候」と見え、十二月十二日までに犬丸城の落城が認識される。

また、同年月日の秀吉から孝高宛の書状⁽³⁾によると、「城井表付城大夫申付、中豊前野中家来楯籠候犬丸城、吉兵衛尉取巻即時責崩数百人討果、首進上候、」⁽⁴⁾「相残二ヶ所城、吉川其外輝元人数申取巻由 尤雖可_レ為_レ辛_レ勞_レ候_レ、弥可_レ入_レ精_レ候_レ」⁽⁵⁾とあり、一揆方は二城だけを残し全て攻略されていた事実を知りうる。最後まで死守した宇都宮氏も翌年二月には黒田氏により謀殺されたようである。

豊前一揆勃発の時期に関して、従来の編纂物には天正十五年説の『黒田家譜』『陰徳太平記』等と、同十六年説の『両豊記』等がある。しかし、古文書によれば前説の方が正しいと判断される。

秀吉が慶長三年(一五九八)に死去すると、徳川家康と石田三成の対立が表面化し、同五年関ヶ原の合戦へと発展する。黒田長政は東軍として参戦しており、二豊では東軍に黒田如水(孝高)・竹中重則・細川忠興等で、西軍に大友吉統・熊谷直陳・笈家純等であったが、いずれも東軍の勝利に帰している。

戦後の論功行賞で黒田如水は筑前福岡五十二万石に、細川忠興は豊前一国と豊後の速見・国東両郡の三九万石が宛行われた。

慶長五年十二月細川忠興が中津城に入り、翌年領内の総検地が実施されている。『豊前国宇佐郡四日市村年代記』(以下『四日市村年代記』)⁽⁶⁾に、「同六年丑春、当國中御検地有_レ之、村々田畑点検、山里とも境目旁示御改正(中略)此度検地高極の役に加り、九月迄に荒々相済」と記述されている。慶長六年の検地帳は、宇佐郡山袋村・猿渡村・宇佐村の三冊が現存している。

次に、細川氏は豊前入封当初、キリスト教の布教活動に好意的であったが、慶長十八年(一六一三)幕府が全国に禁教令を發布すると、忠興も翌年から本格的な禁教に踏み切ることになる。慶長十九年二月廿八日の下毛郡伴天連門徒御改帳(松井家文書)には、下毛郡各村々での宗門改を各壇那寺で実施しており、それには転宗者の転宗前における所持道具である「こえい」(御影)、「いませ」(絵像)等が提出させられている。下毛郡内の十四手永のうち、十二手永の惣庄屋がキリシタンであり、転宗者百二十六名のうち、福嶋手永が四十七名で最も多く、次に深水手永の十九名、守實手永の十五名となっている。深水手永では深水村惣庄屋惣左衛門を筆頭に、佐知村・小袋村・田口村・深水村・臼木村・成恒村にも若干名転宗者の存在が知られる。

細川氏の治政下において特筆すべきものとして、『小倉藩人番改帳』の作成がある。これは農村の稼働労働力の実態を把握し、労役を課するための基本台帳となるもので、元和八年(一六二二)に調製されている。村高・村人口・男女数・牛馬数・職業に関して詳

細に記載されている。特に男性は十五歳を基準に区別されており、労役の負担年齢を示すものと理解される。

下毛郡の手永は十四あり、村数は六十八でそれぞれの手永に所属していた。手永とは数ヶ村ないし十数ヶ村を管理する行政区画で、その管理者として惣庄屋が任命されていたのである。深水手永の場合をみると、慶長十九年(一六一四)と元和八年(一六二二)の時点での惣庄屋は深水惣左衛門であったことが確認される。元和八年の深水手永の村々として、西秣・東秣・佐知・下深水・諫山・原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・助部・嶋の十四ヶ村で、石高三十石の惣庄屋深水惣左衛門の知行地が下深水村にあり、彼の役宅は西秣村に所在していた。

寛永九年(一六三二)十月、細川氏は肥後五十四万石に転封、そのあと小笠原長次が播摩国龍野六万石から二万石の加増を受け、上毛・下毛・宇佐三郡のうち八万石を領することになり中津をその本拠地とした。

寛永十四年(一六三七)十一月、島原の乱が起き小笠原氏も出陣するが、『四日市村年代記』を見ると、深水組の大庄屋深水理右衛門も出陣していることが窺知される。

以下同書によれば、寛文六年(一六六六)三月、長谷池が完成しているが、長谷の小川内池のことであろう。また、延宝二年(一六七四)深水組の村々に、秣・佐知・深水・諫山・原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・長谷の十二ヶ村が見られる。

二代目藩主長勝は岩波源三郎を起用し、彼は諸売物に運上(雑税)を賦課すると共に、宇佐郡法鏡寺村に関所を設け通行税を徴収、また厳しい儉約令により、庶民の消費生活を著しく制約した。

三代目長胤は苦しい財政事情の中、貞享三年(一六八六)冬から荒瀬井手の普請に着手、元禄二年(一六八九)中津城本丸矢倉普請などの事業を起し、そのため先納米・先納銀の要求、富有者からの御用金とあらゆる物品への雑税だけでなく、職人の技術に対しても課税した。さらに、村方の土免を三歩上げ徹底した増徴政策を強行し、逃散する者が続発する仕末であった。

以上の酷政により、元禄十一年(一六九八)七月長胤は小倉の小笠原忠雄に預けられ、中津領は上毛・下毛・宇佐郡内四万石に減封の上、弟長圓に給与された。また長圓の弟長宥も分封されることになり、翌年三月に下毛・宇佐郡の内、五千石が正式に決定されており、これが旗本時枝領の成立で陣屋は時枝に設置されていた。時枝領の村々として、上秣・下秣・西秣の下毛郡三ヶ村と、上時枝・下時枝・荒木・猿渡・山下・上元重・下元重・末・中・山袋・黒・木部の宇佐郡十二ヶ村であった。深水組の構成をみると、上秣

・下秣・西秣・中・黒・山袋・木部の七ヶ村から成り、大庄屋である西秣村の深水氏は時枝領成立当初から明治初年まで大庄屋を勤めていた。

安政二年（一八五五）十一月、西秣・上秣・下秣の農民数百人が一揆を起し、時枝陣屋や布津部の御蔵所を襲撃し、また元重村庄屋役宅を打ち崩したが、数日後、西秣・長谷・上秣・下秣村の一揆首謀者の逮捕で収拾している。これは年貢軽減要求をめざすものであった。

ところで、中津藩では正徳三年（一七一三）長圓のあと長嶋が襲討したが、享保元年（一七一六）九月僅か七才で死去したため、四万石の領地は収公された。

翌享保二年、奥平昌成が丹後国宮津九万石から、中津十万石に入封している。この時下毛郡内には、蠣瀬組十六カ村・今津組二十カ村・佐知組十カ村・平田組十一カ村・津民組三カ村が知られる。佐知組所属の村として、佐知・深水・諫山・原口（上・下）・田口・成恒・土田・森山・小袋（東・西）・臼木（上・下）が確認される。その後佐知組は天明年間に内組組（佐知・土田・諫山・小袋・原口・森山・賀来・上深水・下深水・東田口・臼木・西田口・成恒）となり、文化元年（一八〇四）時点では大江組、その後佐知組となり、幕末には再び深水組に改称され、慶応四年（一八六八）十月、深水組の村に、佐知・上深水・下深水・上諫山・下諫山・原口・東田口・西田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山の十三カ村が見られる。

〔註〕

（1） 貝原益軒『黒田家譜』(5)

（2） 〔1〕の引用文書

（3） 〔1〕の引用文書

（4） 赤松文二郎「時枝領一揆の事」〔『扇城遺文』〕

（5） 半田隆夫『中津藩歴史と風土』(1)

第一二節 村の変遷

現三光村を構成する旧村の状態について一瞥するが、まず元和八年（一六二二）の『小倉藩人畜改帳』（『人畜改帳』と略称）から抜き出し整理すると、表1のようになる。ここに嶋村が見えるが、これは後に小袋村に編入されたようである。その後、天保九年（一八三八）四月の『御巡見御用御答頭書扣帳』（古寺敏知氏所蔵）より、巡見使の通行する佐知・原口・諫山・土田・臼木村における石高・人口・戸数・牛馬数は表2の通りであり、元和八年と対比することが可能である。なお享保六年（一七二一）上秣村の総人数は三百四十八人で男は百七十八人（社人五人・山伏四人）で女は百七十人であった。⁽¹⁾

また、村高の変遷に関しては、表3に示される。特に元和八年段階、下深水村はわずか三十石で、しかも上深水村の記述が全く見えない（『人畜改帳』作製時の書き漏らしによるものか？）が、元禄十五年において深水村は六百八十八石と飛躍的に増大していることが注目される。

〔註〕 (1) 竹永万手氏所蔵文書の『公方様御尋ニ付書上申覚』

惣庄屋	村名	総人数	15才以上の男		家数	小百姓	卑人	名子	山ノ口	神主	社人	山伏	座頭	坊主	かじ	牛	馬	村高(石)
			男	男														
深水惣左衛門手永	田口	378	55	43	202	53	3	35	1	2		2	1			59	36	1255,14084
	森山	219	26	41	89	41		4						2		24	20	450,25632
	小袋	43	7	6	20	11		2								6	3	387,81745
	鳴	29	9	1	16	6		2		1	1					5	5	257,86385
	深水	6	1	1	3	2										1	1	30
	下土	60	12	3	32	11		7								10	6	242,016
	臼木	125	13	17	87	29		12	1	1						21	16	534,4278
	成常	40	8	3	20	6		2								5	4	260,60012
	原口	19	2	2	10	3		2						1		3	3	100
	東株	34	11	0	21	8		4								5	4	166,75756
	西株	143	41	8	85	25		7							1	25	24	634,69573
	山知	110	15	23	50	17		8								13	15	300
	佐	143	22	12	90	30	1	12							4	22	9	623,48905
計	1,349	222	160	725	242	4	97	2	4	1	2	2	5	4	199	145	5243,06472	

表1 元和8年(『小倉藩人畜改帳』所収)の理三光村域の村々

村名	総人数	家数	牛馬	村高(石)
佐知	712	161	(馬) 65	787,0271
原口	354	76	39	415,3173
諫山	369	113	(牛) 49	725,2842
土田	350	88	46	319,802
白木	555	130	68	624,3835

表2 天保9年(『御巡見御用御答頭書扣帳』所収)の現三光村域の一部村々

村名	元和8年(1622) 『小倉藩人畜改帳』	元禄15年(1702) 『豊前国高帳』	天保5年(1834) 『豊前国郷帳』	明治初年 『旧高旧領取調帳』
諫山	300	536,74	725,2842	752,9466
原口	100	274,736	415,3173	433,7718
佐知	623,48905	520,247	787,0271	820.1969
田口	1255,14084	990,08	1313,2937	(東田口)662,373 (西田口)717,8248
小袋	387,81745	459,761	649,6902	629,1663
嶋	257,86385			
成恒	260,60012	221,925	287,2906	290,147
土田	242,016	193,304	319,802	356,0598
深水	(下深水) 30	688,723	924,2278	(上深水)495,4936 (下深水)474,6009
白木	534,4278	425,721	624,3835	661,0764
森山	450,25632	355,45	475,4585	485,5949
秣	(東秣) 166,75756 (西秣) 634,69573	1287,297	1785,0482	(上秣) 497,394 (下秣) 429,5439 (西秣) 858,1085
計	5243,06472	5953,984	8306,8231	8564,2984

表3 現三光村域の村々の石高変遷

古
文
書
・
古
記
録

乙
咩
政
己

古文書・古記録

今回の総合調査で特筆すべきことは、中世文書五点と荘園絵図(断簡)が新たに発見されたことである。また、近世の八面山修験に関係する古記録が確認されたことも見逃がすことができない。

ところで、下毛郡所在の中世文書に関しては、すでに『大分県史料』等に収録されている。特に、三光村に関連するものとしては、成恒文書・田口文書・稲用文書が知られている。成恒文書は『大分県史料』第八巻の宇佐下毛諸家文書に所収されており、田口文書は『増補訂正編年大友史料』・『鎌倉遺文』・『南北朝遺文』に見え、稲用文書も『鎌倉遺文』、『大宰府・太宰府天満宮史料』に一部所収されていて、この地域の中世史像をある程度再構成することが可能である。しかし、それらのうち村内に古文書が現存するのは、残念ながら「成恒文書」だけであり、以下当文書中のいくつかを紹介しておきたい。

一 成恒文書。三光村大字成恒

佐々木ミサヲ氏の所蔵で、古文書十二巻と系図一巻が昭和四十九年三月十九日、大分県の有形文化財に指定されている。今回所有者のご好意により、本文書を実見し寸法を測り、合わせて写真撮影をする機会にめぐり会うことができた。

成恒文書の一部は、昭和二年の『下毛郡誌』成恒氏の項に引用され、また昭和七年の『扇城遺文』(赤松文二郎著)に、人身売買証文三通が紹介されている。その後、昭和三十三年『大分県史料』において、本文書の一〇九巻と所在不明で東大影写本に認められるものを補遺として、全ての古文書が収載されている。

なお、当家所蔵の十・十一巻の記載内容は一〇九巻と同一であり、江戸時代に書写されたものと推定され、もともと堅帳形式であったが、その後ばらされ巻子に仕立てられたことが観察される。

成恒氏の本姓は大蔵で、上毛郡成恒名の地頭相良氏の代官職を宛行われ、成恒氏を称するようになる。南北朝内乱期において、北朝に属し軍忠を励んでいたことが確認される。

成恒氏が上毛郡から下毛郡に移住した時点に関しては、第七巻六号の伊佐成恒氏并相良氏等累系に、応永年間（一三九四—一四二七）、成恒種隆が下毛郡田嶋崎（三光村大字成恒）に居住したと伝えている。一方、卷子本系図（以下「別巻系図」と略称）では、その時期を応永七年（一四〇〇）のこととしている。

下毛郡初見の上限史料は、応永廿八年（一四二二）十月七日付の大石重成畠地売券であり、大石重成が成恒兵庫助に対して、下毛郡鬼丸名の内、畠地一反を代三貫五百文にて売り渡している。別巻系図によると、成恒兵庫助とは種隆の子息弘種のこととしている。以上の経過から、成恒氏が下毛郡に土着したのは応永廿八年以前であったと考えられる。

その後、成恒氏は諫山郷田口村等において、安定的権利である下作職の買得集積に専念し、やがて在地領主として大きく成長することになる。また、宇佐宮の宮番料所の下作職を買得し、宮番神職として上宮の宮番を勤仕していたことが看取される。

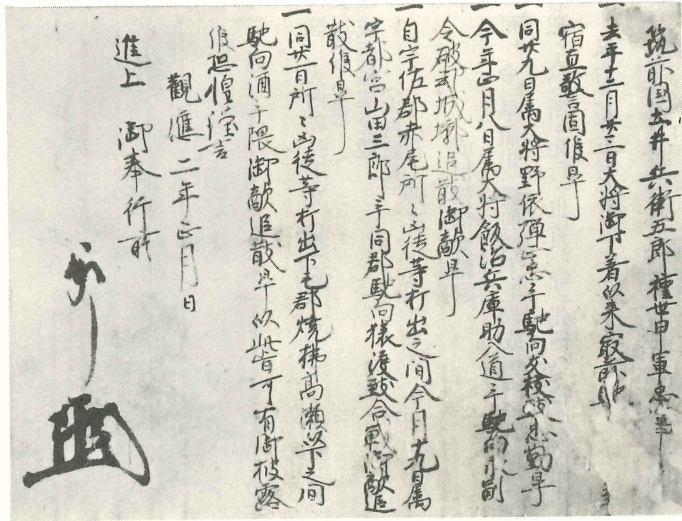
ところで、俗書の「豊前国古城記」によれば、正長元年（一四二八）成恒種隆が田嶋崎城を築造、天正十六年（一五八八）に破却された」と記載されている。この正長元年こそ成恒弘種が諫山道秀から、諫山郷末弘名内の田嶋崎荒野二町五段の下作職を買得した時期に照応する。

成恒氏は室町時代大内氏に属し、天文五年（一五三六）当時、宇佐宮の上宮三の御殿造宮に関する裁判として成恒清種が確認される。弘治二年（一五五六）頃の大友義鎮による豊前進出以降、賀来・福島・蠣瀬氏などと共に、下毛郡における大友方の代表的な存在となる。しかし、天正十五年黒田氏が豊前六郡に入部すると、佐々木姓を称し医を業として現在に至ったという。

成恒文書は社会経済史的研究に不可欠な重要史料であり、保存状態も極めて良好で、近年新たに裏打ち卷子仕立ての保存修理が実施されている。

成恒文書はすでに『大分県史料』第八巻に全て収録されており、ここではその中のいくつかを取り上げることとし、ならびに写真も掲示しておくので参照していただきたい。また別巻系図も参考に供するために収録しておく。

- (1) 土井種世軍忠状（第一巻三号）二七・八センチ×四三・七センチ
筑前国土井兵衛五郎種世申軍忠事



成恒文書 (1) 土井種世軍忠状

一 去年十二月廿三日大将御下著以来、最前馳(参御方)致宿直警固一
候畢、

一 同廿九日属大将野依彈正忠手、馳向友枝致忠勤一畢、

一 今年正月八日属大将飯沼兵庫助入道手、馳向永副、令破破城堀、追散御敵一畢、

一 自宇佐郡赤尾所凶徒等打出之間、今月十九日属宇都宮山田三郎手、同郡馳向猿渡、致合戦御敵追散候畢、

一 同廿一日所凶徒等打出出下毛郡、焼拂高瀬以下之間、馳向酒手限御敵追散畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

観應二年正月日

進上 御奉行所

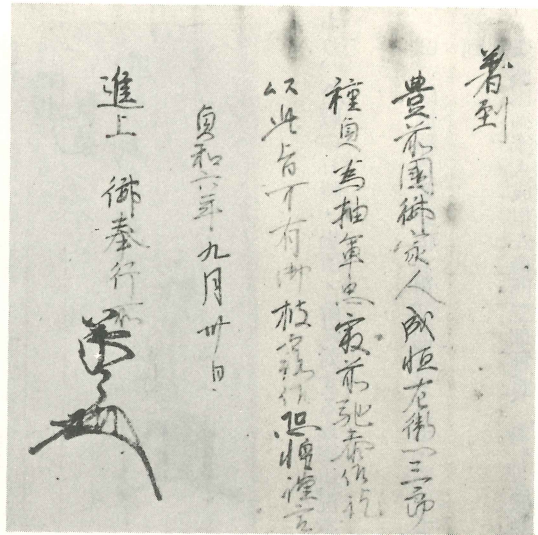
「承了

(證判) (一色範光)
(花押)」

おり、合戦の日時・場所・敵に対する攻撃状況を詳細に記載している。
土井種世が自分の軍功を大将に上申した文書で、大将である一色範光の證判を賜わっている。これは後日の恩賞請求の際、証拠書類として採用される重要書類である。観應元年十二月廿三日から同二年正月廿一日までの間、上毛・下毛・宇佐郡における合戦の軍功をまとめて注進して

(2) 成恒種貞著到状 (第一卷四号) 二七・六センチ×三八センチ
著到

豊前国御家人成恒左衛門三郎種貞、為抽軍忠最前馳参候訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、



成恒文書 (2) 成恒種貞著到状

貞和六年九月卅日

進上 御奉行所

「承了」

(證判)

(詫磨宗直)

(花押)

南北朝の内乱期、成恒左衛門三郎種貞は佐殿方(足利直冬方)の軍勢催促(出陣命令)を受けてそれに応じ、いち早く馳せ参じたことを申告した文書である。奥には詫磨宗直が種定の申告を承認した旨の證判を加えており、軍陣に参じた証明書となり、後日の恩賞請求に関する証拠書類となる。

(3) 大内義長下文(第二卷一号)三一・六センチ×四八・二センチ
 (包紙ウハ書)
 「成恒掃部允殿」
 (大内義長)
 (花押)

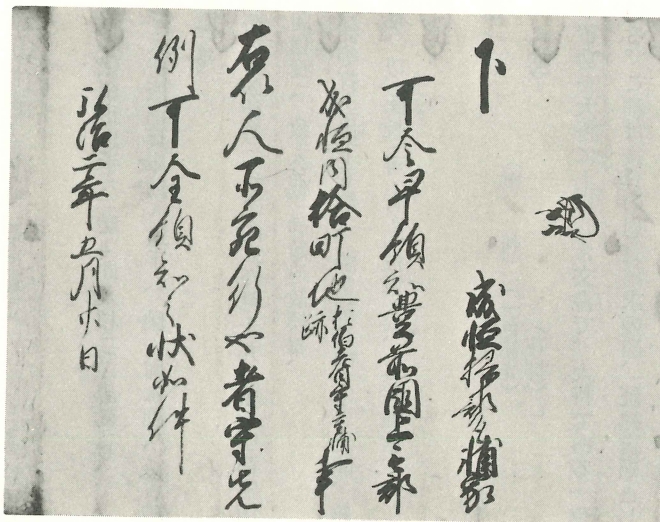
下 成恒掃部允輔家

可レ令早領知ニ豊前國上毛郡成恒内拾町地 杉伯耆守重輔 事
 跡

右以レ人、所ニ宛行ニ也者、守ニ先例ニ、可レ全ニ領知ニ之状、如レ件、

弘治二年五月廿日

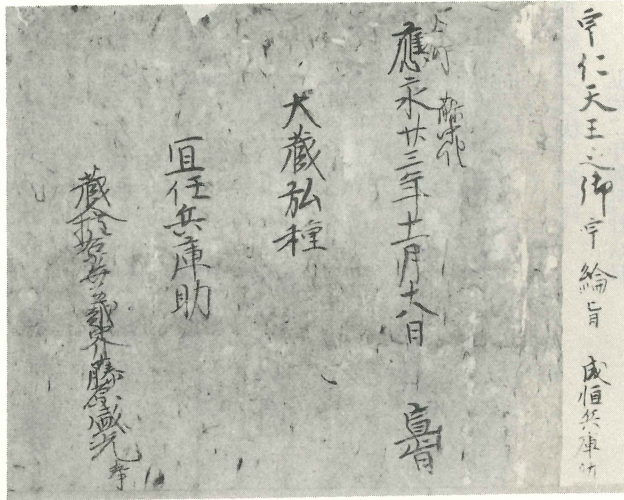
大内義長が成恒掃部允輔家に対し、もと杉伯耆守重輔の所領であった上毛郡成恒の内、十町の土地を給与したものである。文書の右部分を袖というが、



成恒文書 (3) 大内義長下文

ここに義長の花押（自署）を添えている。義長は大友義鎮（後の宗麟）の実弟であり、天文二十年（一五五一）大内義隆が家臣の陶晴賢に殺されると、翌年晴賢に迎えられて大内家の家督を継承した人物である。義長も義隆と同様に、復古的な文書形式を重用していたことが窺われて興味深い。

(4) 稱光天皇口宣案（第二卷二号）三二・六センチ×四〇・四センチ



成恒文書 (4) 稱光天皇口宣案

（新包紙ウハ書）
（稱光天皇）
「宇仁天皇之御宇繪旨」

成恒兵庫助

上卿 藤中納言

應永廿三年十一月十八日

宣旨

大藏弘種

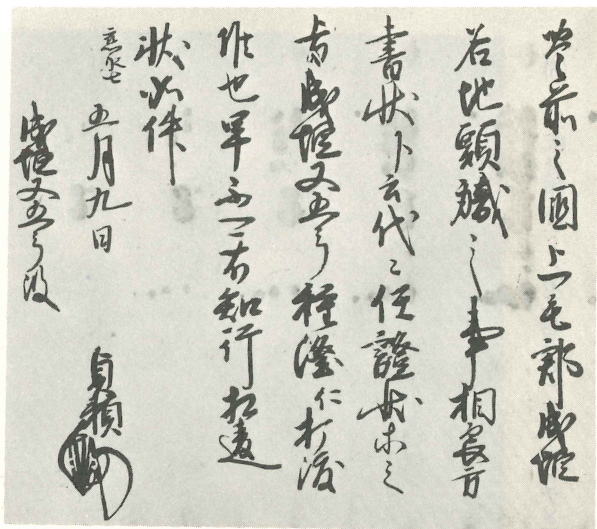
宜任兵庫助

藏人權右少弁兼越中介藤原盛光奉

應永廿三年（一四一六）勅旨により、大藏弘種を兵庫助に任ずる旨を伝え、口宣案である。成恒弘種とはせず、本姓の大藏弘種と記載している点が注目される。「應永廿三年」云々の右脇に、「上卿 藤中納言」とあるが、これは当日出仕の首席公卿で、この口宣を藤原盛光から伝えられた人である。本紙は宿紙と呼ばれ、漉返紙を利用したために薄墨色をしている。

(5) 少貳貞頼書下（第二卷三号）三二センチ×四一センチ

豊前之國上毛郡成恒名地頭職之事、相良方書狀ト云、代々任證狀等之旨、成恒又五郎種隆仁打渡候也、早不_レ可_レ有_二知行相違_一狀、



成恒文書 (5) 少貳貞頼書下

如件、

(異筆)
「應永七」五月九日

(種隆)
成恒又五郎殿

豊前守護の少貳貞頼が、上毛郡成恒名地頭職を相良方の書状や代々の證状等により、成恒又五郎種隆に打ち渡し、知行するように命じた直状形式の文書である。

(少貳)
貞頼 (花押)

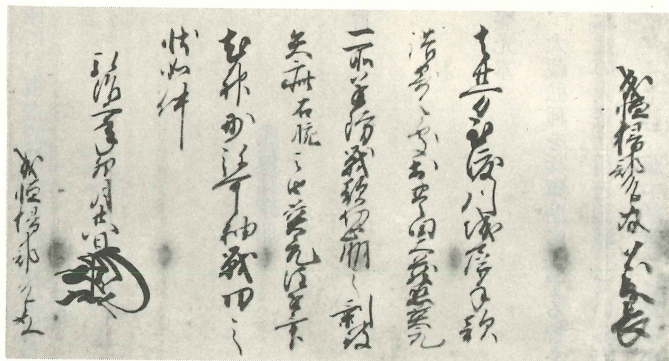
抽_二戦功_一之状、如_レ件、

弘治二年卯月廿八日

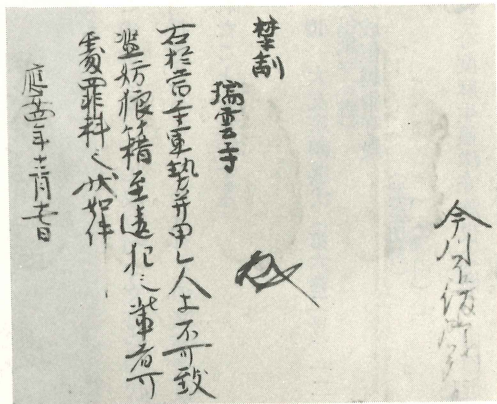
(輔家)
成恒掃部允殿

成恒輔家は豊田英元の指揮下にあり、卯月廿一日の渡川城における合戦で、矢疵を右腕に蒙むる軍忠を英元が注進し、大内義長がその功を賞するために出した感謝状である。なお、本紙は切紙といわれるもので、全紙の一部を切断し利用している。料紙は斐紙である。

(大内義長)
(花押)



成恒文書 (6) 大内義長感状



成恒文書 (7) 今川了俊禁制

(7) 今川了俊^貞禁制(二卷六号) 一六・三センチ×一四・七センチ

(包紙ウハ書)
「今川了俊御判有」

禁制 (今川了俊)
(花押)

瑞雲寺

右、於_レ當寺_ニ軍勢并甲乙人等、不可_レ致_ニ濫妨狼籍、至_ニ違乱之輩者、可_レ處_ニ罪科之状、如_レ件

應安四年十二月十七日

一三六〇年代豊前国においても宮方が有勢であったが、応安四年(一三七二)

幕府は九州での退勢挽回を図るため、

九州探題として今川了俊を下向させ

た。この年今川了俊は軍勢及び甲乙人

(一般庶人)等による、瑞雲寺に対する濫妨狼籍を禁止した文書である。瑞雲寺は江戸時代まで確認されるが、現在には存在せず、三光村大字成恒の中央公民館(随雲寺の小字名)付近に所在していたことが知られる。これも切紙である。

(8) 大友義鎮一字書出(第二卷八号) 二七・六センチ×四二センチ

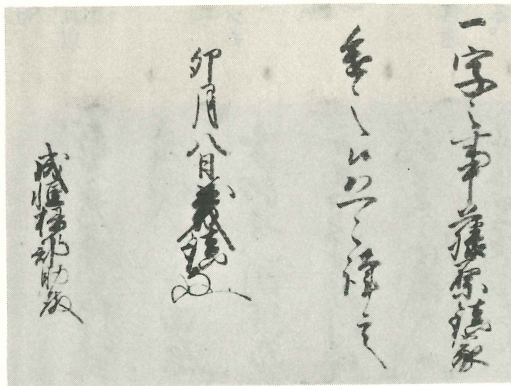
(墨) (端裏切封) 「」

一字之事、藤原鎮家進_レ之候、恐々謹言、

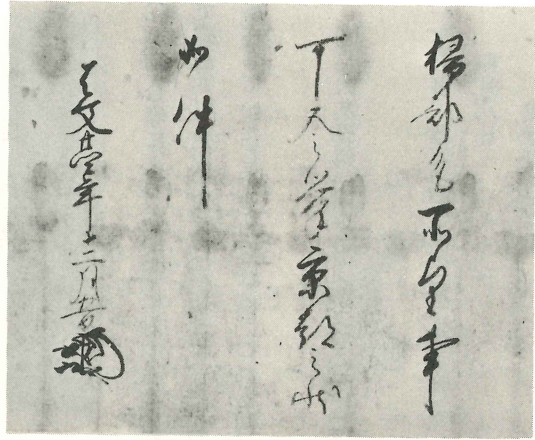
卯月八日

成恒掃部助殿

義鎮(花押6)



成恒文書 (8) 大友義鎮一字書出



成恒文書 (9) 大内義長官途挙状

大友義鎮（後の宗麟）が成恒掃部助に対して、自分の諱（実名）である「鎮」の一字を授け、鎮家と名乗らせたものである。従って、これ以後成恒鎮家と称することになる。

(9) 大内義長官途挙状（第五卷二号）

（包紙ウハ書）二六・一センチ×四四・五センチ
一 成恒助七殿 義長

掃部允所望事、可令奉三京都之状、如件、

天文廿四年十二月五日

成恒助七殿

大内義長が成恒助七の望む掃部允という官途

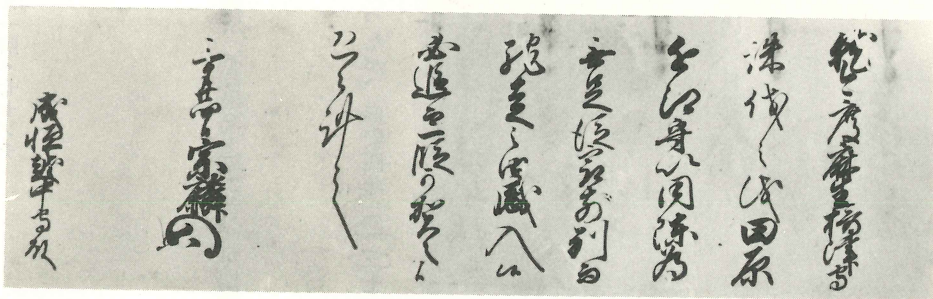
を、京都に伝達するという内容の文書である。

このように、上に取りつぐ文書を挙状と呼んでいる。義長が京都に任官のこゝを取りついでとは当抵考えられず、やはりこの文書発給時点において、成恒助七は義長から掃部允の官途を授けられたことを意味する。

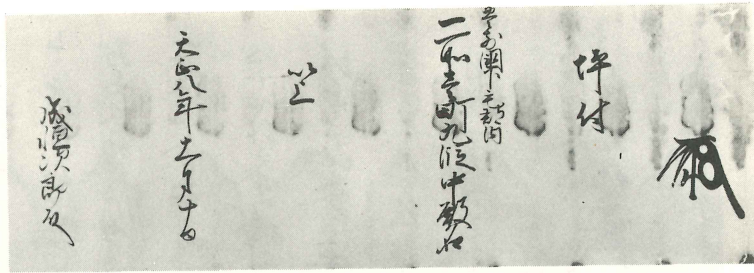
(10) 大友宗麟感状（第六卷二号）一一・六センチ×四八・四センチ
（包紙ウハ書）
一 成恒越中守殿 宗麟

（端裏切封）
一（墨引）

就今度麻生摂津守誅伐之儀、田原近江守以同陳、為無足二從三最前一別而馳走之由、感入候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、



成恒文書 (10) 大友宗麟感状



成恒文書 (11) 大友義統知行充行坪付

三月廿四日

(鎮直)
成恒越中守殿

宗麟 (花押8)

永祿九年(一五六六)、麻生撰津守親政は大友氏に対する反感から謀反を起したが、圧倒的な大友軍により鎮圧されている。この時、成恒鎮直は大友方として尽力したため、宗麟から賞せられた感謝状である。これも切紙を使用している。料紙は斐紙。

(11) 大友義統知行充行坪付 (第六卷四号) 一六・九センチ×

四九・三センチ

(包紙ウハ書)
「成恒次郎殿

(大友義統)
(花押5ノ2)

義統

坪付
豊前国下毛郡
一所壹町九段中殿名

以上

天正八年十一月十日

(統忠)
成恒次郎殿

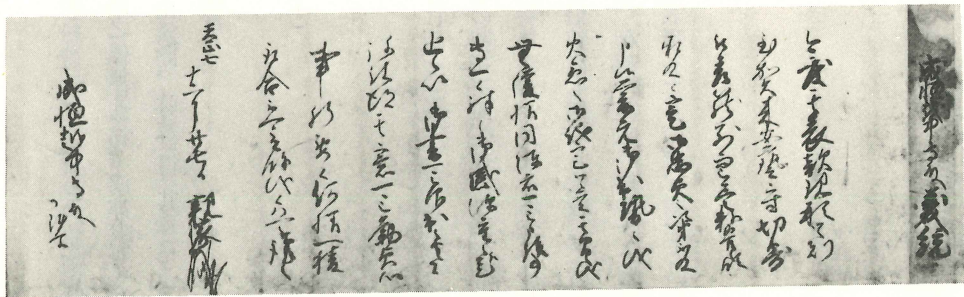
大友宗麟の嫡子義統が、下毛郡内所在の中殿名一町九段を、成恒次郎に宛行つた文書である。この中殿名に関して、成恒文書の大内氏奉行人連署奉書(第五卷五号)によると、宇佐宮渡領であったことが確認される。料紙は斐紙で、切紙を使用している。

(12) 田原親家書状 (第六卷七号) 一三・四センチ×四一・三センチ

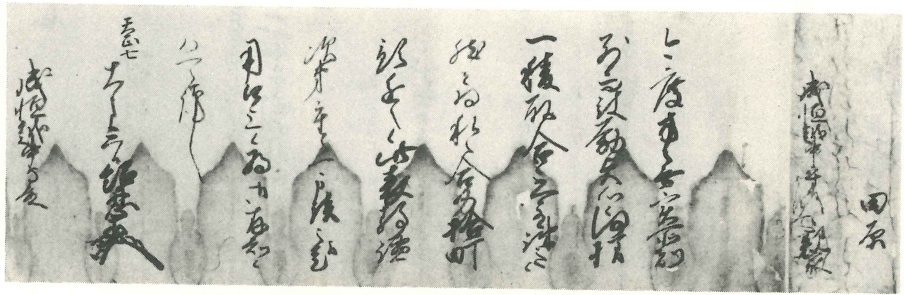
(包紙ウハ書)

「成恒越中守殿

義統



成恒文書 (12) 田原親家書状



成恒文書(13) 田原紹忍知行預け状

(端裏切封)
「(墨引)」

今度其表敵現形候之刻、至賀来安藝守切寄被差籠、別而被盡紛骨之段承及候、寔御忠貞之次第、不_レ及申候、爰元御出勢之儀、火急之御議定候之条、其間之儀無_レ緩様、同陣衆可_レ被_レ申談一事專一候、殊御感深重之趣、追々以_レ御書可_レ被_レ仰出之由候間、弥被_レ得_レ其意、可_レ被_レ勵_レ貞心事、肝要候、何様一棧取合、不_レ可有_レ餘儀候、恐々謹言、

(異筆)
「天正七」

十二月廿七日

(田原)
親家(花押)

成恒越中守殿御陣所

(鎮直)
「(鎮直書)」

包紙は別文書のものであり、この文書は田原親家が成恒越中守に宛てた書状(手紙)で、本紙は切紙を使用している。田原親家は太友宗麟の次男で、田原本家の鞍掛田原親貫の養子となり、親貫が太友家に謀反を企てて滅亡後、田原家の名跡を相続した人物である。天正七年(一五七九)反太友方による賀来安芸守の切寄(大畑城)に対する攻撃で、成恒鎮直も籠城し抗戦していることを賞し、近日中に出勢する旨を報じている。なお、文中に「殊御感」「以御書」とあるように、一字分を空白にしているが、これは太友氏に対する敬意を表現したもので、鬨字といわれるものである。料紙は斐紙。

(13) 田原紹忍親知行預け状(第六卷八号)一五センチ×四一センチ

(包紙ウハ書)

田原

(鎮直)
成恒越中守殿御陣所

(端裏切封)
「(墨引)」

親家

今度方々無實所刻、別而被勵_二貞心_一候、何様一稔取合不_レ可_レ有_二疎意_一候、然者為_二私之合力_一、拾町預_二進之_一候、此表静謐次第、重_二可_レ申談_一之趣、用_二口上_一候、為_二御存知_一候、恐_二謹言_一、

(異筆)
「天正七」

十一月三日

成恒越中守殿

包紙は(12)のものである。田原紹忍(俗名親賢)は奈多八幡宮の大宮司奈多鑑基の子息で、のち田原氏の分家である武蔵田原家に入嗣

した人物である。彼の妹は大友宗麟の夫人で大友義統は甥に当り、大友氏の側近として重用された。豊前方分として妙見城(宇佐郡院内町)に在城し、同国の軍事・行政を指揮していた。田原紹忍が成恒鎮直の貞心を賞し私の合力として、下毛郡表の静謐次第に十町を預け進ずる旨を強調し、なお一層の協力を依頼している。預ケ状とは、所領を一時預け置く場合に発給する文書形式である。

(14) 大友義統一跡安堵状(第七卷一号)二八・一センチ×四一・三センチ

(包紙ウハ書)
「成恒次郎殿」

義統

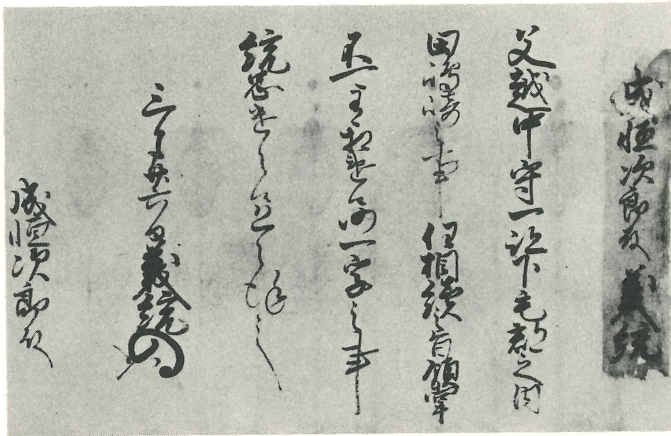
父越中守一跡下毛郡之内田嶋崎之事、任_二相續之旨_一、領掌不_レ可_レ有_二相違_一候、仍一字之事統忠遣_二之候_一、恐_二謹言_一、

三月廿六日

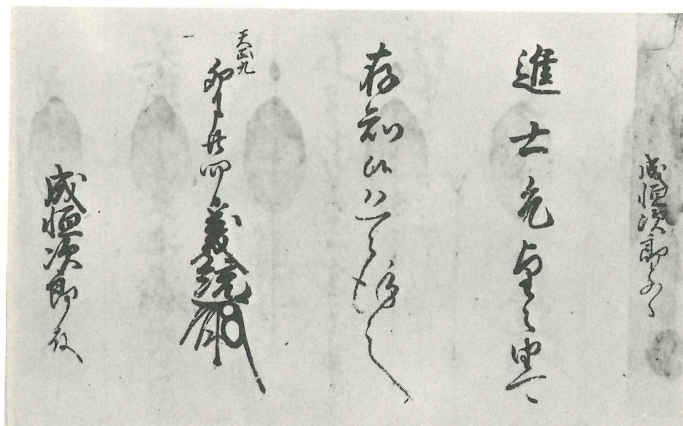
義統(花押4)

成恒次郎殿

大友義統が成恒次郎に対して、父越中守鎮直の一跡(遺領)である下毛郡田嶋崎を安堵し、それに伴って義統は自分の「統」の一字を与え、統忠と名乗らせている。



成恒文書 (14) 大友義統一跡安堵状



成恒文書 (15) 大友義統官途書出

(15) 大友義統官途書出 (第七卷二号) 二五・九センチ×四一・二センチ
 (包紙ウハ書)
 「成恒次郎とのへ」

進士允望之由、可ニ存知ニ候、恐々謹言、
 天正九

卯月廿四日

成恒次郎殿
(統志)

大友義統が成恒次郎の望んでいた進士允の官途を公認したものである。

義統 (花押 5ノ2)

(16) 大友宗麟 義鎮跡目安堵状 (第七卷三号)

二四・二センチ×三五・一センチ

(包紙ウハ書)
 「成恒次郎殿」

「端裏切封」
 「(墨引)」

宗麟

父越中守跡目之事、任ニ相續之旨ニ、領掌不レ

可レ有ニ相違ニ候、恐々謹言、

(元龜三年)
 壬正月十四日

宗麟 (花押 8)

成恒次郎殿

大友宗麟が成恒次郎に対して、父越中守の跡目(遺産・遺領)相続を安堵したものである。

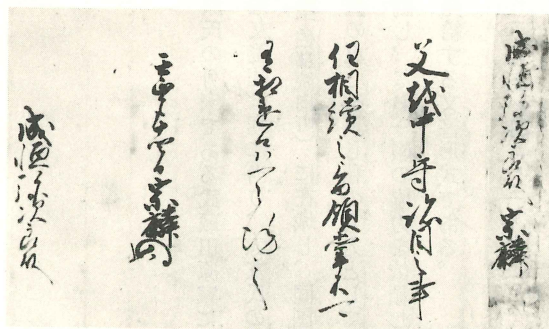
(17) 野仲鎮兼充行坪付 (第七卷九号) 一六・二センチ×四七・五センチ

(端裏切封)

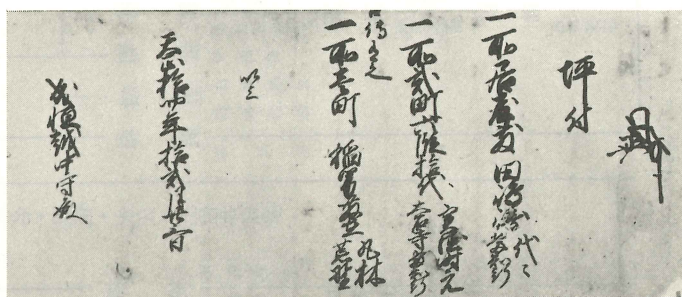
(野仲鎮兼)

(花押)

坪付



成恒文書 (16) 大友宗麟跡目安堵状



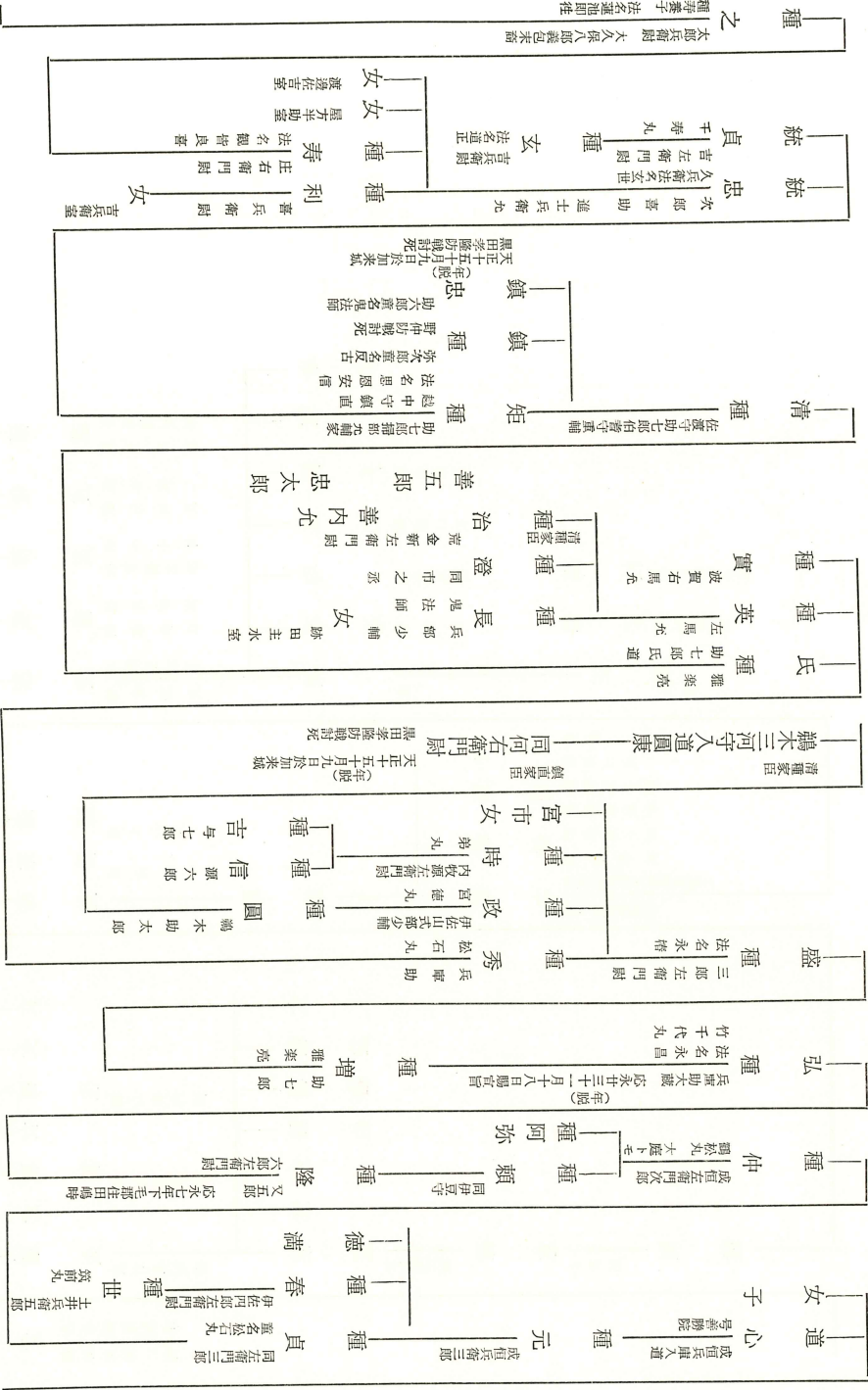
成恒文書 (17) 野仲鎮兼充行坪付

- 一所居屋敷 田嶋崎代々當知行
- 一所貳町六段拾代 實德時元 大石寺當知行
- 口傳有之 丸林
- 一所壹町 稲男散在 荒野
- 以上

天正拾四年拾貳月廿三日

成恒越(鎮直)中守殿

野仲鎮直が成恒鎮直の所領である田嶋崎居屋敷、實得・時元・大石寺名の二町六段十代、稲男散在一町を宛行つたものである。天正六年以降、下毛郡で最も有力な在地領主の野仲氏は、たびたび大友氏に反旗を翻しており、天正十四年（一五八六）段階で、成恒氏も野仲氏の指揮下に置かれたことがこの文書から窺われる。



二 櫛野一美氏所藏文書。三光村大字田口

今回の調査で新たに発見された本文書は、所有者も見ることに禁じられていたもので、県立中津南高等学校教諭の櫛木普一郎氏によって秘蔵の物件が開封せられ、中世文書五通と荘園絵図断簡三枚（同一絵図）であったことが確認された。

櫛野氏はもともと宇佐郡櫛野村（院内町大字櫛野）の出自で、のち下毛郡田口村に入部したと伝えられている。それがいつ頃のことなのかは不明である。

しかし、天正七年（一五七九）十一月六日付の成恒鎮直知行宛行坪付に、^{同郡之内}「一所玖段廿 房籠櫛野先給分」と見える。これは成

恒鎮直が下毛郡内の十五町四段余の所領を宛行われるように清成式部少輔に提出し、豊前方分の田原紹忍から安堵されたものである。この年以前、大友氏は櫛野氏に対し、房籠を給与していたことが判明し、櫛野氏の一族が現地支配のために派遣されていたことは確実であり、ここにおいて古文書と伝承との合致が検証できる。次に房籠がどこに所在していたかが問題となる。この点に関しては、文永二年（一二六五）八月廿九日の田口成蔵名田山野讓状²によると、下毛郡諫山郷田口浦の中に、「一所房籠居屋敷」とあり、田口に所在していたことが確認される。

さて、房籠については、天正十年（一五八二）段階、成恒鎮直の所領として房籠名が裁許・安堵³されているが、恐らく櫛野氏との間に長く争論が展開されていたのではないかと推測される。ところが、同十四年十二月廿三日付の野仲鎮兼充知行坪付には、成恒鎮直の所領に房籠が見い出せず、この時点でだれの所領に編入されたかは不詳である。ただ可能性として、再び櫛野氏の知行に帰したのではないかと推考される。

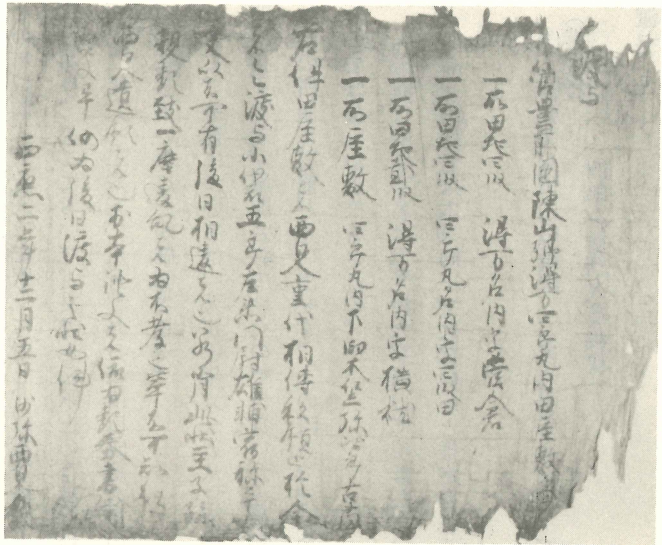
「房籠」の小字名は三光村大字田口に現存しないが、「串野」という小字名は残存しており、ここに今も櫛野氏が居住していることから、両地名は本来同一ではないかと推定される。

(1) 沙弥西見田屋敷渡状 二九・五センチ×四一センチ

〔端裏書〕

「ミ四郎左衛門入道渡状」

渡与



櫛野文書 (1) 沙弥西見田屋敷渡状

管豊前国陳山郷得万・四郎丸内田屋敷事

- 一 所田地四段 得万名内字菅倉
- 一 所田地四段 四郎丸名内字四段田
- 一 所田地貳段 得万名内字横枕
- 一 所屋敷 四郎丸内下白木笠弥次郎古藪

右件田屋敷者、西見重代相伝私領也、於今者令渡ニ与小袋五郎左衛門尉雄輔宿称ニ早、更以不レ可有ニ後日相違ニ者也、若背ニ此状一、至ニ子孫親類ニ致ニ一磨違乱一者、為ニ不孝之輩ニ不レ可レ知ニ行西見遺領者也、於ニ本證文一者、依レ為ニ類券一書一副案文ニ早、仍為ニ後日一渡与之状一、如レ件、

正應二年十二月五日

沙弥西見 (花押)

沙弥西見が諫山郷内の得万・四郎丸名の田地一町と屋敷一所を小袋五郎左衛門尉雄輔宿称に渡し与えている。

(2) 造字佐宮役納状 二四・六センチ×三三・六センチ

納

造 字佐宮正殿南中楼作新銭事

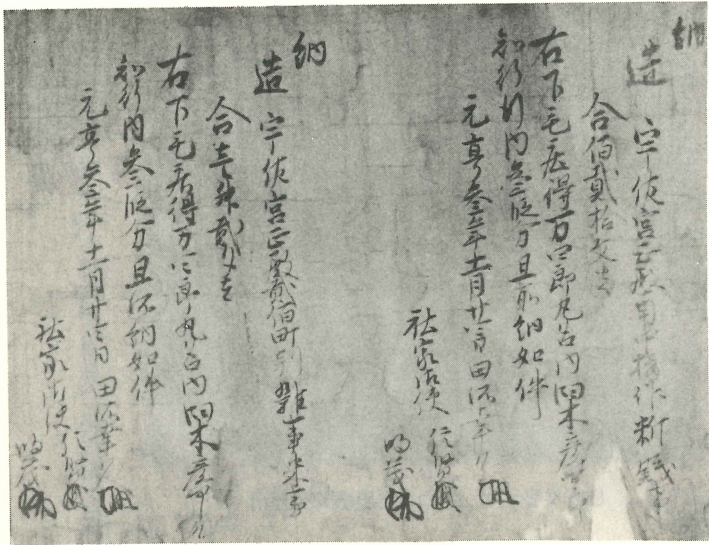
合佰貳拾文者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、白木彦四郎知行行内参段分、且所納如レ件、

元亨参年十一月廿四日

田 所 幸 久 (花押)
信 賢 (花押)
社家御使

明 茂 (花押)



楠野文書 (2) 造宇佐宮役納状

納

造 宇佐宮正殿貳佰町別雜事米事

合壹舛貳勺者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎殿知行内參段分、且所レ納如レ件、

元亨參年十一月廿四日

田 所 幸 久(花押)
社家御使 信 賢(花押)

明 茂(花押)

下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎が知行している三段分として、

造宇佐宮正殿南中樓作料錢百弍十文と造宇佐宮正殿二百町別雜事米一升

二勺を納入している。

(3) 関東下知状案 二九センチ×四三センチ

〔端裏書〕 関東御下知案むまの次郎ひやうゑまはるけち也

野中次郎入道正行与兵庫馬次郎兵衛資時相論豊前國野中郷内資時分領

事、

右、擬レ召レ夫之処、如三資時去十八日和与状二者、就三西妙^{當郷}讓状等二、正行訴申之間、資時令□候、申レ披子細二之上、所詮、以三資時知行

内冠師野村^{東限河中 西限唐門大尾} 河江原寺居垣本系永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河岩木壹町、椋本七段、江副參段卅一

令二和与二畢、此外田畠山野等者、資時并舍弟等無二相違二可レ領知二也、向後互不レ可有二違乱二云々、如三正行同日和与状一^{西行父融念}

者、以三資時分領冠師野村^{東限河中 西限唐門大尾} 并河江原寺居垣本系永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河岩木壹町、椋

本七段、江副參段卅、所レ令二和与二也、(以下欠)

(4) 河つの名藤次郎分差出 二三・六センチ×二九・八センチ
 (端裏書) 「差出」

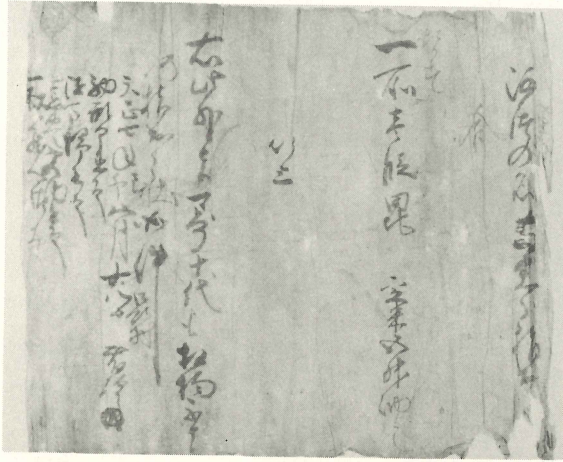
河つの名藤次郎分差出

合

たかす
 一所壹段田地 定米五舁納之

以上

右、此外者一反十代も相拘不_レ申候、仍指出之状如_レ件、



櫛野文書 (4) 河つの名藤次郎分差出

天正七年己 八月廿八日

そひ村

藤次郎 (略押)

西刑部丞殿

得万掃丞殿 (部脱カ)

荒卷宮内丞殿

一松藏人佐殿

(5) 賀宇藤名内差出 二三・二センチ×三二・五センチ

賀宇藤名内差出之事

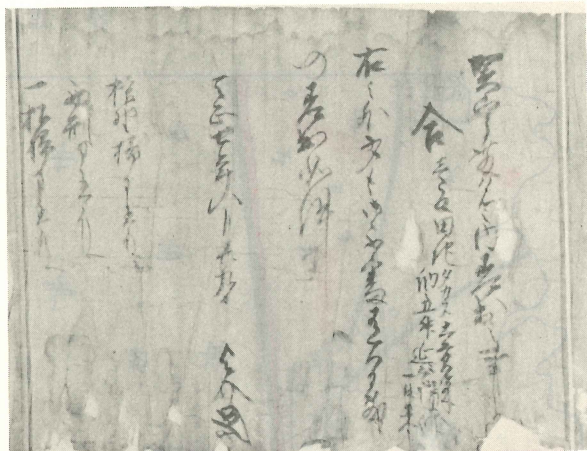
合 壹反田地

タカス土貢米
 納之、五舁延ニ而贖岐

一舁五合



櫛野文書 (3) 関東下知状案



榎野文書 (5) 賀字藤名内差出

右之外、少も御不審有間敷候、仍差出如レ件、

天正七年八月廿九日

与介(略押)

榎野掃部丞殿

西刑部丞殿

一松掃部丞殿

この中で讃岐升が確認されるが、これは永弘文書(『大分県史料』⑤)にも多く
検出され、宇佐宮の収納升であったことが判明している。

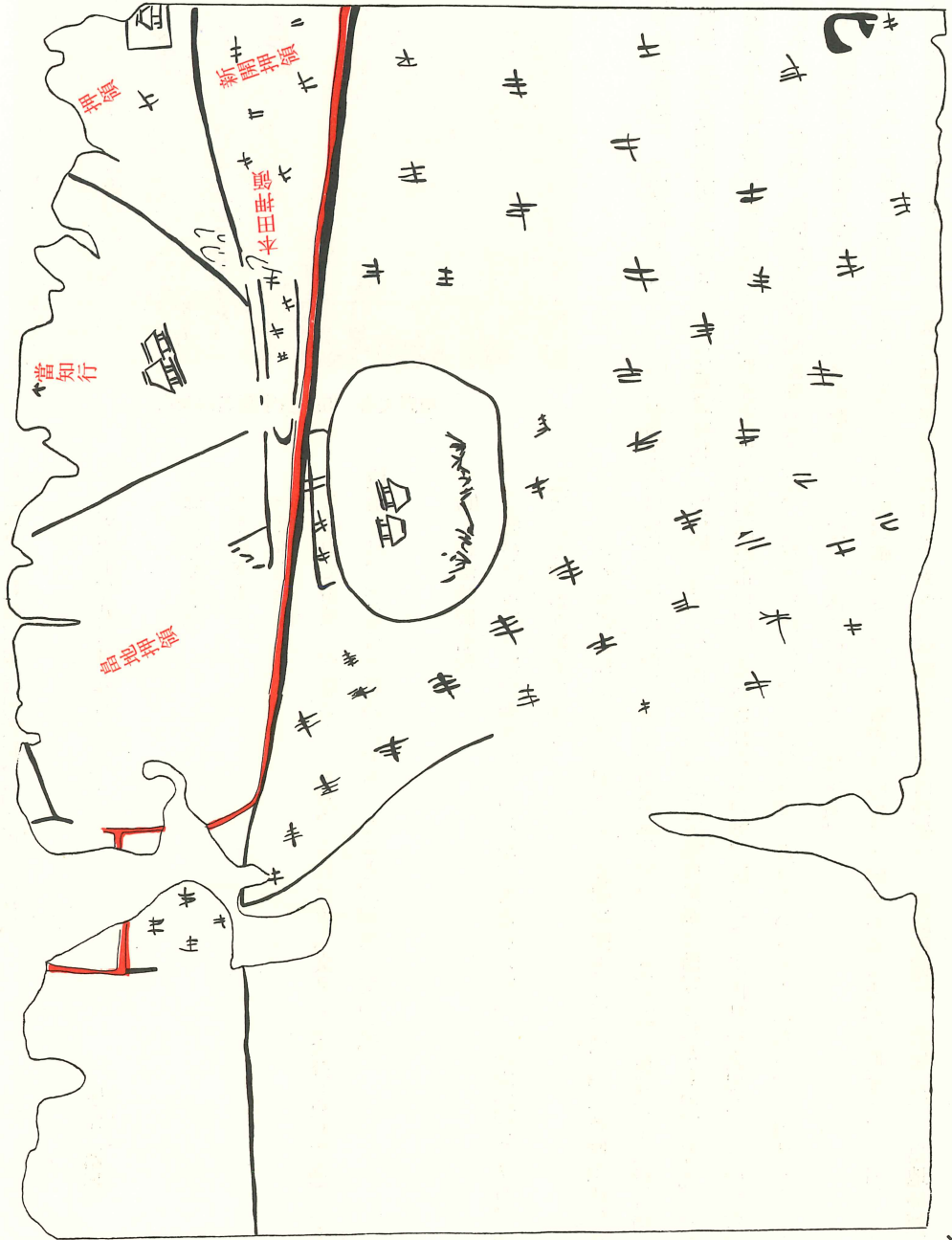
(6) 莊園絵図断簡

三葉がばらばらに分離されているが、もともと同一の莊園絵図であり、保存状態は悪く破損が顕著である。

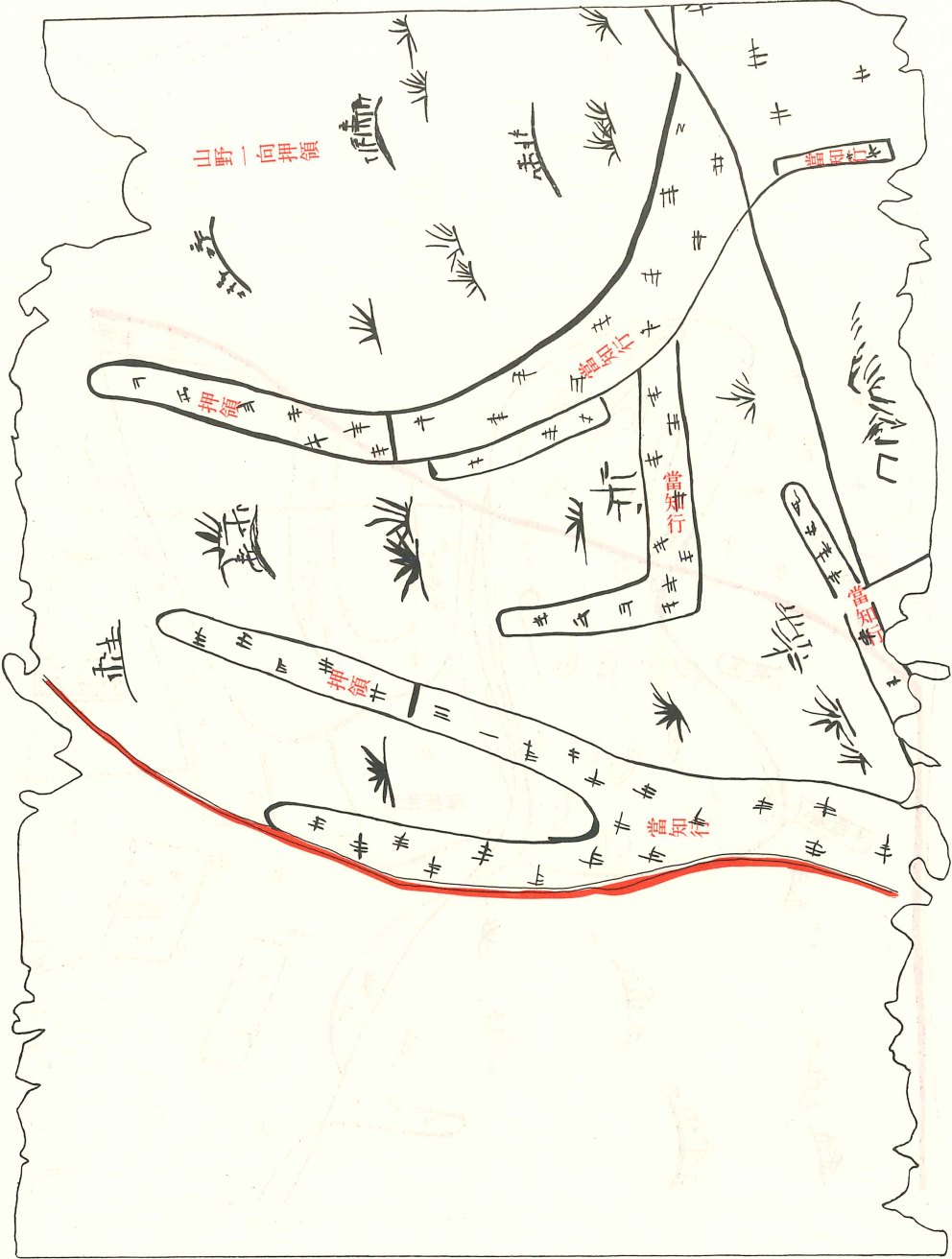
今までに確認された九州に関係する莊園絵図としては、(一)「薩摩国伊作荘内日置北郷下地中分図」(「島津家文書」)、(二)「豊前小山田社放生殿市場図」(「小山田文書」)、(三)「筑前国宗像郡六十二村古図」(宗像神社所蔵)の三点が判明している。(一)は鎌倉時代、(二)は応永廿年(一四一三)、(三)は近世初頭に描写されたものである。ただし、(二)の「豊前小山田社放生殿市場図」は「豊前宇佐宮和間浮殿市場図」と称されるもので、決して小山田社を表現したものでないことを付記しておく。なお、今回の莊園絵図断簡の発見は、九州では四点目、大分県内で二点目ということになり、注目すべき大発見であったと言わなければならない。以下三葉の断簡について、具体的に見ることにする。

A……二九・八センチ×四〇センチ。「北」字の一部が確認され、この断簡は四至の北限であることが判明する。「廿」「卅」の記号は田地を意味すると考えられ、家屋五軒が認められる。また、極細字で「本田押領」「新開押領」「當知行」「畠地押領」と朱

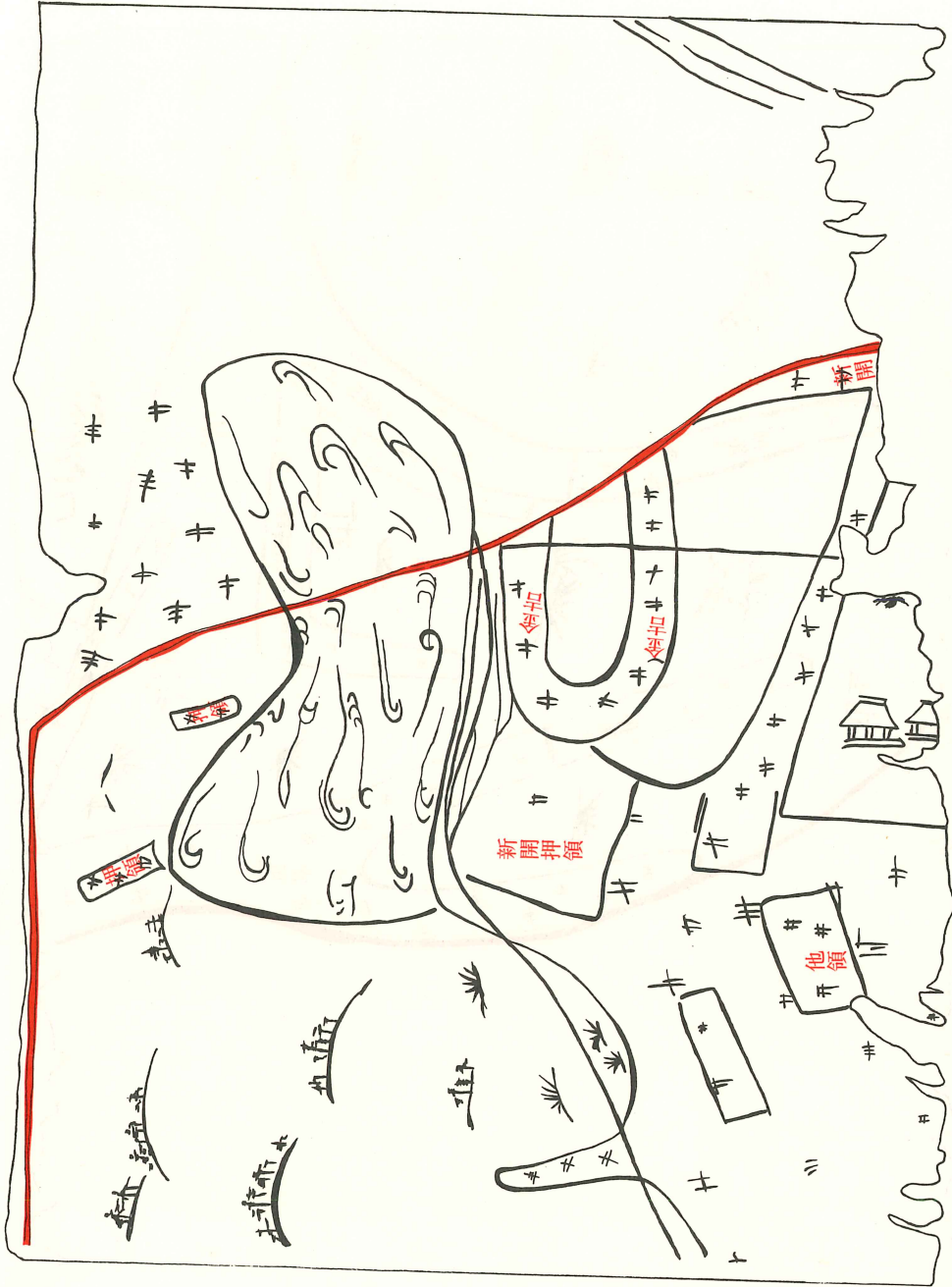
A 莊園圖 図



B 莊園圖 繪圖

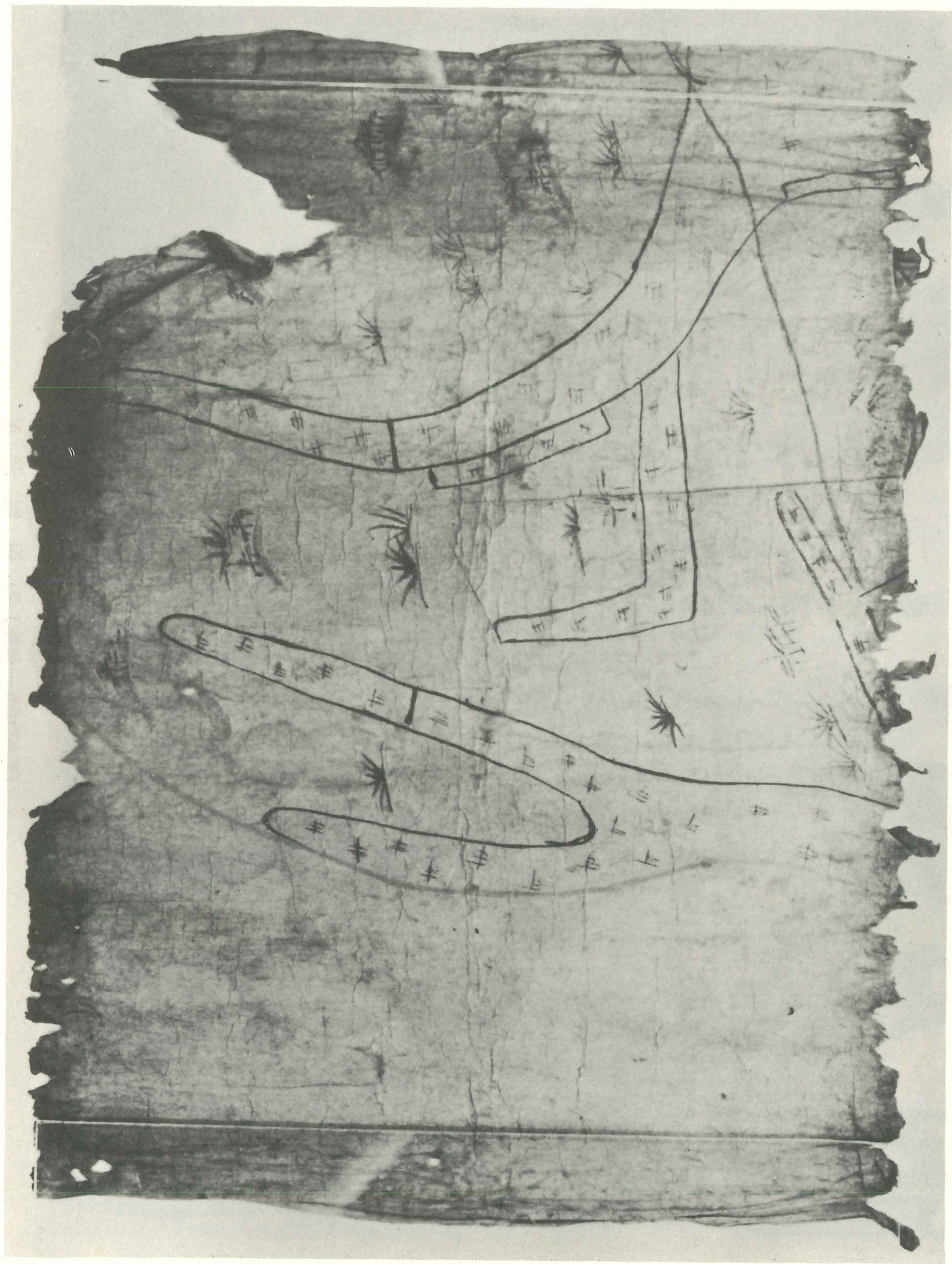


○ 莊園圖 參 圖

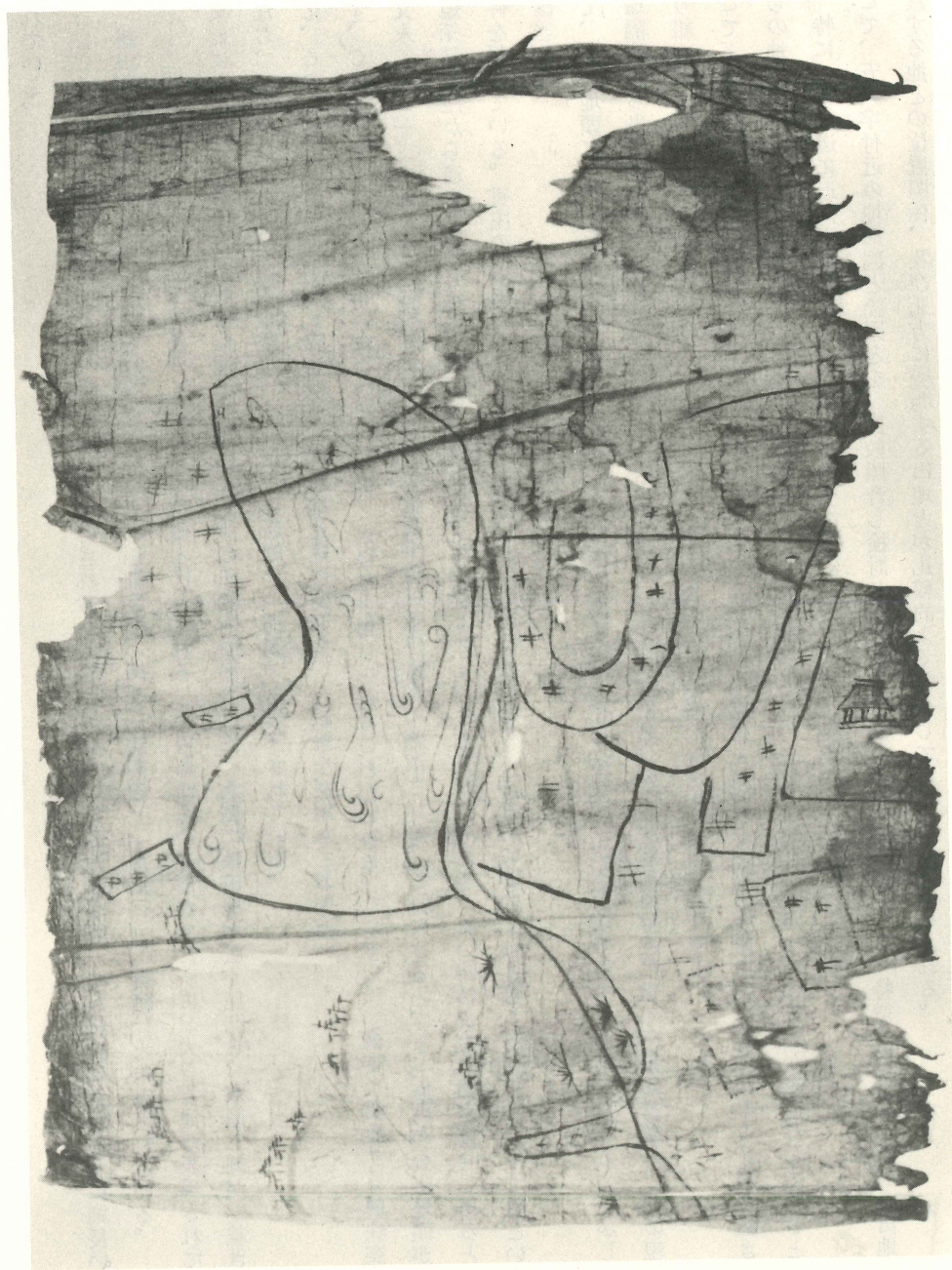




A 莊園繪圖 (楠野一美氏所藏)



B 莊園繪圖（榑野一美氏所藏）



C 莊園絵図 (柳野一美氏所藏)

書されている。

B……二九・八センチ×四〇センチ。Aの下部と接合されるもので、山林や原野が表現され、それに食い込むように細長い田地が延び、新田開発がかなり進展している様子が知られる。極細字で「山野一向押領」「當知行」「押領」と朱書されている。

C……二八・八センチ×四〇センチ。これはBの左側と接合される。中央部からやや下がった所に、大きく池が表現されており、その東側には山林・原野が控え、また池の南側には若干の田地も看取される。北側には田地が広く屈開し、家屋二軒が記載されている。なお、極細字で「金吉」「新開押領」「押領」「新開」「他領」と朱書されている。

次に、この莊園絵図の成立年代・成立事情・現在地比定に関して、一試論を提示しておきたい。

まず、Cの中に朱書されている「金吉」について、大きな手掛りを得ることができる。たとえば、金吉に関連する興味深い記述が、文永二年（一二六五）頃と推定される少宮司兼番長宇佐保重申状案に確認される。これによると、下毛庄内の金吉地頭が宇佐宮領の規矩郡貫庄から運上されていた二月の御祭御供菓子を抑留したというもので、しかも、この時持夫を陵礮刃傷せしめるという一大事件を起している。貫庄の運上夫一向は豊前道を通行していたはずであり、下毛郡においては高瀬―湯屋―永添―大貞というコースに該当する。

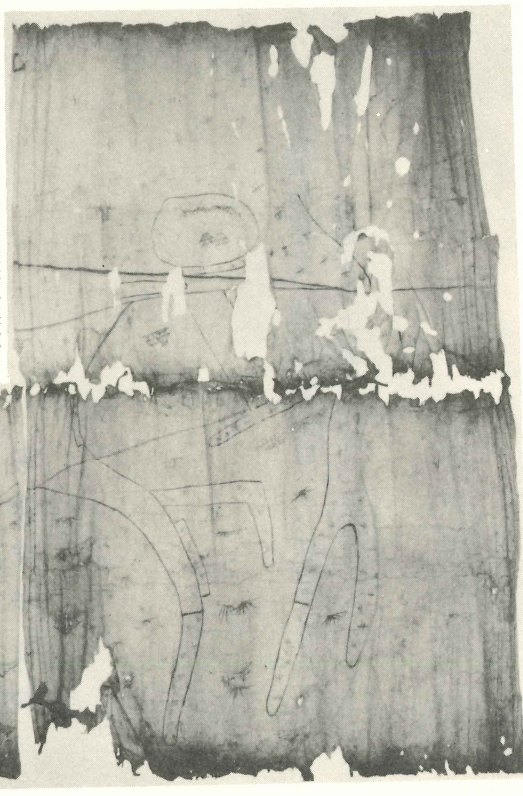
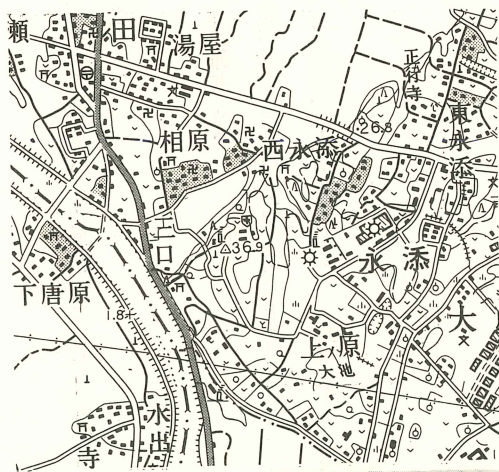
さて、金吉地頭についてであるが、その名字から下毛郡の金吉（耶馬溪町大字金吉）が本貫地であったと推定される。しかし、わざわざ遠隔地から出向き、濫妨狼籍を働いたと考える必要はないように思える。むしろ豊前道付近に彼の所領が存在し、その現地支配に取り組んでいたと考えるべきであり、その一つがCの金吉であると理解した方がより自然である。

ここで下毛郡内における「金吉」の小字名を検出すると、中津市大字上宮永・相原・合馬・今津に現存していることが把握される。これらの地域に、かつての金吉地頭の散在所領が存在していたと考えられ、絵図も中津市の五大字のどこかを描写していると推考される。特に、豊前道に近接するのは、大字相原ということになり、有力な候補地ということになる。

そこで、五大字付近の地形図と絵図とを、比較照合し検討してみると、図1の相原付近となる。特徴的な細長く延びた田地と西側に位置する池との位置関係、及び北方に展開する田地とが比較的よく符合していることが認められる。

次に、絵図作成の契機についてであるが、絵図と同様に断簡で破損の顕著な関東下知状案との関連が注目される。これは野中次郎

入道正行と資時との野仲郷内貞時分領に関する相論で、詳細な内容は不明である。冠師野村と野仲郷河江原寺居垣本糸永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河(山国川)岩木一町、椋本七段、江副三段卅代を和与し、この外の田畠山野等は資時と舎弟等が領知すべき記載も見られる。同文書中の本糸永・椋本に関して、現小字名から検出すると、中津市大字相原に糸永、また隣接して同市大字永添に椋木が現存している。とすれば、相原付近が中世において野仲郷であったのか、否かが問題となる。この点建武元年(一一三三)の沙弥円證置文に、「野仲郷御神領福光名」とあり、また「於ニ御神領一者、藍原并弥勒寺御領ハ、次男弥五郎實平あいわかさるゝそしの合力をもて、社役をまたうし知行すへし」と見え、相原付近が野仲郷であったと考えられ、有力な一傍証ともなりうる。以上のように絵図と古文書とは密接に関連することが想定されるが、このことから絵図は相論に伴って提出された相論絵図の上に、相論裁許による、下地中分の成立によって、朱線が施された中分絵図であったとも推察されるが確定はできない。



莊園絵図接合状況

三 御家春雄氏所藏文書。三光村大字西秣

襖の下張りに使用されていた古文書で、上毛・下毛・宇佐郡等の寺社関係文書七十四通が現存し、それらの内二通を紹介しておく。

(1) 宗旨改手形 二六・九センチ×四〇・五センチ
宗旨御改手形之支

- 一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗門ニ而、無御座候、
- 一 宗旨御改帳面判形仕候通、拙僧召仕僧俗男女共、常々之行候、胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハ、早速可申上候事、
- 一 寺内門前共、胡乱成浪人一切差置申間敷候、万一慥成浪人指置候ハ、御断可申上候、為後日仍而如件、

無本寺

真言宗 神護寺

右、寺無住ニ付、拙寺代判仕、指上申候、已上、

嘉永五年子四月

同宗 吉祥寺 ㊦

今泉太郎右衛門殿

貫應 (花押)

村山善兵衛殿

(2) 宗旨改手形 二七センチ×四〇・九センチ

宗旨御改手形之支

- 一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗ニ而、無御座候事、
 - 一 宗旨御改ニ帳面判形仕候通、召仕僧俗男女共、常々之行作胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハ、早速可申上候事、
 - 一 寺内門前共、胡乱成浪人一切指置申間敷候、万一慥成浪人差置候ハ、御断可申上候、為後日仍而如件、
- 京都御室御所仁和寺直末

嘉永五年

真言宗 吉祥寺 ㊦

子四月

貫應 (花押)

今泉太郎右衛門殿

村山善兵衛殿

四 竹井治之氏所藏文書。三光村大字白木

(1) 宇佐宮修理所別當吉用勒負褒状

覺

一斧 壹挺

右者、三ノ御殿御袖始御神事為ニ御用、御寄進髓請取申致ニ社納ニ候、誠御深信之至ニ存候、以上、

宇佐宮修理所別當

吉用勒負(花押)

享保拾九年庚ノ二月廿七日

下毛郡土田村

鍛冶藤右衛門殿

(2) 宇佐大宮司宇佐公誼褒状

覺

一斧 壹挺

右者、享保十九年寅二月於ニ新立、三之御殿御袖始御神事御執行之砌、先代藤右衛門被レ致ニ寄進、尋ニ旧例ニ此度被レ致ニ奉納ニ条、奇特之至存候、以上、

宇佐宮大宮司從五位下 宇佐公誼(花押)

安政四月己正月日

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(3) 到津大宮司執事某副狀

覚

一斧 壹挺

右者、享保十九年寅二月於_ニ新立、三之御殿御杣始御神_ト尅御執行之砌、先代藤右衛門被_レ致_ニ寄進_一候、尋_ニ旧例_一此度被_レ致_ニ奉納_一条、奇特之至存候、以上、

安政四年

己正月日

到津大宮司

執事 ㊦

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(4) 即乗坊褒狀

當管刹仮堂再建_ニ付、斧立山寄附材運送方格別尽力之段、奇特之至_ニ候、^(奇)尤此条記録_ニ相載_セ置候得共、寸墨を以_テ挨拶申入候也、

豊前国四日市

管刹輪番

即 乗 坊 (㊦)

明治七年

戌十二月

下毛郡

土田工十郎殿

五 櫟木晋一郎氏所蔵。三光村大字田口

櫟木家はかつての箭山社の神宮寺である大日寺の社僧で座主職の地位にあったが、明治時代に神主に転じ現在に至っている。当家には「八面山縁起」・「八面山順拜次第記」(仮題)といった古記録をはじめ、牛玉宝印の版木・棟札・位牌等が大切に保管されている。

(1) 棟札

(a) 享保九甲辰之天

奉再興弁財天社國家安全所

如月吉祥日

(裏) 本願主神護寺祐山房

此度とちいふおす者也
(きカ)

八面山大日寺鎮守

大工十兵衛

大日寺宮内卿

同 口 吉

山下祭氏子中

(b) 享保二十歳

奉再興四度目葺替國家安全所

卯六月吉祥日

(裏) 延享四丁卯十一月

奉再興五度目國家安全祈所

宝曆九歳卯八月

同六度再興

大工宇佐宮高橋只助

施主祭氏子中

惣右衛門

甚兵衛

清右衛門

大願主大日寺宮内卿

願主神護寺法

大工 友七

大日寺

同名義右衛門

宇佐宮永木田喜平次

同名 茂藏

(c) 奥平大膳太夫拾万石支配内

此度とちいふき尔仕者也

(裏) 吉日 同平

(2) 位 牌

(大日如来)

(A) (裏) (了) 當山前権大僧都法印良尊祐智位

(裏) 天正十一庚未正月十二日

(B) (表) (大日如来)
(ア) 當寺中興權僧都普門祐玄 尊□ (靈カ)

(裏) 元禄三年正月十六日

(C) (表) (大日如来)
(ア) 八面山座主前大日寺権律師智潭 尊靈

(裏) 寛政九年丁巳六月八日

(D) (表) (大日如来)
(ア) 權大僧都嘯山法印

(裏) 安政三辰年八月晦日

(E) (表) (大日如来)
(ア) 八面山中興開山權大僧都法印智永大和尚

(裏) 尔時嘉永六癸丑年七月廿有八日滅

(F) 享保十八癸巳年四月二十八日 座主 大日教寺九拾世大部卿

當山前座主權大僧都桂叡祐音大和尚

(注) (F)のみ「過去帳」から抜粋し補充した。

(3) 八面山縁起

この古記録は現在までに二点発見されている。それらは当家所蔵の天和二年(一六八二)のものと、永弘氏一氏所蔵(宇佐市大字南宇佐)の元禄二年(一六八九)のものである。記載内容は同一であるが、若干語句に小異が認められる。ここでは櫛木家蔵本を原文のまゝ紹介しておく。ただし、返点・送り仮名は原本のままである。

八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡諫山ノ郷八面山ハ、者、八幡皇大神御遊行之靈場ニシテ、聖母大明神應現之靈跡也、古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニシテ而、堂社佛閣數十宇、寺僧社官戴辰運歩之勤仕無レ有ニルヲ怠慢ニ矣、雖レ縁謝即滅難レ免レ、去天正年中、権旗簞ニ東西ニ、電戟閃ニ南

北ニ、凶賊溢ニ隣里ニ、兵火至ニ千坊舎ニ、餘炎及ニ山上ニ、社殿梵刹咸成ニ灰燼ニ、尔往百有余載荒廢畢、爰ニ彼山之座主大日寺兼猪山神護寺祐音法師、有レテ由ヘ歸ニ投羊僧ニ、延レ予異カフ令レテ至ニ千山上ニ、因レ茲延寶十辛酉ノ天、與ニ彼法師同レシ志ヲ、將レニ登ニ山頂ニ、石蹊嵯峨トメ難ニ踏歩ニ、又雲霧晦迷攀躋者稀也、跨ニ峻壁ニ身疲、凌ニ深谷ニ力竭、數憩息メ見ルニ其ノ頂一ヲ、悅ニ惚似レタリ夢ニ似レタリ寤ニ、不レメ乘レテ查忽ニ入リ雲漢ニ、不レ覺ニ靈仙菓一ヲ、而モ得レタリ見ル一ヲ、神窟ニ奇哉、未レタメ得ニ天眼一ヲ見ニ万里一ヲ、不レ假三天衣一ヲ、騰ニ雲上ニ蓋是謂レテ之ヲ乎、其山ノ為レ狀嶺谷廣象トメ、覺ニ衡岱崑崙ニ猶ラ早一ヲ、四顧茫ヲ々トメ眼界難レシ極メ、山嶺衝ニ碧落ニ、春夏長飛レハズ雪ヲ、千歳ノ神木傾ニル縁蓋一ヲ、現ニシ神慮擁護之相一ヲ、百圍ノ佛樹枝ヲ繁茂ナルハ、顯ニ佛智廣大之徳一ヲ、松風彈シ琴ヲ、池浪調レ鼓ヲ、靈花驚レ目ヲ、奇香悅意ヲ、人間ニ莫比スル、寧シロ疑ニフ天上カト、殊ニ此山ハ象ニ八葉九尊之兩界一ヲ、西北滄海漫々タルハ、表ニ金界鑿字之智水一ヲ、八面之山ニ齋等トメ巍々、模ニ胎藏八葉ノ之心蓮一ヲ、中臺ノ大日如来ハ、則チ講堂ノ尊佛也、堂ノ比ノ方ニ有ニ三所和光ノ社殿一、聖母八幡比咩神三柱ノ靈神ハ、本地彌陀积迦地蔵菩薩也、社壇之北ノ方有ニ金色ノ鷹金色ノ犬ノ之化靈石一、而干レ今炳焉、又々東方ニ奥院ト云有ニ石窟一、其ノ中間ニ林泉涌出ス碧水澄一、如レシ鏡ノ号ニ御手洗水ト、又々望ニ見レハ東方一ヲ、宇佐馬城ノ峯目下也、又歴ニ覽スルニ千南ニ、有ニ一ツノ湖水一、東西廣ク南北狹、約計スルニ數十項、甘水常ニ湛其ノ流遠ク出ニツ郷村ニ、千派通決シテ百穀豊登タリ、是誠ニ所ニ以レ為ニマ神明ノ利民濟度一ヲ也、西ニ觀ルニ高ニ五六丈有餘ノ大石碣焉、則号ニス、和与石ト、昔有下八幡皇太神與ニ法蓮上人一、於ニ此石ノ許ニ和与シ玉ヲ因由上矣、又々西峯處ニ、高巖峙其下ニ激三千尋ノ清瀧一有レ流号ニス、椈川ト、又々乾ノ方可三五六町一、有ニ大日寺及六坊ノ奮跡一、北方ニ隔ニ二十余町一、有ニ猪山ノ社殿一、又遠ク眺望スルニ薦社三角之寶池、水泓澄神明ノ威光、鎮映レス浪ニ、古記ニ云、八面山ハ者薦ノ社ノ奥院ト、皇太神常ニ御遊行ノ之勝地也、地勢靈物不能レ盡ニ、染翰者矣、干レ時ニ祐音法師歎息旧記ノ罷ニ兵火ニ燒失上、時要ニ余ニ作ラン一ヲレ之ヲ、固辞スルニ不レ免、幸イニ得ニテ宇佐宮託宣集及奮記等一ヲ、略抄撝取、聯以不レ加ニ私辨一ヲ、書ニ千白麻ニ云尔、

(天)
干時天和貳年孟春

宇佐社僧惠海法師謹拜書

一聖母大明神ト云ハ者、乃チ人皇十五代ノ帝神功皇后ノ御靈号也、聖武天皇ノ御宇神龜五年、示ニ現シ玉フ筑前ノ國香椎ノ宮ニ應現、其後嵯峨ノ天皇ノ御宇弘仁年中ニ、有ニテ詫宣一垂迹シ玉フ宇佐ニ也、其ノ外於ニ國々所々一垂迹シ玉フ者也、日本紀第九ニ云略抄、神功皇后一人即位 庚戌ノ歲生玉フ、開化天皇曾孫仲哀天皇ノ后氣長足姫也母葛木高額媛也、皇后幼而聰明 叡智貌容壯麗也、辛ノ己ノ歲十月二日生、年三十二ニ即位、都ニシ玉フ大和ノ國十市ノ郡磐余絶里稚櫻ノ宮ニ、庚辰ノ歲、二月、仲哀天皇崩御、神功皇后甚傷玉フ、天皇不レ從ニ神、教ニ而早ク崩シ玉フ也、神功皇后為レ知ニシカ所レ崇之神一、更ニ造ニ齋ノ宮ヲ於小山田ノ邑一、隨ニヒ神ノ教訓ニ祭レリ玉フ之ヲ、請曰、先キニ教ニ玉フ前皇ニ者是誰神ミソ矣、願クハ知ニシ其ノ名一及レ迄ニ七日一答託シ玉フ、伊勢ノ國鈴幸宮ニ所レ居神也、皇后於ニ櫛日浦ニ、解髮ヲ臨シ海ニ曰、吾レ被ニ神ノ教ヘテ欲ニ涉レ海ヲ西ヲ征一、是ヲ以テ令ニ頭滌ニ海水ニ、若シ有ラハ、驗者髮自 分レ兩、即入レテ海ニ洗レ玉フ之ヲ髮自分レタリ也、皇后即チ結ニ分タル髮一而為レ鬢、謂ニテ群臣ニ曰玉ハク、夫レ興レ師ヲ動レ衆國ノ之大事ナリ、今マ有ニリ征伐一以テ事ヲ付ニ群臣ニ吾女身ナリ也、加マテ以不レ肖、暫 假ニ男形一ヲ強テ起ニ雄略一ヲ、上ミハ蒙ニリ神祇之靈一ヲ、下モハ依ニテ群臣ノ之助一ケニ兵甲渡ニリ嶮浪一ヲ、整ニ艦船ヲ求ニ財一土一ヲ、若シ事ト就者群臣共モニ有功、四月皇后至ニリ松浦ノ縣一、折曰、若シ得ニ西ノ國一ヲ者、釣リ必ス得レシ魚ヲ、即チ釣ニル年魚一ヲ、仍テ秋九月令ニ諸國ニ、集ニシメ船舶一ヲ練ニ兵甲一衆來聚、將レニ渡ニシ蒼波一ヲ、於レテ是ニ使ニ人ヲ於西海ニ有レリヤ國乎、還リ來テ奏メ曰サク、不レ見有レル一國、又タ遣ニテ他人一ヲ令レルニ見セ、經ニヘテ數日一ヲ歸奏メ曰ス、西北ニ有レ山、雲橫細蓋シ有レラン國牟、爰ニ皇后當ニレリ干開胎之時、取レテ石ヲ挾レ腰一而祈言玉ハク、事竟テ婦ラム日ニ産ニ玉ハ於茲土ニ矣、冬十月辛ノ丑ニ皇后從ニヨリ和珣ノ津一、進テ發ニ玉フ新羅國ニ之時キ、飛廉起レ風海中魚悉 浮 挾レ船ヲ、大ナル風順吹便チ到ニル新羅國ニ之時、隨フ船一潮流遠ク至ニル國中一ニ、即チ知ニ天神地祇悉ク皆助ニ玉フ歟、爰ニ新羅國ノ王戰慄、則集ニ群臣一ヲ曰、新羅建レシヨリ國以來タ、未ニ嘗テ開ニシ海水凌レ一國ニ、若シ天運盡而國之為レ海ト乎、其ノ言未レタ 訖之間タニ、船師滿レ海ニ、鼓吹起聲ヘテ、山川悉 振、爰ニ新羅國王遙望、以為非常之兵、將ニ滅ニ亡セシト國一ヲ、吾レ聞ク、東ニ有レリ國謂ニフ日ノ本ト、亦有ニリ 聖ノ主一、天皇是レ必ス其ノ國ノ之神兵也、豈レ可ニ奉レテ軍ヲ以テ拒レ之乎、即チ以テ面縛封圖、降ニテ王船之前一ヘニ叩ノ頭曰、從レ今之以後、長ク與ニ乾坤一伏為ニ飼部一、毎年貢 獻神功皇后遂イニ入ニマシテ其ノ國一ニ、封ニ重寶一ノ府庫一ヲ、收ニ圖籍文書一ヲ、干レ時新羅國王、以ニ金銀彩色綾羅縑絹一ヲ、載ニ八十艘一貢ニ日本國ニ、自其以後、朝貢

不^レ絶^ハ矣、高麗^{ライ}百濟^{サイ}兩國ノ國王、聞^{ニテ}新羅^{ソラ}ノ降伏^ヲ、自來承^レ解^キ、叩^キ頭^ヲ、疑^ハ曰^ク、自^レ今^ニ以後、永^ク稱^ニ西^ノ蕃^ト、不^ニ朝^ハ貢^ス一^ニ悉^ク以^テ歸^ス伏^ス、於^レ是^ニ皇后還^{ニテ}於^レ竹志^ニ、冬十二月、於^ニ筑前^ノ國那珂^ノ郡蚊田村^ニ宮^ト、今名^ニ三宇美^ノ、誕^ニ生^シ玉^ヲ皇子^ト、則^チ譽^ハ田天皇^ト是^レ也、皇太后^ノ治世六十九年、己^ノ丑^ノ四月十七日春秋一百歲、葬^ニ大和^ノ國漆下^ノ郡狹^ノ循^ノ列^ノ池上^ノ陵^ニ、

一八幡皇太神ト云ハ者、乃人皇十六代ノ帝應神天皇、仲哀天皇ノ第四ノ子、御母ハ神功皇后也、四歲ニメ立^ニ春宮^トニ、七十一歲ニメ御即位、治世四十一年、元年庚寅、八年唐人來^ル八十艘、十五年東夷等ヲ討^ル平^ス之、造^レ玉^ヲ國^ヲ武内^ノ之功^ト也、二十三年新羅ノ軍來^ル、廿九年渤海客人來^ル、凡^ソ此^ノ天皇濟^レ民^ヲ施^レ玉^{ナリ}仁^ヲ、非^ニ凡^ノ慮^{之所}測^ニ、非^ニ言語^ノ之所^及、万機之政^リ一天^ノ之^ノ化^{、唯}以^ニ三^ノ思^ノ議^ヲ為^レカ事^ト而已^ニ、三十一年庚午ノ二月甲午朔戊申ノ十五日、天皇春秋百十一歲ニメ崩^シ玉^ヲ、葬^ニ于^レ河内^ノ國志紀^ノ郡惠我^ノ藻^ノ陵^ニ、

一應神天皇御靈垂迹之事、宇佐御託宣集ニ云、人皇十六代應神天皇四十一年庚午ノ二月十五日、一百十一歲ニメ崩御ヨリ以來、彼ノ御靈自^ニ仁德天皇元年辛^ノ、迄^ニ金刺^ノ宮^ノ御宇三宮^ノ御宇三十二年辛^ノ、帝王一十三代夏曆三百二十二年之間、天竺震旦龍宮日本御修行千變万化^ノ也、冥顯^ニ御利生坐^也、但^シ未^レス^テ宿生^ノ之尊号^ヲ、未^レ顯^ハ先帝^ノ之為^レ、靈^ト歟、金刺^ノ宮御宇二十九年戊子、筑紫豊前ノ國宇佐ノ郡菱形ノ池邊小倉山^ノ之麓、有^ニ鍛冶^之翁^一、帶^ニ奇異^之瑞^一、以^ニ一身^ヲ現^ニ八頭^ヲ、人聞^レ之^ヲ實^ニ見^{ント}行^ク時^キ、五行^ケハ三人^ハ死[、]十人行^ケハ即^チ五人^死、故^ニ成^ニ恐怖^ヲ無^シ行^ク人^ト、於^レ是^ニ大神^ノ此^ノ義^ノ行^テ見^レル^ニ之^ヲ更^ニ無^シ人、但^テ有^ニ金色^ノ鷹^之在^ニ林^上ニ、致^ニ丹折^ノ之誠^一、問^ニ來^由ヲ曰^ク、誰^ノ成^レレ^バ乎、君^ノ所^レ為^レ歟、忽^チ化^ニニ、金色^ノ鳩^一飛^ヒ來^リ居^ニ杖^上ニ、爰^ニ知^レ神變^ノ可^キヲ利^ニ人中^ノヲ、然^ル間^ニ比^レ義^ノ斷^ニ五穀^ヲ經^ニヘテ三年^ノ之後^テ、同天皇三十二年辛^ノ、卯^ノ二月十日癸^ノ、卯^ノ、捧^レ幣^ヲ傾^レ首^ヲ申[、]若^シ於^レ為^レ神者、可^レ顯^ニ玉^ヲ我^前ヘニ、即^チ託^ニ三歲小兒^ニ立^ニ於^レ竹葉^ノ上^ヘニ宣^ノ玉^ハク、辛國乃城^ノ天降[、]八流^ノ之幡^ノ天、吾^者日本^ノ神^止成^レ利[、]一切^ノ衆生^左毛^右毛^任レ心^ニ多[、]釋迦^ノ菩薩^之化身[、]一切^ノ衆生^遠度^ト神道^止現^也、我^者是^レ礼^ニ日本^ノ人^皇十六代^譽田^ノ天皇^廣幡^ノ八幡^麻呂^也、我^名於^レ日^ニ護^ニ國^靈驗^威力^神通^大自在^王菩薩^ト布[、]國^々所^々仁^垂ハ跡^於神道^ニ留^者、

斯後^ハ者^ヲ大御神^ヲ與^ニ義^ニ比^テ常御物語^シ玉^フ、非^レ餘人^ノ之所^レ聞^ニ、依^テ大敬^ノ之實^ニ、以^テ比義^ヲ任^ニ祝職^ニ、又^タ無^シ別^レ之社職[、]公家有^ニテ御願^ノ之事^ト被^レル、祈^申之時者、敬^テ比義^ヲ以^テ神^ノ神^ノ之間[、]比義^向ニ御山^ニ捧^ニ幣帛^ヲ、奉^ニ神語^ヲ勅答^申耳、始^夫比義^ハ者^不知^ニ何^ノ何^ノ人^ト、不^レ弃^ニ誰^ノ家^ノ子^ト、来^ニ自然^ニ長生^ノ道[、]衝^ニ天山^高、出^ニ靈威^神妙^ノ之^ノ底[、]氣^宇淵深^ニ其形^テ似^{タリ}仙翁^ニ、其^ノ首^ヘ戴^ニ靈帽[、]莫^シ人^以測^レ之[、]莫^シ世^以名^レ之[、]大^イ含^ニ冥^ノ之神也、只^タ此^ニ凡^聖之義^ニ、或^作岐^不可^ニ、故^以大神^ヲ早^為姓^ト、以^テ比義^ヲ可^レ為^レ名^ト之、由^有勅^定非^ニ私^ノ計^ト、

一和与石ノ之事、宇佐ノ詫宣集ニ云、人皇四十二代文武天皇五年大宝元年辛ノ丑、八幡大神^ヲ爲^メ濟度^ニ向^ニ玉^フ唐土^ニ、又^タ歸^リ來^玉フ、北辰神^ヲ最初^ニ小倉山^ニ天降^現座^ス、小倉山^ノ大神御修行^之次^テニ、至^リ玉^フ此^ノ峯^ニ語^ニテ北辰^ニ而言[、]我^レ礼^一所^ル住^座天[、]法界^ノ衆生利益^乃願^乎發^佐者[、]北^辰申^テ曰^ク、

從^レ此^利西方^彦山^仁神^座、有^ニ十^万金剛童子^ノ利[、]申^ニテ其^權現^ニ天[、]以^テ寶珠^ヲ一切^衆生^乎度^志給^ト者[、]大神^渡向^テ彼^ノ山^ニ而^言、爲^レ珠^ノ來^着世^利者、爰^ニ法蓮^聖人^來着^而申^ス、權^現如^意寶珠^我未^レ見[、]如^來今^ニ以^テ可^レ令^レ見^レ之^ヲ由^シ令^ニ修^法、然^ルニ班^蛇入^レ珠^ヲ於^口ニ而^來ル、自^{ヨリ}石室^ノ之中[、]輝^ニ光^リ於^外ニ、置^ニ干^行者^前ニ、此^ノ間^タ仙翁^來奉^レ仕[、]而言^ス、斯^ノ玉^可與^レ我^ニ給^也、聖^人言^ク、數^年之^間所^ニ行^出也、不^レ可^レ渡^レ之^ヲ、翁^申ス、僧^ハ即^持ニ^三婦^五戒^ヲ不^レ可^レ惜^レ珠^者、聖^人言^ク可^ニ相^計ニ云[、]翁^去後^テ見^レ玉^ヲ無^シ珠[、]聖^人發^ニ瞋^恚ヲ、結^ニ般^若智^印ヲ投^ニ四^方ニ、誦^シ火^界ノ真^言ヲ、念^ニ四^角ノ之^處ヲ、翁^爲ニ^逃行^ノ路^ヲ火^出燒^レ山[、]今^燒尾^是也、翁^難レ^過而^歸來^リ奉^レ返^レ珠^ヲ猶^ハ入^ニ聖^ノ意[、]又^奉仕^シテ而^申ス、心^性氣^仁渡^ス止^計可^レ被^レ仰^セ志[、]年^來奉^仕スル^モ在^ニ此^ノ事^ニ利^者、聖^人雖^レ無^シ渡^ス之^心、怒^被出^ニ渡^スノ之^言ハ^ヲ畢^ス、翁^悅シ^テ去^リ行^ノ後^テ見^レ玉^ヲ無^シ珠[、]發^ニ大^イ瞋^恚ヲ今^度、自^身追^行、豊^前國^下毛^ノ郡^諫山^ノ郷^ノ南^ノ高^山ハ^者、大^神ノ御^母大^帶姫^ノ之^御垂^迹之^洞也、登^ニ彼^高山^ニ責^問之[、]其^ノ聲^ハ聞^ニ伊^豫ノ國^石鎚^山ニ、大^神變^ニ金^色ノ鷹[、]召^ニ具^金色^ノ犬^ヲ、飛^ニ返^此ノ高^山ニ、語^ニ聖^人ニ^而言^ハク、我^者八^幡也、賜^ニ此^寶珠^ヲ而^可三^益一^切有^情ヲ、宇^佐垂^迹之^時、可^レ仰^ニ神^宮寺^ノ別^當ト、同^心可^レ靜^ニ護^天下^ヲ也^者、和^与永^得レ^珠給^畢、

高山者猪山之上、大嶽峯也、今申ニハ和与石ト者、尔時ノ御座也、石牀、大神現シ在、又タ金色ノ犬ノ変石在レリ今ニ云云、

一比咩神ノ御垂迹之事ハ、宇佐ノ縁起ニ云ク、人皇第一神武天皇御母玉依姫之御靈也、聖武天皇ノ御宇天平年中ニ、有ニ託宣ニ示現也、宇佐二ノ之御殿、又タ住ニ玉フ宇佐ノ郡安心院都麻垣ノ宮ニヤニ、或記ニ云ク、玉依姫ハ者、異國陳大王ノ娘正八幡ノ御母也云云、

一猪山宮ノ之事、人皇四十六代孝謙天皇、弓削道鏡法師御寵愛之餘リニ、可有ニ踐祚^{セシツ}之由、以ニ勅使和氣清丸^{ワケノキヨマル}ヲ、宇佐ノ大神宮ニ御尋子有レルノ之時、神勅答メ而言玉ハク、我ガ朝神代以來、以レテ民ヲ為レスルノ王ト之例無レシ之、依ニテ吾ガ託言^{ヨツテ}スルニ如レクノ斯聞ニク非礼^レヲ、自レ今以後、不レトテ可有ニル勅答^レ止ニ玉フ御託^ニヲ、雖^レトモ爾リト神驗猶^ラ揭焉也、彼ノ勅使清丸依ニ惡ク申^スニ、神明ノ御免無^レ之、名ニケ和氣ノ穢丸^{キタマニル}ト、断ニ兩足筋^{フタノアシノスヂ}ヲ、垂^ニ空船^{ノセテウツボ}ニ被^レル、流也、其時清丸一心ニ宇佐ノ大神ヲ奉^ルニ祈念^シ、立^テ彼ノ船打^ヨ寄^ス宇佐ノ之濱^ニ、然ル處ニ来^ニ猪^一ト、副^乗船^ニ清丸取^{トリ}付^{ツキ}之^ニ、上乘^ニ彼ノ猪^ニ忽^ニ至^ニ宇佐ノ宮ノ南樓^ニ、是偏^ヘニ大神ノ被^ニル、ト石具^{メシクセフツク}一貴思^ヒ、猪^{ヨリ}飛^リ下^リ流^シ感涙^ニヲ奉^ニ祈念^シ之處、自^ニ御殿ノ之内^ニ五色ノ小蛇^{ハラスヒイテ}退^出、甜^ニ清丸ガ兩足^ノ筋^ヲ、如^レク本^ノ足^シ立^{タチ}ヌ、神慮^{ワカゴ}雅護^ノ之有^難銘^{ニス}ニ心肝^ニ、此ノ時^キ成^ニ宿願^ヲ創^{ニス}足立寺^ヲ、彼ノ猪^ハ立^ニ婦^今ノ之猪山^ニ也、是則チ知^ニ大神ノ變化^ニサル^トヲ、於^レ是造^ニ社殿^ヲ恒例ノ祭祀有^レ之云云、

干時天和貳年二月日

大日寺大部卿智壹

〔註〕

- (1) 成恒文書七卷二二号（『大分県史料』(8)）
- (2) 『鎌倉遺文』(13) 九三三八号
- (3) 成恒文書七卷一〇号（『大分県史料』(8)）
- (4) 成恒文書七卷九号（『大分県史料』(8)）

- (5) 「莊園絵図目録」(竹内理三編『莊園絵図研究』)
- (6) 永弘文書五六号(『大分県史料』(3))
- (7) 湯屋文書二卷二号(『大分県史料』(2))

〔付記〕 この調査において、三光村役場・三光村教育委員会・各所蔵者の方々のご協力を賜わり、また、新発見の楠野一美氏所蔵文書については、大分県総務部参事橋本操六氏のご教示を得えたことに対し、深く感謝の意を表したい。

八面山と神社

伊藤 勇 人

一 序 言

本稿の目的は、八面山と神社の関係を説くことにあるが、基本的視座は、この山と密接な関わりをもつ神社を対象とするもので、山麓に点在する全ての小社や石祠に及ぶものではない。

抛るべき史料は、主に『八幡宇佐宮御託宣集』と「八面山縁起」・「八面山峯入順拜次第記」・絵図等であるが、この山と社に関する史料類も看過できない。ことに縁起は、『太宰管内志』下巻に「八面山天和縁起」・「八面山天和縁起ノ序」云々として引用され、『豊前志』にも「八面山天和縁起」として、その一部分を記すが、全文が公にされたことはない。よって、その翻刻を試み解題と考証を附すことは、本題の基本線を明確化することにもなろう。また、「順拜次第記」は、本調査における新発見史料であり、明治以降、八面山の峰入について知る者は皆無である。故に、縁起と同様の基礎作業を試み、その現状を把握することは、本調査における目的の一つでもある。この両史料は、『託宣集』を基にして編まれているから相互の関係に言及する必要もあろうが、限られた日子と紙幅のため、全て割愛した。

二 「八面山縁起」考証

(1) 解 題

この書物は、八幡宇佐宮の社僧恵海法師が、天和二年（一六八二）正月に編集した八面山の縁起書である。現在、恵海の自筆本は伝わらず、写本のみ二本が知られる。一つは、箭山神社の宮司樸木晋一郎氏の所蔵にかかり、今一つは宇佐神宮の祢宜永弘氏一氏の保管するところである。前者は、縦二三・六センチ、横一七・〇センチの冊子本で、題字に「八面山縁起之序」、内題にも「八面山縁起ノ序」とあり、全て一八葉からなる。表紙に綴子を用い、内装に金の切子をちらす豪華な装丁ながら傷損もみられる。各葉とも八

行からなり、一行に一二一三字を配して几帳面に筆記されているが、誤記・誤写もあり、その字句等は見せ消ちにしてある。

縁起全体は、序文と本文と奥付で構成され、序文には編集の動機とその方針、出典および八面山の概念を説き、本文は聖母大明神・八幡皇太神・応神天皇御靈垂迹之事・和与石之事・比咩神之御垂迹之事・猪山宮之事の五項からなる。奥付の「于時天和貳年二月日」は編集完了の年月日、「大日寺大部卿智夏」はこの縁起（櫟木本）の所有者名である。

さて、編者恵海の出自・経歴等は未詳であるが、彼を八面山の踏査に誘い、この縁起の筆録を要請した祐音法師については、若干知られる。それは櫟木家の古墓（三光村大字田口荒田二三三七番地）に、彼の墓標があり次のように刻されている。

享保十八癸丑年

大

権僧都柱髻祐音 徳

四月二十八日

この祐音法師は、関係資料から推して、大日寺中興権僧都普門祐玄大徳（元禄三年示寂）の弟子と解される。なお、八面山座主大日寺は、明治維新の神仏分離に際して復飾し、櫟木氏を名のり神職として今日に及ぶ。

次に、永弘氏保管の田部本は、元禄二年（一六八九）二月十六日、田部盛春が手習のために書写したもので、他見を目的としないから悪筆に加え誤写・誤脱もあって、あるいは恵海法師の草稿本を書写したものかとも想像される。外題に「八面山縁記全」とあり、巻頭に「八面山縁記 序」と筆写しながらも序の末尾には日付も編者名もなく、奥付にも成立に関する記述はみられない。この本は、のち宇佐宮社家の糸永茂昌の手に移り、明治四年十月下旬に一見した旨が奥に記されている。糸永氏は宇佐から転出するに際し、宇佐宮の歴代社家である永弘氏に、所有する史資料を寄託しており、この縁起もその一部として永弘氏の保管するところとなったものである。縦一五・四センチ、横二一・三センチの半横帳で、全て十一紙綴。各葉表裏の行数と各行の字数は不定である。

以上の理由から、ここでは櫟木本を底本として翻刻することにしよう。

(2) 翻 刻

△凡例▽

- 一 櫛木本を底本に田部本をもって校合し、校異は下欄に示した。
- 一 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 一 底本の返点・送仮名等は、煩瑣を避けるため省き、あるいは改めたものもある。
- 一 便宜のため原文に句読点を付した。
- 一 見せ消ちの字句の個所に、訂正のそれを採ったものもある。

〈翻刻〉

(一葉オ)

八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡諫山ノ郷八面

山ノ者、八幡皇大神御遊行之靈

場ニシテ聖母大明神應現之靈跡也。

古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニシテ而堂杜佛

閣數十字。寺僧杜官戴辰運歩

之勤仕、無レ有ニ怠慢一矣。雖レ余縁謝

即滅難レ免、去ル天正年中ニ旌旗簪ニ

(一葉ウ)

東西ニ電戟閃ニ南北ニ凶賊溢ニ隣里一

兵火至ニ坊舎一。餘炎及ニ山上ニ杜

殿禱刹咸成ニ灰燼一。余レ往百有余

載荒廢シ畢。爰ニ彼山之座主大日

寺兼猪山神護寺祐音法師有レテ由歸ニ投シ

羊僧ニ延レ予冀レカフ令レ至ニ于山上ニ。因レ茲

冀、原作纂

(二葉オ)

延寶^(マ)十辛酉天、與^ニ彼法師^一同^レ志^シ

將^レ登^{ント}山頂^一。石蹊嵯峨^{トシテ}難^ニ跋涉^一又

雲霧^カ晦迷^{シテ}攀躋^者稀也。跨^ニ峻壁^一

身疲、凌^ニ深谷^一力竭^〇。數^シ憩息^{シテ}見^ルニ其

頂^一沉惚^{トシテ}似^レ夢^ルニ似^レ。寤^ニ。不^レ乘^レ查^{ウキ}忽^チニ入^ニ

雲漢^一。不^レ嘗^ニ靈仙^一。而^モ得^レタリ見^ルニ^ル神窟^一。

奇哉^〇。未^レ得^ニ天眼^一見^ルニ万里^一、不^レ假^ニ天衣^一

騰^ニ雲上^一。蓋^ニ是謂^レ之^ヲ乎。其山^ノ為^レ狀

嶺谷^ノ廣象^{トシテ}覺^ニケリ^一。衡岱^ノ崑香^モ猶卑^一。四

顧^ニ茫茫^{トシテ}眼界^ノ難^シ極^メ。山嶺^ノ衝^ニ碧落^一ニ

春夏^ノ長^{トコ}飛^レハス雪。千歲^ノ神木、傾^ルニ^ル緣蓋^一ヲ

現^ニ神慮^ノ擁護^之相^一ヲ、百圍^ノ佛樹^ノ枝^ヲ

繁茂^{ナル}ハ^{アラ}頭^{ニス}佛智^ノ廣大^ノ之德^一ヲ。松風^ノ彈^シ

琴池^ノ浪調^レ鼓。異花^ノ驚^レ目^ヲ奇香^ノ悅^ム

レ意。・人間^ニ莫^レ比^スル。寧^シロ疑^フ天上^一カト。殊^ニ此山^ハ・

象^ニ八葉九尊^之兩界^一ヲ、西北^ノ滄海^ノ

漫々^{タル}ハ表^ニシ^ル金界^ノ鑣字^之智水^一ヲ八面

之山^ニ齋^等トシテ^モ巍々^{タル}ハ摸^ニ胎藏^ノ八葉^之尊

心蓮^一ヲ、中臺^ノ大日^ノ如来^ハ則^チ講堂^ノ尊

佛也。堂^ノ北^ノ方^方、有^ニ三所^ノ和光^ノ社殿^一。

聖母^ノ八幡^ノ比咩^ノ神^三柱^ノ靈神^ハ本

(二葉ウ)

靈、見消
假、田本作借字
香、岡字見消

(三葉オ)

北、原作比字、今意改
方、見消、
比咩、田本作双行比咩
玉依姬

地彌陀・釈迦・地藏菩薩也。社壇

之北ノ方有ニ金色ノ鷹金色ノ犬之化靈

石一。而千于今炳焉ヒトコト。又タ東方ニ奥ノ院ト云

有ニ石窟一。其ノ中間ニ林泉涌出ス。碧水

澄スメル如レシ鏡ノ号ニス御手洗ノ。又タ望ニ見東方ヨ宇

佐馬城ノ峯目下。又歴ニ覽スルニ于南ニ有ニ

一ツノ湖水一。東西廣ク南北狭ク、約計スルニ數

十項。甘水常ニ湛テ其ノ流遠ニ出ツ鄉村ニ。

千派通決シテ百穀豊登ノリ是誠ニ所以為ニス

神明ノ利民濟度ニ也。西ニ顧ルニ高サ五六

丈有餘ノ之大石碣焉。則号ニス和与

石一ト。昔有下八幡皇太神與ニ法蓮上人一

於ニ此石ノ許ニ和与シ玉フ因由矣。又タ西峯ト云

處ニ高巖峙其下ニ激ニ千尋ノ清瀧一有レ

流号ニス板川一ト。又タ乾ノ方可ニ五六町一有ニ日

寺及六坊ノ舊跡一北方ニ隔ニ二十

余町一有ニ猪山ノ社殿一。又遠ク眺望スルニ薦ノ

社三角ノ之寶池水泓澄シテ神明ノ威

光鎮ヘニ映レス浪ニ。古記ニ云、八面山者薦ノ

社之ノ奥ノ院ト。皇太神常ニ御遊行ノ之

勝地也。地勢靈物不能レハ盡ニ染翰ニ

千、見消

皇太神、田本作大井二字、以下同
上人、田本作和尚二字

(三葉ウ)

(四葉オ)

(四葉ウ)

者ナリ矣。于レ時ニ祐音法師歎下息タンソクシテキウ 旧記ノ
罹カカリニ兵火ニ 焼失セルヲ上 時要ニ余ニ作ランレ
不レ免。幸イニ得ニテ宇佐ノ宮託宣集及舊
記等一ヲ 略抄 撰取セキシユイサガカテ 聯以不レ加ニシ私辨一ヲ
書シルスニト 于白麻一ニ云レ。尔。

于時天和貳年孟春

宇佐社僧惠海法師謹拜書

辨、田本作辞字
尔下、田本有者也二字

(五葉オ)

一聖母大明神ト云ハ者、乃チ人皇十五代ノ
帝、神功皇后ノ御靈号也。聖武天
皇ノ御宇神龜五年示ニ現シ玉フ 筑前國

香椎宮一。應現其後嵯峨ノ天皇ノ御

宇弘仁年中ニ有ニ詫宣ニ垂ニ迹スレヤシ玉フ 宇佐一

也。其ノ外於ニ國々所々ニ垂迹シ玉フ者也。モノナリ

日本紀第九ニ云、略抄 神功皇后

治六十九年壬子 庚戌ノ歳生玉フ。開化天皇

一人即位 曾孫 仲哀天皇ノ后、氣長足姫也。

母葛木高額媛也。皇后幼ワカワシテ 而聰明

叡智 容貌 壯麗也。辛巳ノ歳十月

二日生。年三十二ニシテ 即位。都ニ 大和ノ

国十市郡磐余 絶里稚櫻ノ宮一。庚

明神、田本作并一字

應現、見消

孫、原作孫

(六葉オ)

辰ノ歲二月仲哀天皇崩御。神功

皇后甚下傷イタミ玉ヲ 天皇不レ從ニ神ノ教ニ而早ク

崩シ玉フ上也。神功皇后為レ知ニカ所タケル崇ル之ヲ神一

更造ニ齋宮ツクリ於小山田邑イツキノ、隨ニ神ノ教サトニ

訓ニ祭ニレリ玉フ之。請子キヤウシテマウヤク曰ニ先ニキニ教ニ玉フ前皇ニ者ハ是誰カミレ

神カミ矣。願カミタハ知ニン其名ヲ。及レ迄ニ七日一答託シ玉フ。

伊勢國鈴幸宮ス、カノ所ニ居神也。皇后

於カシヒ檀ヒ日ノ浦ニ解トイテ髮ヲ臨レ海ニ曰ニ吾レ被ニ神ノ

教ハヲ欲ニ涉レ海ヲ西ニ征ニ。是ヲ以テ令ニ頭カミヲ滌ソソガニ海

水ニ、若シ有レ驗者、髮ヲ分レ兩ニ。即チ入レ海

洗レ玉フ之ヲ。髮ヲ自ラ分レタリ也。皇后即チ結ニ分タル髮ニ

而為レ髻ヒンツラト謂ニ群臣一曰ニ玉ハハク、夫レ興レ師イダサ動レ衆モロク

國之大事ナリ。今ニ有ニ征伐一以レ事付群

臣一。吾ハ女ノ身也。加ニ以レ不肖。暫ニ儼ニ男ノ

形一ヲ強チ起ニ雄ヲ略一上ミハ蒙リ神祇之靈ミクマヲ下モ

依ニ群臣之助一兵甲ツハモノ渡ニ嶮浪トトノ整ニ艦フ

船一求ニ財ヲ土一。若シ事就者、群臣共モ有

レ功。四月皇后至ニ松浦縣一祈ニ曰ニ若シ得ニ

西ノ國一者釣リ必ス得レ魚ヲ。即チ釣ニル年魚一。仍テ

秋九月令ニ諸國一集ニメ船舶ヲ練ニ兵甲一。

衆モロク來聚將レ渡ニ蒼波一。於レ是使ニ人ヲ於

(六葉ウ)

(七葉オ)

西海^ニ有^レ國乎。還^リ來^テ奏^シテ曰^ク、不^レ見^レ有^ルヲ

國。又遣^ニテ他人^一令^レル^ニ見^セ、經^ニ數日^一歸^テ奏^シテ

曰、西北^ニ有^レ山雲橫^ニ、縵蓋^シ有^レ國牟。

爰^ニ皇后當^ニ于開^一胎^一之時^ニ取^レテ石^ヲ挽^シテ

腰^ニ而祈^フ言^{ハク}、事竟^リ歸^ラム日^ニ座^ニ玉^ハ於^テ茲土^ニ矣。

冬十月辛丑^ニ皇后從^ニ和珥^一津^一進^テ

發^ニ玉^フノ新羅國^一之時^ニ、飛廉起^レ風海^ノ中

魚^悉浮^レ挾^レ船^一。大ナル風順^ニ吹^テ便^ニ到^ル新

羅國^一之時^ニ、隨^レ船^ニ潮浪遠^ク至^ニ國中^一。

即^チ知^ク天^ノ神地祇悉^ク皆助^ニ玉^フ歟。爰新

羅國^ノ王戰慄[、]則集^ニ群臣^一曰、新羅

建^レ國^ヲ以來^ク未^ク嘗^テ聞^ニカ海水^ノ凌^レ國^一。若シ

天運盡^ニ而國^一之為^レ海乎。其言^ハ未^ク

訖^ノ之間^ニ船師滿^レ海^ニ。鼓吹起^レ聲^ハ山

川^悉振[、]爰^ニ新羅^ノ國王^一遙^ニ望^一以為^レ

非常^ノ之兵將^ニ滅^ニ亡^一セント國^一。吾^レ聞^ク東^ニ有^リレ

國謂^ニ日^ノ本^一ト。亦有^ニ聖^ノ主^一天皇^一。是^レ必^ス

其^ノ國之神兵^ナラム也。豈^レ可^ニシ^一軍^ヲ以^テ拒

之乎。即以^テ面^ヲ縛^テ封^シ圖^ヲ降^ニ王船^一之

前^ニ叩^テ頭^曰、從^レヨリ今^ノ以後[、]長^ク與^ニ乾

坤^一伏^為ニ飼^部。每^年貢^獻。神功皇

(七葉ウ)

(八葉オ)

(八葉ウ)

后遂^{マシテ}入^ニ其^ノ國^ニ封^ニ重寶府庫^一收^ニ圖^シ

籍^フ文^ミ書^ヲ。于^レ時^ニ新羅國王^ヲ以^テ金銀

彩色^ヲ稜^ニ羅^ノ縑^一載^ニ八十艘^一貢^ニ日

本國^一。自^レ其^レ以後^ニ朝貢^ス不^レ絶^ス矣。高

麗百濟兩國^ノ國王^ヲ聞^キ新羅之降^ヲ

伏^シ自^レ來^リ承^リ解^リ叩^キ頭^ヲ歎^ク曰^ク自^レ今^ニ

後永^ク稱^ス西^ノ蕃^一不^レ絶^ス朝貢^ス。悉^ク以^テ歸^リ伏^ス。

於^レ是^ニ皇后還^ニ於^テ竹志^一。冬十二月

於^ニ筑前國那珂^ノ郡蚊田村^ニ今名^ニ宇美^ノ宮^ト

誕^ニ生^シ皇子^一。則^チ嘗^テ田^ノ天皇是^レ也。

皇太后^ノ治世六十九年己^ノ丑^ノ四月

月十七日、春秋一百歲。葬^ニ于^テ大

和國添下^ノ郡狹城^ノ循列池上^ノ陵^一。

(九葉オ)

一八幡皇太神^{ト云ハ}者、乃人皇十六代^ノ

帝應神天皇。仲哀天皇^ノ第四^ノ子^ニ、

御母ハ神功皇后也。四歲^ニ立^テ春宮^一、

七十一歲^ニ御即位。治世四十一

年。元年庚寅^ノ八年、唐人來^ル。八十

艘。十五年東夷等^ヲ討^ツ平^ス之^ヲ造^レ玉^ヲ國^ヲ。

武内之功也。二十三年新羅^ノ軍^ヲ

皇太神者、田本作大弁申三字

(十葉オ)

来。廿九年渤海客人来ル。凡ソ此ノ天皇
 濟レ民ヲ施レ^{ホトコシ玉フ} 仁ヲ非ニ凡慮之所^{ハカリ}測^{ハカル}非ニ言
 語之所^{レニ}及。万機之政、一天之化
 唯タ以三思議^{スルカ}ヲ為レ事而已。三十一
 年庚午ノ二月甲午朔戊申ノ十五
 日、天皇春秋百十一歳ニシテ崩シ玉フ。葬ニル于
 河内ノ國志紀ノ郡惠我藻ノ陵^{ミササキ}ニ。

一應神天皇御靈垂迹之事。宇佐

御託宣集ニ云、人皇十六代應神

天皇四十一年庚午二月十五

日一百十一歳ニシテ崩御ヨリ以來タ彼ノ御

靈自ニ仁德天皇元年辛未^{イタルマテカナウヲ}迄ニ^ニ金判^ニ

宮御宇三宮ノ御宇三十二年辛

卯、帝王二十三代夏曆三百二

十二年之間タ天竺震旦龍宮日

本御修行千變万化タリ也。冥顯^{マイケン}ニ御

利生坐^{マシマスナリ}也。但シ未^{マシ}レタ^{マシ}挙^{アケ}ニ宿生之尊号^ヲヲ。

未^{アラハサ}レタ^{アラハサ}顯^アニ先帝之為^ヲヲ靈歟。金刺ノ宮御

宇二十九年戊子筑紫豊前國

宇佐ノ郡菱形ノ池邊小倉山之麓^{フモト}ニ

(十一葉オ)

(十葉ウ)

未、誤脱追記

三宮御宇、見消

有ニ鍛冶之翁ニタイシタリ 奇異之瑞キイズイ一ヲ。以ニ一

身一現ニス八頭一ヲ。人聞レテ之ヲ實ニ見ント行ク時キ、五イ
人行ケハ三人死。十人行ケハ即五人死。

故成ニ恐怖一ヲ無ニシ行ク人。於レテ是ニ大神比ヲ、カミヒ
義行テ見レルニ之ヲ更ニ無レ人。但タ有ニ金色ノ鷹

之在ニル林上ニ。致ニシ丹祈之誠一ヲ問ニテ來由一ヲ
曰、誰之成レスヤ變ヘン乎。君之所レ為歟。忽チニ

化ニ金色ノ鳩一飛ヒ來リ居ニ杖上。爰ニ知下神
變ノ可上レキ一ヲ利ニス人中一ヲ。然ル間比義斷ニ五穀一ヲ

經ニ三年一ヲ之後チ、同天皇三十二年

辛卯ノ二月十日癸卯ノ日、捧ササケ幣ヘイヲ傾カクレ首カウヘ

申、若シ於為レ神者、可レ顯ニ我前。即チ託ニシテ

三歳小兒ニ立ニテ於竹葉上宣、辛國

乃城尔天降 八流之幡天吾者

日本ノ神止成礼 一切衆生左毛

(十一葉オ)

右毛任レ心ニ多利。釋迦菩薩之化身

一切衆生遠度土神道止現也。

我者是礼日本人皇十六代譽

田天皇廣幡八幡麻呂也。我名

於日ニ護國靈驗威力神通大自
在王菩薩一ト布。國々所々仁垂ニ跡

杖、田本作杖字

(十二葉ウ)

於神道ニ留者。

斯後チハ者、大御神ト与ニ比義ニ、常子ニ御物

語シ玉フ。非ニ餘人ノ之所聞。依ニテ大敬之實ニ

以ニテ比義ニ任ニ祝職。又タ無ニ別之社職。

公家有ニテ御願之事ニ被ニル、祈申一之時

者、敬ニテ比義ニ以爲ニスルノ神躰一之間タ、比義

向ニヒ御山ニ捧ニテ幣帛ヲ奉ニ玉ハテ神語ニテ勅答申ス

耳。始ニ夫比義者、不知ニ何国ノ之人ト

不レ弁ニ誰レカ家ノ子ト。来ニ自然ニ長生ノ道ニ衝

天山高シテ出ニツ靈威神妙之底ニ氣宇

淵深ニシテ其形チ以ニタリ仙翁ニ。其ノ首ニ載ニ靈帽ニ、

莫ニシ人以測レ之、莫ニシ世以テ名レ之。大イニ含ニ

玄冥之神一、只タ比ニス凡聖之義ニ或作レ岐

喚之。故以ニテ大神ヲ早ヤク為レ姓ト、以ニ比義ヲ可

レ為レ名ト之由、有ニリ勅定。非ニス私ノ計ニ。

原文云、或作岐字、仮聲不可直喚之故也

(十三葉オ)

一和与石之事。宇佐ノ詔宣集ニ云、人

皇四十二代文武天皇五年大

宝元年辛ノ丑、八幡大神為ニメ濟度ニ

向ニヒ玉ヒ唐土ニ又タ歸リ来玉フ。北辰神最初小

倉山ニ天降現レ坐ス。小倉山ノ大神御

神、田本作井字、以下同

修行ノ之次テニ至^ニリ玉^ヲニ此ノ峯^ニ語^ニツテ北辰^ニ而言^{ハク}

我礼一所尔住坐^{スミマシマ}天法界ノ衆生

利益乃願乎發^ヲ發^ヲ者^{トイヘリ}。

北辰申テ曰ク、

從^レ此利西方彦山仁神坐^{マシマ}須有二十

(十四葉オ) 万金剛童子一利。申^テ其權現^ニ天以^ニ

寶珠^ヲ一切衆生乎度志給^江止者。

大神渡^ニ向^テ彼ノ山^ニ而言^{ハク}、為^レ珠ノ來着^{ヤヤク}

世利者。

爰^ニ法蓮聖人來着^{シテ}而申^ス、權現ノ如

意寶珠我^レ未^ク見。如來今^ニ以^テ可^レ令

見^レ之^ヲ由^シ令^ニム修法^ニセ。然^ルニ班^ビ蛇入^ニレテ珠^ヲ於

口^ニ而來^ル。自^{ヨリ}石屋之中^ニ一耀^ニ光^ニ於^外一

(十四葉ウ)

置^ニ于行者ノ前^ニ。此ノ間^タ仙翁年來奉^テ

仕^ハ而言^ス、斯ノ玉可^ニ與^レ我^ニ給^ニ也。聖人

言^ク、數年之間^タ所^ニ行出^ニ也。不^レ可^レ渡^ス

レ之。翁申^ス、僧^ハ即持^ニヌ三歸五戒^ヲ。不^レ可^レ

惜^レ珠^者、聖人言^ク、可^ニ相計^ニ云云。翁去^テ

後^チ見^レ玉フニ袖^ヲ無^レ珠。聖人發^ニ瞋恚^ニ結^ニ般

若ノ智印^ヲ投^ニケ四方^ニ、誦^ニシ火界ノ真言^ヲ念^ニス

印、原作卯字、今意改

(十五葉オ)

燒^{ヤク}山^ヲ今^マ燒^ス。翁^ニ難^ク。過^ス而^キ歸^リ來^リ奉^ル返^シ。

珠^ヲ。猶^ラ入^ル聖^ノ意^ニ。又^ニ奉^仕シテ而^テ申^ス。心^ヲ往^ル。

氣^ニ仁^ニ渡^ス。止^ム計^ヲ可^レ。被^レ仰^ル。年^々來^リ奉^仕スル^トモ。

在^ニ此^ノ事^ニ利^シ者^ハ。聖^人雖^モ無^ク渡^ス之^ノ心^ニ。

怒^リ被^レ出^ル。渡^タスノ^ノ言^ヲ。畢^ル翁^悦シテ去^リ行^ク之^ヲ。

後^テ見^ニ玉^ヲニ袖^ノ中^ニ。又^タ無^ク珠^ヲ。發^シ大^ニ隱^志ヲ今^ニ。

度^ハ自^身追^行。豐^前國^下毛^ノ郡^諫。

山^ノ鄉^ノ南^ノ高^山者^ハ。大^神ノ御^母大^帯姫^之ノ御^垂迹^之洞^也。登^ニ彼^高。

山^ニ責^ニ問^之。其^聲聞^ニ伊^豫國^石鎚^山。

飛^ニ返^ル此^ノ高^山ニ。語^ニテ聖^人ニ。而^言玉^ハク、我^者。

八^幡也。賜^ニ此^ノ宝^珠。而^可利^ニ益^一。

切^ノ有^情。宇^佐垂^迹之^時、可^レ仰^ニ神^一。

宮^寺ノ別^當。同^心可^レ靜^ニ護^ニ天^下。也。

者、和^与永^得珠^ヲ給^ル。畢^ル高^山者^ハ猪^者。

山^之上^ハ大^嶽峯^也。今^ニ申^ニ和^与石^一。

者、尔^時御^座也。石^躰ノ大^神現^シ在^リ。

又^タ金^色ノ犬^ノ變^石在^レリ今^ニ云^云。

(十六葉オ)

一・比咩神之御垂迹之事ハ宇佐ノ縁

比咩神、田本作玉依姫三字

起ニ云ク、人皇第一神武天皇御母

玉依姫之御靈也。聖武天皇ノ御

宇天平年中ニ有ニ託宣ニ示現也。宇

佐ニ之御殿。又タ住ニ玉ヲ宇佐ノ郡安心

院都麻垣ノ宮一。或記ニ云ク、玉依姫者

異國陳大王ノ娘、正八幡ノ御母也云。

(十六葉ウ)

一猪山宮之事。人皇四十六代孝

謙天皇弓削ノ道鏡法師御寵愛

之餘リニ可レキノ有ニ踐祚一之由、以ニ勅使和

氣清丸一ヲ宇佐ノ大神宮ニ御尋子有レ之

時、神勅答シテ而言玉ハク、我カ朝神代以來

以レテ民ヲ為レ王ノ例無レシ之。依ニテ吾カ詔言一

如レ斯ノ聞ニク非礼一ヲ。自レ今以後不レ可有ニル

勅答一。止ニ玉ヲ御詔一ヲ。雖レ爾リト神驗ニ猶ヲ揭焉

也。彼ノ勅使清丸依ニ惡ク申ニ神明ノ御

免無レ之レ、名ニケ和氣ノ穢丸一ト、断ニ兩ノ足筋一

乘ニ空船ニ被レ流也。其時清丸一心ニ宇

佐ノ大神ヲ奉ニル祈念一シ。立ニ彼ノ船打ニ寄ス宇

佐之濱一。然ル處ニ来ニ猪一。副ニ船ニ。清丸取ニ

付之ニ乘ニ彼ノ猪一。忽ニ至ニ宇佐ノ宮ノ南

(十七葉オ)

神宮 田本作井一字

乘、原作垂、頭注乘イ

神、田本作井一字、以下同

(十七葉ウ)

樓^ニ。是偏^ヘニ大神^ノ被^{ニル}、ト召^シ具^ニ貴^ク思^ヒ、猪^{ヨリ}飛^ル
下流^{ニシ}感^涙一^ヲ奉^ニ祈^念一^ノ之^處ニ自^ニ御^殿ノ
之内^一五色^ノ小^蛇逞^出甜^ニ清^丸カ^両
足^ノ筋^一ヲ。如^{レク}本^ノ足^立ス。神^慮雍^護之^有
難^カヲ銘^ニ心^肝ニ。此^ノ時^成ニ宿^願一^ヲ創^ニ足^立
寺^一ヲ。彼^ノ猪^ハ立^ニ歸^今之^猪山^ニ也。是^則チ
知^ニ大神^ノ變^化一^{ナル}ヲ。於^レ是^造ニ^ツ社^殿一^ヲ恒^例ノ
祭祀^有レ^之云^云。

(十八葉オ)

(二行アキ)

于時天和貳年二月日

(余白)

(十八葉ウ)

(余白)

大日寺大部卿智夏

(余白)

(3) 考証—その一—

底本（櫛木本）と田部本（以下、田本と称す）を比較するに、幾多の差異がみられる。まず形態の面では、前者が項目の事書と本文を行替えせずに記述しているのに対し、後者にはその区別がある。また、前者には縁起の編者名と日付を附すが、後者にはそれが無くて書写記が存するのみである。さらに、前者は美麗に仕上げられ、かつ奥付の「大日寺大部卿智叟」なる呼称が「大部卿智永」を指すとすれば、底本の製作年代は一九世紀前半と推測される。

一方、田本の奥には「元禄二、二月十六日」の日付があり、原本の成立から七年後に当る。従って、底本と田本との間には百年以上もの時差が存する。加えて、田本の形態および悪筆その他の状況から推し、これは恵海法師の稿本を書写したものかと思量される。そのことは、両本の用字面からも推察されるので、今その一・二例を示そう。

葉	行	底	本	田	本
二ウ	5	人間ニ莫レ比ハル・寧シロ疑ニフ天上ニカト 殊ニ此山ハ……	殆ト人間ニ如レシ比。出レ人寧シロ疑ニ天上ニカト。 殊此山者、		
三オ	3	聖母八幡比咩神	聖母八幡 玉依姫 神		
三ウ	7	八幡皇太神與ニ法蓮上人	八幡大苺與ニ法蓮和尚		
四ウ	5	書ニ于白麻ニ云尔。	書ニ于白麻ニ云尔者也。		
五オ	1	一 聖母大明神者	一 聖母大苺ト云者		
九オ	6	一 八幡皇太神ト云ハ者	一 八幡大苺ト云ハ		
十三ウ	1	八幡大神為ニメニ濟度一	八幡大苺為ニ濟度シテ一		
十六オ	5	一 比咩神之御垂迹之事	一 玉依姫之御垂迹之事		

右の表で、皇大神・大明神は大苺に、比咩神は玉依姫に対校される。この相異は書写年代から推して、底本の浄書段階で書換えら

れたものと推察される。しかのみならず、底本の方は、用字と語句を精選し文体を整理した形跡が看取される。両本を精査したならば、さらに多くの差異点が知られよう。

次に、恵海法師の編集方法は、序文に、

幸得^ニ宇佐宮託宣集及舊記等^一、略抄撫取、聊以不^レ加^ニ私辨^一。

とあるように、『託宣集』・宇佐縁起・旧記等を基にして編集されたものの如くであるが、今すこし内容を穿鑿することも必要であろう。第一に、縁起全体を六項目に柱立て、簡にして要を得た導入文を付して典拠に接続させ、内容の重複を避けて文脈の一貫性を保つと共に八面山を強調することに細心の配慮が施されている。第二に刮目すべきは、序文に「略抄撫取、聊以不加私辨」と記しながらも、彼の史料読解力は、記述の中から如実に知られる。その一・二例を示そう。

葉行	底本(八面山縁起)	宇佐託宣集
九ウ5 ^レ	凡此天皇濟 ^レ 民施 ^レ 仁、非 ^ニ 凡慮之所 ^レ 測。	凡此皇濟 ^レ 民施 ^レ 仁、非 ^ニ 凡慮之所 ^レ 測。
十一オ7 ^レ	致 ^ニ 丹祈之誠 ^一 、問 ^ニ 來由 ^一 曰、誰之成 ^レ 變乎。……	致 ^ニ 丹祈之誠 ^一 、問 ^ニ 根本 ^一 云、誰之成 ^レ 變乎。……
十一ウ1	忽化 ^ニ 金色ノ鳩 ^一 、飛來居 ^ニ 袂上 ^一 。	忽化 ^ニ 金色鳩 ^一 。飛來居 ^ニ 袂上 ^一 。(ルビは、 薦社本による)
十四オ7 ^レ	然斑蛇入 ^ニ 珠於口 ^一 而來。自 ^ニ 石屋之中 ^一 、耀 ^ニ 光於外 ^一 、置 ^ニ 于行者前 ^一 。	然斑蛇入 ^ニ 珠於口 ^一 而來。自 ^ニ 石屋之中 ^一 、耀 ^ニ 光外 ^一 、置 ^ニ 于行者前 ^一 。

右の表に記した託宣集の字句は、諸本(奈多本・杵原本・天理本・宇佐本・城原本・薦社本・御許本・妻垣本・管崎本)とも、ほぼ同一であるが、この縁起の語句は、それと多少趣きを異にする。例えば、縁起で補入されている「天」「於」の二字は、文意を正確に把握するには必要な字である。また、差し替えられた「來由」と振仮名の「ツエ」は、託宣集の内容を熟知した上でなされたものと思われる。

第三に、託宣集の重複する記述や異伝を伴う長文を約して端正に仕上げた恵海の力量は、他に秀でるが故に祐音法師に強く要請さ

れたことと推慮される。

その他、特筆すべき点はなお存するが、その考察は割愛して、次に託宣集からの引用部分を明示しておこう（『史料拾遺』上下巻の頁と行で示す）。

一、聖母大明神者	上巻 4頁9行～7頁7行。 8頁8行～10行。 下巻 146頁12行～149頁7行。 150頁8行～10行
一、八幡皇大神者	上巻 13頁10行～15行。 15頁13行～15行。
一、応神天皇御靈垂迹之事	上巻 93頁3行～94頁12行。 96頁3行～13行
一、和与石之事	上巻 97頁9行～100頁2行。

なお、一比咩神之御垂迹之事に関する出典は、奈多本系の「宇佐大神宮縁起」と旧記・或記等であり、その趣意文をもって纏めたものであろう。

(4) 考証―その二―

上述の項目は、出典を容易に提示し得るが、残る一つ、「猪山宮之事」に関わる典拠は、一考すべき課題である。手順として、本項目の要点を個条書にし、次に関連史料を列記して、出典と覚しきものを探索する方が妥当であろう。

A 猪山宮之事の要点

- 1 道鏡天位の事件で清丸は勅勤を蒙り、名を穢丸と変え、両足の筋を切られて配流となる。
- 2 空船に乗り宇佐の浜に打寄せられた時、迎えの猪に乗り宇佐宮へ参詣。
- 3 神前で祈念したところ蛇が逞出て来て、清丸の足筋を甜ると、もと通り足が立った。その報賽として足立寺を創建した。
- 4 猪は今の猪山に帰った。それが八幡神の変化と知り、社殿を造立し恒例の祭祀を執行した。

B 清麿伝承と猪山信仰の史料

- 1 『日本後紀』延暦十八年二月廿一日条。

(前略) 往詣_ニ神宮_一。神託宣云々。清麻呂祈曰。今大神所_レ教。是國家之大事也。託宣難_レ信。願示_ニ神異_一。神即忽然現_レ形。其長三丈許。色・如_ニ滿月_一。清麻呂消_レ魂失_レ度。不能_ニ仰見_一。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡悖_レ逆無道。輒望_ニ神器_一。是以神靈震怒。不_レ聽_ニ其祈_一。汝婦如_ニ吾言_一奏_レ之。天之日嗣必續_ニ皇緒_一。汝勿_レ懼_ニ道鏡之怨_一。吾必相濟。清麻呂歸來。奏如_ニ神教_一。天皇不_レ忍_レ誅。為_ニ因幡員外介_一。尋改_ニ姓名_一。為_ニ別部穢麻呂_一。流_ニ于大隅國_一。尼法均還俗。為_ニ別部狹虫_一。流_ニ于備後國_一。道鏡又追將_レ殺_ニ清麻呂於道_一。雷雨晦暝。未_レ即_レ行。俄而勅使來_レ僅得_レ免。于時參議右大辨藤原朝臣百川愍_ニ其忠烈_一。便割_ニ備後國封郷廿戸_一。送_ニ充於配處_一。(中略) 弟清麻呂脚痠不能_ニ起立_一。為_レ拜_ニ八幡神_一。輿_レ病即路。及_レ至_ニ豊前國宇佐郡楮田村_一。有_ニ野猪三百許_一。挾_レ路而列。徐步前_レ駟十許里。走_ニ入山中_一。見人共異_レ之。拜_レ社之日。始得_ニ起步_一。神託宣賜_ニ神_一・封_ニ綿八萬餘屯_一。即頒_レ給宮司以下國中百姓_一。始駕_レ輿而往。後馳_レ馬而還。累路見人。莫_レ不_ニ歎異_一。

2 『扶桑略記抄』二、神護景雲三年条。

清磨上表云、(中略) 清丸歸還奏_レ之。具如_ニ神宣_一。爰道鏡大怒。解_ニ清磨官職_一。改_ニ姓名為_ニ穢磨_一。身降_ニ刑獄_一。遂流_ニ大隅國_一。道鏡追使將_レ殺_ニ清丸_一。俄勅使來。得_レ脱_ニ其死_一矣。清丸脚痠不能_ニ起立_一。為_レ拜_ニ八幡大神_一。乘_レ輿即路。至_ニ豊前國宇佐郡_一。有_ニ野猪三萬許_一。挾_レ路列。徐步駟十許里。走_ニ入山中_一。見人異_レ之。拜_レ社之日。始得_ニ起立_一。神託宣賜_ニ神封綿八萬餘屯_一。

3 『水鏡』下、四十九代称徳天皇

(前略) 此弓削ノ法皇ノ勅号ハ、神護景雲二年十月廿日ノ事ナルニ其後御門此松名ガ勅宣ノ御契約ヲ背奉テ、神勅ノ誠ノマ、ヲ公卿所ニテ申披露シタリシ事、大ニ安カラズイカリ思食ケレバ、或武ニ仰付ラレテ、彼松名ヲバ深キ山高尾ノ峯ニ具足セシメテ、命ヲ害スベカラズ。左ノモ、ヲ切テ。故ノ蘇武ガ如クナル足立ヌ物ニ成スベシト宣旨アリ然バ。武勅命ニ随テ彼山ニ具足シテ既ニ足ヲ切ケル。松名叫ビ悲ム事無_レ限。其音ヲ遙ニ宇佐ノ宮ニテ八幡間食サレテ。我故ニ松名ガ憂目ヲ見ル事哀ミ悲ミ給テ。宇佐ヨリ八幡ハ垂跡ノ俗形ト顯レ給テ、紫雲ニ乗ジ給。彼高尾山ニ御影向アリテ松名ヲ護リ。其ノ足ノ疵ヲ癒シ給。剩ヘ八幡御身ヲ座像ノ薬師ノ等身ノ像ヲ造立シ給。汝ハ殊ニ醫道ノ大祖ナレバ、子孫ニ傳テ永キ本尊トシテ、汝チ聽テ寺ヲ建テ、此本尊ヲ安置シ、其寺号ヲ神護寺ト号スベシト神勅座シテ、今ニ至マデ和氣ノ氏寺ノ高尾ノ神護寺ハ。八幡ノ神ノ和氣ノ松名清丸ヲ守リ給シ其因縁ノ寺号ノ神護寺是ナリ。(中略) 此事一詞モ落スベカラズト宣セキ。清丸歸參テ此由ヲ申入然バ。道鏡オホキニイカリテ。彼清丸ガ司ヲ取。

大隅国へ流シ遣シテ。ヨウロ筋ヲ断チニキ。清丸叫ビ悲テ遂ニ神ノ御助ヲ蒙ラントテ。輿ニ乗テ豊前国宇佐ノ宮へ参シニ。八幡ノ御侍者ト思シクテ猪三万計出来テ。彼ノ道ノ左右ニ其数歩ミ連リ。松名ヲ宇佐へ十里計分ヲ送り付テ。山中へハシリ入ニキ。哀レナルカナ此清丸松名ハ。前ニハ御門ノ御為ニ左ノ足ノモ、ヲ切テ。其時モ八幡ノ御助ヲ蒙シニ。今度ハ又道鏡法王ノ御為ニ右ノ足ノモ、ノヨウロヲ断チ切ラレ奉リ。乍レ去カクテ遂ニ清丸ハ宇佐ニ参付テ。社壇ヲ拜シ奉シニ。則ヨウロハ元ノ如クニ臆ニキ。其時詔宣シ給テ。汝ヲ清丸我為ニ苦惱ヲ受ケ。悲ノ思ヲ成ス事度々ニ及。此条返々不便ナリ。汝ニ引出物ヲ与ヘント詔宣シ給テ。此度ハ神封ノワタ八万餘屯ヲ給セキ。

4 流布本『水鏡』下、四十九代称徳天皇

清丸かへりまいりて。このよしを申しかば。道鏡おほきにいかりて。清丸がつかさをとり。おほすみのくにへながしつかはして。よをろすぢをたちてき。清丸かなしびをなして。こしにのりて宇佐・宮へまいりしに。ゐのしし三万ばかりいできたりて。みちの左右にあゆみつらなりて十里ばかりゆきて、山の中へはしりいりにき。かくて清丸宇佐にまいりつきて拜したてまつりしに。すなはちものごとくたちనికి。託宣したまひて神封のわた八万餘屯をたまはせき。

5 『道鏡法師繪詞』（『続群書類従』三二上）

みな御門の御かたはらに。法皇倚子をならへていたり。清まろをちかくめしよす。いかゝありつると御門とはしめ給。清まろはしめより。ありのまゝの事をひとつもおとさす申。御門きこしめして。ほいなしとおほしめす事限なし。法皇は目を血めに見なして。おもてをあをうなし。あかくなし。いきつきうつくみて。此清まろは。えもいはぬ盗人なり。人にかたらはされて。そら事を奏する也。さらにさる事あるへからず。此事によりて。おもきつみにあてんと奏しければ。けいにいとひんなし。すみやかにその心なりとゆるされければ。からめよせて。よをろすぢをたちて。伊豫国になかしつかはしつ。清まろなかされて。かなしかりけるまゝに。宇佐宮の御かたにむかひて。手をすりて申さく。仰のまゝにまいて奏したりとて。かかるかなしきつみになんあたりたる。大ぼさつたすけ給へとて。こゑをはなちてなきければ。にはかに託宣し給はく。清まろはあやまちたることもなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたる也。すみやかにこれよりむかへにつかはせと仰られければ。宇佐宮より人きて。むかへてなんるてまいりける。よろこひてまいらんとてたちければ。よをろもとのことくつかれにけり。宮にまいりつきたりければ。いまこと・もなをりなんと仰給ひ

ければ。宮になんさふらひける。

6 『八幡宮巡拜記』下(京大本)

一 稱徳天皇ノ御時清丸勅使ニ立タマヒシニ大菩薩御返事

ニシノ海立白波ノ上ニシテ何スクスランカリノ浮世ヲ

又清丸ニ告テ曰、汚穢不浄ヲハ不嫌謡曲不實ヲ嫌トノ給フ。此天皇ノ御時、道鏡法師ヲ國王ニナサントテ、清丸ヲ勅使ニ立給ヒシニ、大神示云、吾国ニムカシヨリ民ヲ玉位ニナス事ナシ。爰ニ道鏡怒ヲナシ御使カ申ナシト思テ、姓名ヲカエテ、ワカレノキタナ丸ト云。天皇モ又悪テ清丸カ足ヲ切テ空船ニ入テ海ニ放ツ。夫悲ム事、詞ニタラス。只タノム心ハ、一心ニ大菩薩ニ祈念シ奉ル計ナリ。此船宇佐ノ宮近キ和ヘノ、濱エヨセラル、。イツクヨリカ来リケン、猪来テ船ニソヒテ立リ。清丸此猪ニ乗ヌ。直ニ宇佐宮ノ南楼ノ中ニ入ニケリ。化現ノ猪成ト思ヒ、二心ナク歎キ申ニ、御殿ヨリ五色ノ帨出テ清丸ヲ子フルニ、本ノ如リ足ナリヌ。道鏡カ非道ノ時ヨリ、大菩薩御殿ノ内ニテ御声ヲ出シテ御返事ノ御詞ト、マリヌ。

7 『八幡愚童訓』上(『群書類從』卷十三、經濟雜誌社刊)

(前略) 孝謙天皇道鏡法師可_レ有_ニ踐祚_一由申サセ給シニ。我朝ハ神代ヨリ已来。民王トスル事ナシ。神吾物ヲ云ニ依テコソ如_レ是聞_ニ非例_一。自_レ今以後不_レ可_レ有_ニ勅答_一トテ。御詞留ケルコソ悲ケレ。然_レモ猶神験ノ掲焉タル事昔ニ不替新也。件勅使和氣清丸成シヲ。悪ク申タレハコソ御許ハナケレトテ。ワケノキタナ丸ト名テ。二足ヲキリ乘_ニ空舟_一流サル。其悲無_レ類只_一筋奉_レ祈_ニ念_ニ大菩薩_一計也。此船宇佐濱打寄ラレタルニ。猪来テ添_フ舟ニ。清丸是_ニ取付テ乗ヌ。忽宇佐宮ノ南楼ニ到シカハ。是偏ヘニ大菩薩ノ被_ニ召寄_一ケルニコソト貴テ。即猪ヨリ飛下テ流_レ泪處ニ。御殿内ヨリ五色蛇ハイ出テ清丸カ脛ヲ舐ルニ。如_レ元足ニ成シカハ心中ノ悦無_レ喻方_一ケル。果_ニ宿願_一造_ニ足立寺_一。下和被_レ切_ニ両足_一成王即勸_ニ其賞_一。切_ニ蘇武_一カ一脚_一ヲ。漢王哀_ニ其勞_一トイヘトモ被_レ切足不_ニ出来_一。於_ニ清丸_一被_レ切足直シカ。サレハ大菩薩靈験古今都無_レ譬。挂_{カル}類_{シキ}人ソナキ。

8 『八幡愚童記』上(日本思想大系20『寺社縁起』より)

(前略) 孝謙天皇勅使ヲ立テ、色々ノ幣帛ヲ捧テ、道鏡法師ニ踐祚在_{ベキ}由執申サセ給ヒシ時、「我朝ハ神代ヨリ以来民ヲモテ無_ニ為_レル_一王ト事_一。吾_ニ発_ニ誓願_一ヲ顯_ニテ_一三身、神_ヲ拜_ニ理_ニル_一善惡ノ道_一。今我不_レ受_ニ宜命_一ヲ。此旨ヲ可_ニ奏聞_一。定汝科_ニ当_ニラン_一歟、

神吾能可ニ相助^ニ也。依^ハ物謂^ニコソ、如^シ此非例ヲ聞ケ。自今以後ハ可^レ止^ニ御詞^ヲト在リシコソ悲シケレ。然^レ共猶神驗ノ揭焉ナル事ハ、昔^ニ不^レ替新也。大菩薩ノ無^キ御許^モ上ハ、道鏡ガ即位不^レ叶シテ、貴モ腹立ノ余リニ、「件ノ勅使ハ和氣清丸也。悪ク申タレバコソ御許サレハ無ケレ」トテ、ワカレノキタナ丸ト名付テ、切^ニテ兩足^ヲ乘^ニセテ空船^ニ被^レル流。此船宇佐宮ノ浜ニ被^ニ打寄^{タル}ニ、猪来テ船ニ副フ。清丸是ニ執付乗ル。忽^ニ宇佐宮ノ南樓ニ至リシカバ、是偏大菩薩ノ被^ニ召寄^{ケル}ニコソト貴クテ、猪ヨリ飛下テ涙ヲ流ス処ニ、御殿ノ内ヨリ、

行ツ^来ツ^見レ共潔キ 人ノ心ヲ我レ忘レメヤ

是ヲ承テ、身毛弥立魂懼テ、無^ニ一心ニ奉^ル信仰^ニシテ、又自^ニ御宝殿^ニ五色ノ小蛇這出テ、清丸ガ脛ヲ舐ルニ、如^レ元足成リシ。心ノ中ノ悦無^ニ譬方^ニ。帰依ノ余、一伽藍ヲ造テ備^ニ法味^ヲ願ヲ発ス処ニ、御詫宜ニ、「汝、男山ニ可^ニ建立^ニ」ト告給シカバ、八幡山ノ奥ニ弥勒菩薩ヲ安置シテ足立寺ト名付タリ。和氣氏ノ氏寺トシテ今ニ在リ。下和ガ兩足ヲ被^レ切、成王勤^ニ其賞^ヲ、蘇武ガ一脚ヲ被^レ切、漢王憐^ニ其勞^ヲ云へ共、被^レ切足ハ不^ニ出来^ニ。清丸ガ足ノ本ニ復セシ事、大菩薩ノ靈驗古今都無^レ喻。

9 『八幡愚童訓』乙（日本思想大系20『神社縁起』より）

和氣の清丸は、勅使として道鏡が事大菩薩に申されし時、ありのまゝに御返事を申たりとて兩足をきられしも、御殿の内より五色の蛇出てねぶり、もとのごとくに成しも、正直をあわれみ給ふ故也。其の時の御歌に云、

歌 ありきつゝきつゝみれどもいさ清き 君が心を我わすれめや

とありしこそ、たぐひなき世のためしなれ。増源と云憎の御示現に、大治年中、「若人心正直、我身人ニ心中」と告給。（下、正直事）又和氣の清丸につげ示し給しは、「汝男山に神宮寺を建立すべし。我百十年を過して彼所に移給べし。清丸が命それまで有べからざれども、兼て造おくべし」と仰ありしかば、一伽藍を造営して足立寺と名付たり。されば遷坐あるべき神方はるかに其期あり、人望時をあひ得たり。（上、遷坐事）

10 「松浦廟宮先祖次第本縁」（『群書類從』卷二五）

（前略） 可^レ讓^ニ帝位於玄昉^ニ之由。以^ニ和氣清麻呂^ニ為^ニ勅使^ニ。令^レ奏^ニ宇佐大神宮^ニ。專^レ不^レ憚^ニ帝勸^ニ。為^レ攝^ニ神罰^ニ。返奏^下不^ニ容受^給一由。帝姫大暎。攻^ニ彼清麻呂^ニ。降^ニ穢麻呂^ニ。斬^ニ其手足^ニ。已配^ニ流隱岐國^ニ。替々宿衛。爰商客之船遭^ニ於逆風^ニ。来^レ從^ニ管州^ニ。

密通^ニ事由^一。乗^レ船浮^レ海。得^レ達^ニ宇佐宮^一。俯伏拜表申云。為^レ攝^ニ神冥^一。返^ニ奏不^レ容之由^一。今遭^ニ禍對^一。唯願神驗。如^レ故還復。悲哀睡入。覺悟之次。手足還生。神助不^レ空。咸喜之足。即依^ニ祈念之應^一。建^ニ立神護寺^一。在^ニ愛宕山^一。今為^ニ御願寺^一和氣氏寺也。

11 『神皇正統記』 四十八代称徳天皇

(前略)

抑此道鏡は法王の位をさづけられたりし猶あかずして。皇位につかんと云心ざし有けり。女帝さすがに思ひわづらひて給けるにや。和氣の清丸と云人を勅使にさして宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さま^ニ託宣ありて更にゆるされず。清丸歸參して有のまゝに奏聞す。道鏡いかりをなして清丸がよぼるすちをたちて。土佐の国にながしつかはす。清丸うれへかなしみて大菩薩をうらみかこち申ければ。小蛇いできて其きずをいやしてけり。光仁位に即給ひしかば則めしかへさる。神威をたとび申て河内国に寺を立て神願寺といふ。後に高雄の山にうつし立。今の神護寺是なり。件のころまでは神威もかくいちじるき事なりき。道鏡つるに望みをとげず。女帝も又ほどなくかくれたまふ。宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりしうへに。皇統をさだめ奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

上掲の史料群(B)の内容と要点(A)とを勘案するに、鎌倉中期から後期にかけて成立した『八幡宮巡拝記』と『八幡愚童訓』を基礎とし、さらに宇佐・下毛両郡内に存する関連史料をも収集して、この項目「猪山宮之事」を纏めあげたものと推測される。

三 「八面山峯入順拝次第記」考証

(1) 解題

この史料は、樺木晋一郎氏の所蔵する八面山関係史資料中の一点である。これには題簽なく外題もないが、内容から推して今かりに「八面山峯入順拝次第記」(以下、「順拝記」と略称す)と名付ける。縦二一・三センチ、横六七六・〇センチの卷子本で、几帳面に真書体で墨書されている。全て二百行からなり、一行に十字前後を配す。巻末に、

于時明治元年ニ至リ唯新除峰入執行ヲ廢シ

治部郷

智辨事

樺木義男ト改名、神官職務

箭山神社外九ヶ村神社ニ奉仕ス。

とあるように、八面山大日寺に住する修験の治部卿智弁法印は、明治維新の神仏分離に際し、還俗して名を樺木義男と改め、箭山神社（聖母大権現）の神官を本務職に近村の神社へも奉仕することになった。彼は大正六年五月十四日、六十九歳で没したから（樺木氏「過去帖」）、維新当時は二〇歳の青年である。八面山と山麓の村々を結ぶ生活規範としての峰入行事が廃止され、かつ伝統的な思考方法も全面的に転換を余儀なくされて次第に旧来の姿が稀薄になった頃、八面山座主大日寺の法脈と仏神事を後世に伝えようと思つたのであろう。所有の史資料に古老の伝承等も集め加えて一巻に纏めたとと思われるが、誤記や欠落が目立ち大いに検討の余地がある。

なお、巻末記につづけて鉛筆書で樺木義男以降の系譜を記してあるが、「順拝記」の本旨と直接かかわらないので省略することにした。

(2) 翻 刻

〈凡例〉

- 一 本巻は、もと無題・無名ながら、いま便宜上「八面山峯入順拝次第記」と仮称する。
- 一 原文に句読点・返点・送仮名を付して判読の便に供した。
- 一 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 一 翻刻の上欄に主な行数を示し、引用に便ならしめた。
- 一 原文の字句に疑義あるものは、下欄に註記したものもある。
- 一 巻末の鉛筆書は省略した。

〔翻刻〕

〔八面山峯入順拜次第記〕

1 人間菩薩一味同心五人

2 同行レテ被レ修ニ放生會一為ニ永

3 代例一。

4 八幡大菩薩者、移ニ住小倉

5 山ニ奉レ崇ニ 弥勒菩薩ニ現ニ

護国靈驗威力神通大

自在・菩薩一。

法蓮大和尚ハ宇佐郡於ニ

山本ニ奉レ崇ニ 虚空藏菩

10 薩一 號ニ小坂坊ニ也。

華嚴大和尚ハ於ニ下毛郡

諫山郷八面山ニ聖母大

権現ニ仕ヘ奉レ崇ニ

大日如来一 號ニ大日寺ニ也。

15 覺滿大和尚ハ於ニ来繩郷一

奉レ崇ニ

薬師如来一 號ニ西別當ニ也。

鉢能大和尚ハ於ニテ六郷山ニ

奉レ崇ニ

20 薬王菩薩一 号ニ惣堂達ニ也。

能智能行ニ二人者、於ニテ津

波戸山ニ蒙ニ

八幡大菩薩御神託一ヲ六

郷返禮之地修行シ字佐ニ

25 帰宮シ

能智大和尚ハ 号ニ東別當ニ也。

法蓮大和尚ノ弟子ハ

号ニ森坊ニ也。

華嚴大和尚ノ弟子ハ

號ニ桐井坊ニ也。

30 右ノ所司五人ハ座主別當職

也。

八幡大菩薩ノ御宸筆御起

請文ハ嚴重ニシテ 不レ可レ得レ称者歟。

35 法蓮、華嚴、覺滿、鉢能、各為ニ

座主別當一。此四人者

尊神権化之初、佛法修練ノ

同行也。依ニ因縁一宰ニ當職ニ云。

光仁天皇寶龜十年、以ニ延

40 實法師一初メテ 被レ補ニ讀師ニ、相ニ並シテ

別當・座主ニ勤ニ行勅願一。

淳和天皇天長六年、以ニ光

惠法師ニ被ニ定ニ講師一。從ニ此時一

別當為ニ講師一ト。忌種神見等

又以同前。不去住之外、不

出堺之中、皆此レ常住ノ寺僧

矣。長保之元命、天喜之戒

喜、・保・清圓、乍レ為ニ此僧林之

上首一兼ニ帶彼ノ男山之別當一。

以ニ齊會之隙間ニ上洛之際、

杜家無レ謂之由、奏聞之後ハ

戒心法印、圓賢法眼、寬賢

講師等、不レ望ニ兼住ニ專ヲ住ニ一

寺一畢。其ノ後、彼ノ社、別當頼賢(マ)

之子息光清僧都、天治、比

初、申ニ給當寺ノ檢校座主一。大

治年中ノ祐清、嘉祿之棟清

等、為ニ寺塔ノ修造ニ為ニ勅願ニ勤

仕。暫雖レ住レ寺不レ經ニ幾年一。即

補ニ講代ニ勤ニ導師一。又置ニ留守

職ニ張ニ行寺務一。寺院之廢亡、

喜、恐誤信字矣
喜下、恐脱嘉字乎
保下、恐脱之字乎

賢、恐誤乎

齊會ノ陵夷ハ、職もとより 而因レ爾斯。隨則

堂塔者破壞而僅ニ留ニ礎石一、

仏像者朽損而不レ知ニ在所一。

八面山者、象ニリ八葉九尊ノ兩

界ニ西北ノ滄海漫々タルハ表ニシ金界

鏤字之智水ニ八面之山ニ齊

等トシテ巍々タルハ模ニシ胎藏八葉之

心蓮ニ中臺ノ大日如来ハ則テ講

堂ノ尊佛也。

所司五行法次第

如意論法 五十日

金剛界 五十日

胎藏界 五十日

不動法 五十日

不動護摩供 一七日

八面山八ヶ所順拜執行護

摩供 一七日

八ヶ所拜禮 一七日

順拜之次第

三所和光社殿ハ聖母八幡

比咩神三柱靈神。護摩供

札奉納。從レ是杜壇之北、金色鷹、金色犬之靈石拜禮。

85 護摩供札奉納。從レ是東方

奥院石窟尊神拜禮。護摩

供札奉納。從レ是南馬城峯

山神宮拜禮。湖水、甘水ニテ

御供洗、山神水神ニ奉レ獻。從レ

90 是和与石、聖母八幡法蓮

御座也。石躰、大神大嶽峰

拜禮。湖水之甘水ニテ御供

洗奉獻。水神祭執行。從レ是

猪川内、岩屋堂如意輪觀

95 世音菩薩護摩供札奉納

拜禮。從レ是八面山聖母八

幡比咩神拜所ニテ一宿。東

田口村中五穀豐登、諸病

除御祈禱執行、護摩供札

100 奉納。役宅ニ御祈禱指出、村

中ヨリ一宿、賄有レ之。從レ是八ツ

時出立。秣村長谷宇津保岩

窟薬師如来拜禮、護摩供札

奉納。從レ是長谷觀音大菩薩

105 拜禮。白山大權現廣前ニテ三

秣村中ノ五穀豐登、諸病除御

祈禱執行。從レ是長谷寺一宿。

西秣中賄。從レ是五ツ時出立。猪

山大宮司稻用家ニ護摩供御

110 祈禱指出。深水村南立宮ニ一

宿。村中諸病除五穀豐登御

祈禱執行。從レ是阿波羅堂阿

彌陀如来拜禮、護摩供札奉

納。從レ是東屋形村椎木宮ニテ一

115 宿。村中五穀豐登、諸病除御

祈禱執行。從レ是矢倉宇戸窟

觀世音菩薩拜禮、護摩供札

奉獻。從レ是今行村鉾立ニテ御

祈禱。村中五穀成就、諸病除

120 也。一宿村中賄。役所へ御札指

出ス。從レ是下矢形天狗岩窟不

動明王拜禮、護摩供札奉獻。

從レ是下矢形村ノ宮ニ一宿。村中五

穀豐登、御祈禱執行。役所へ御

125

札指出。從_レ是曰木村天狗石愛
宕大權現_ニ護摩供札奉納。洪見_ニ
一宿。村中五穀豐登、諸病除御
祈禱執行。村中賄。從_レ是田口金
色桶木宮_ニ護摩供札奉獻。從_レ是
同所妙見宮一宿。村中諸病除御
祈禱執行。同所椎木宮_ニ拜禮。同
新屋鋪護摩供場所拜禮。同所

130

三田熊野大權現座主鎮守拜
禮。同所藥師如來護摩場所拜
禮。同猪山八幡宮拜禮。大日寺_ニ
歸。右峯中拜禮者、
八幡大菩薩法蓮上人、佛法
執行之最初之靈地也。四人
同行年三十迄_ニ執行可_レ仕者也。

135

140

此卷仁平三年ヨリ前之事ハ初卷ニ有リ
當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時仁平三年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
民部郷マ、 智然峰入
當峯執行同行六人

145

人聞大菩薩 于時元文二年乙丑四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
刑部郷マ、 智祐峰入
當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時文曆元年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
宮内郷マ、 智曉峰入
當峯執行同行六人

150

155

160

當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時德治元年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
智兼峰入
兵部郷マ、 智光峰入
當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時貞治三年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
智親峰入
大部郷マ、
當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時文和三年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
式部郷マ、 智昭峰入
當峯執行同行六人
人聞大菩薩 于時応永三十一年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮
智明峰入
大蔵郷マ、

165

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時文明十六年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

刑部郷

智永峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時永正十一年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

民部郷

智照峰入

170

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時弘治二年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

大部郷

智倍峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時永録三年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

兵部郷

智順峰入

175

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時正保元年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

治部郷

智喬峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時滿治二年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

大蔵郷

智圓峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時元録三年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

185

普門郷

智玄峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時元文四年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

治部郷

智潭峰入

松尾山

當峯執行

于時天明六年二月十七日ヨリ
出立五十日四月六日歸宮

嘯山

智善峰入

190

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時文化八年四月十一日ヨリ
出立同十八日歸宮

大部郷

智永峰入

當峯執行同行六人

人間大菩薩 于時弘化二年八月廿四日ヨリ
出立同廿九日歸宮

民部郷

智淳峰入

195

于時明治元年ニ至リ唯新除峰入執行ヲ廢シ

治部郷

智辨事

樺木義男ト改名神官職務

箭山神社外九ヶ村神社ニ奉仕ス

200

(以下、鉛筆書で樺木氏の系譜を記すも、省略す)

(3) 考 証

「順拝記」の内容を分析すると、左記のように凡そ五項から成り立っている。

- ① 尊神権化同行者の所職次第（1行～38行）
- ② 弥勒寺所職相承次第と八面山（39行～70行）
- ③ 所司五行法次第（71行～79行）
- ④ 八面山峰入順拝次第（80行～139行）
- ⑤ 峰入執行者一覧（140行～200行）

右の各項を順次に概述すれば、①は隼人征討の折に八幡神に同行した僧四人の伽藍所在地と別当職次第を記し、②は弥勒寺講師等の所職相承と寺院の衰亡および八面山の意義を説き、③は弥勒寺以下五寺院の所司、とくに八面山大日寺座主等の修すべき行法と日数を記す。④は八面山峰入の順拝地・式次第等を述べ、⑤は八面山（大獄峯）峰入を執行した歴代行者名一覧にその日程を付したものである。この史料は、明治維新に廃止された峰入を知る上で誠に貴重ではあるが、子細に検討すると随所に疑念が生じ、俄に従えない。そこで各項ごとに若干の考証を試みることにしよう。

①の疑点は、華嚴建立の伽藍所在地にある。『託宣集』巻五には、

（前略）為_レ懺_ニ悔殺棄罪障_一。五人_ノ同行

一味同心_ニ被_レ修_ニ放生會_一。為_ニ永代例_一。大菩薩者

移_ニ住小倉山_一。奉_レ崇_ニ禰勒菩薩_一。法蓮和尙

者於_ニ山本_一。奉_レ崇_ニ虚空蔵菩薩_一。花蔵者、

於_ニ郡瀬_一寺。奉_レ崇_ニ如意輪菩薩_一。覺満者、

於_ニ来繩郷_一。奉_レ崇_ニ薬王菩薩_一。體能者於_ニ六郷

山。奉_レ崇_ニ薬師如来_一。皆以被_レ建立_ニ立伽藍等_一。

とあり、また、文明十年八月日付の「宇佐宮法鏡寺縁起書上写」（『大分県史料』2）にも、

宮寺連署

宇佐宮法鏡寺之事

右宮寺者、忝任ニ 八幡大菩薩勅宣、華嚴和尚御開基大神比義建立之伽藍也。(下略)

とあり、華嚴は宇佐郡の郡瀬に法鏡寺を建立して如意輪観音をまつたとするのが通説である。ところが、「順拜記」では下毛郡諫山郷の八面山に大日如来をまつり、大日寺と号したと主張する。この両説は相容れられるものではなく、おそらく「順拜記」の編者が大日寺の尊嚴を誇示し、法脈の流伝を説くために作文したもののか、それとも古老の伝を認めたものか、いずれかであろう。なお、④の典拠は主に『託宣集』や縁起類を基に纏めたものと思われる。また、大日寺の所在は三転しているが、最古の旧跡および聖母権現の御手洗地より出土した土師器等は、平安中期の遺物であり、奈良朝まで遡らず、創祀と併せ今後の研究課題である。

⑤の疑点は、所職相承の人名・年代等に頻出する。以下に順次略記しよう。まず初めに、(a)延宝法師については人名・年代・事歴等から実在の確認は得られない。次に、(b)光恵法師は『類聚三代格』巻三・諸国講読師事の天長七年七月十一日付の太政官符により、天長六年(五月十日カ) 弥勒寺講師に任命されたことは、一般によく知られている。また、(c)元命は『石清水文書』二「八幡別當令兼任弥勒寺講師例」(以下、「兼任例」と略称す)によれば、長保元年に任じ永承二年まで勤仕している。以上の二人は特に疑問はないが、以下の人物にそれが多い。例えば(d)戒喜(トキ)の場合、「兼任例」によると永承二年三月九日、元命の譲を受けて寛治元年の死に至るまで当職にあったから、天喜年間は任中に含まれる。故に原文「天喜之戒喜」は「天喜之戒信」の誤記と解すべきであろう。次に(e)清円の場合は、寛治元年の任命であり、後任の円賢は長治二年である。この間に「保」字のつく年号は「嘉保」のみであり、彼を「嘉保之清円」と称しても不思議はない。つまり、原文の「保清円」は「嘉保之清円」の誤脱であろう。次に(f)戒心は、「兼任例」にも「石清水祠官系図」(『續群書類従』第七輯上。以下、「祠官系図」と略称す)にも見られない。上記の戒信の誤記でもない。ところが、中野幡能氏が『八幡信仰史の研究』上巻五五四頁に引用した「森坊系図」では、「戒信」が永久・元永年間に任にあったと記す。この時期は次の円賢の任中に含まれるから、「森坊系図」も信用しがたい。結局、戒心の実在さえ危いのである。さて、(g)円賢法眼は「兼任例」によると長治二年の任命である。「森坊系図」は「大治」とするが、これは次の寛賢の任中であり、右と同じく信用できない。(h)寛賢講師は、「兼任例」によると保安四年の任命である。「森坊系図」は「仁平」とするが、後の光清の任中であ

るから、または信用しがたい。(i)別当頼賢は、「兼任例」には勿論みえないが、いま「祠官系図」の「頼清」と同一人物とすれば、光清の父として記されており、「順拝記」と同趣である。なお、「森坊系図」では「文治」の任中とするが、彼は八〇年前に入滅しており、この系図はまた／＼信用の限りではない。(j)光清僧都は「兼任例」によると大治三年十月に弥勒寺并喜多院検校に任じられているから、原文の「天治ノ比初」は「大治」云々の誤記であろう。(k)祐清は建久元年に講師并喜多院司となり、正治元年には弥勒寺并喜多院正宮検校に任じているから、原文の「大治年中」は年代上、全くの誤りである。(l)最後の棟清は承元元年に弥勒寺正八幡宮の寺務社務等を棟清より受けたと解されるので、後任の宝清の嘉禎四年までの期間に「嘉祿」年中は含まれる。従って原文の主旨は妥当である。以上のように、人物を中心に検討したところ、「順拝記」の叙述に誤記・誤解もみられるが、大勢はほとゝ認めてよからう。これに対し、中野氏が引用した「森坊系図」なるものは歴史知識の不足によるものか誤解も多く、軽々に引用すべからざる代物である。

②の疑点は、所司五人が如意輪法より不動護摩供まで修するのは定法であろうが、残る八面山八ヶ所順拝執行護摩供と八ヶ所拜札を行ったのであろうか。それとも八面山峰入の執行者が行ずる次第を記しただけなのか、今一つ判然としない。

③の疑点としては特に見当たらないが、強いて言えば文体不統一のため文意不明の箇所もある。なお、順拝地とその内容については後述する。

④の疑点は、あまりにも多く考証も多岐に亘るが、ここには若干記すにとどめよう。第一に用字・用語の誤解が多い。例えば卿(官職名)を郷に、久・禄・萬(年号の用字)を文・録・満に、維新(歴史用語)を唯新としており、また官職名の該当個所に「大部卿」「普門卿」など見慣れぬ用語がある。大部郷は恐らく大府卿(大藏卿の唐名)の誤記であらうし、普門郷は墓碑銘の「示寂普門。祐玄大徳」や位牌の「権僧都普門。祐玄尊霊」等の語句を官職名と誤解した結果であろう。この語句は元来「妙法蓮華経観世音菩薩普門品第二十五」に由来する仏語であって官職名ではない。第二に峰入執行者を一九名(智弁・樺木義男を除く)掲出して近世期だけでも七名にのぼるが、その実在性と経歴には多くの疑点を含む。即ち、樺木家の古墓を調査したところ四人の墓碑銘文が確認され、位牌から五人、棟札・版木から各一人が知られる。その中で峰入執行者一覧にみえない人物のみ挙げると次の通りである。

人物	事	歴	等	典	拠
祐智	當山前権大僧都法印良尊祐智位、天正十一年正月			位牌	
祐潭	當山前権大僧都良真祐潭法印、天正十二年十二月			過去帖	
祐音	権僧都柱敷祐音大徳、享保十八年四月。八面山縁起の編集を依頼す			墓碑・過去帖・外	
宮内卿	享保九年、同二〇年に大日寺鎮守弁財天社を再建			弁財天社棟札	
式部卿	天明四年の牛王宝璽版に陰刻			版木	

右の表で、祐智・祐潭は位牌・過去帖により他に徴証はないが、祐音は墓碑銘・過去帖にもみえ、かつ「八面山縁起」の編集を恵海法師に依頼して当山の復興を希求した人物である。その彼が峰入執行者一覧に記されないのは誠に不思議と言うほかない。また、宮内卿は大日寺鎮守の弁財天社を二度も再興しており、式部卿は天明四年の牛王寶璽版の製作者と思われる。この版木は国家安穩・五穀豊穰・無病息災等の祈願に必要な料紙をつくる根本である。恐らく式部卿は峰入のために製作したのではあるまいか。ともあれ、右の二名も峰入執行者一覧にみえず疑念は残る。

第三に、人名に加え峰入の時期も疑わしい。例えば上述の「普門卿 智玄峰入」について検討するに、該当者と覚しき人物を史資料に求めると、墓碑銘に、

元禄三庚午年

示寂 普門祐玄大徳饗靈

正月二十六日

とあり、また位牌にも、

(表) 入 當寺中興権僧都普門祐玄尊靈

(裏) 元禄三午年正月十六日

とある祐玄の外に見当たらない。つまり「順拜記」の智玄は祐玄の誤記と解されよう。ところが、峰入の日程には「于レ時元録三年四月十一日ヨリ出立。同十八日歸宮」とあって、彼が三ヶ月前に示寂したと相容れない。いま祐玄の外に該当者がないとすれば、

「順拝記」の峰入日程も信じ難い。同様のことは、「嘯山 智善峰入」にもみられる。すなわち、墓碑に、

秋

権大僧都嘯山法印

安政三年

辰八月晦日

とあり、位牌には、

(表) 櫛木大人前嘯山翁靈位

(裏) 安政三辰年八月晦没

行年七十七歳

とあるから、安永九年(一七八〇)の出生である。しかるに峰入日程では「天明六年二月十七日ヨリ出立。五十日、四月六日帰宮」とあり、僅か七歳の少年が松尾山峰入を五〇日間も執行したとは考え難く、疑念は去らない。これに対し、嘯山の八面山峰入執行を推定せしめる史料がある。下毛郡本耶馬溪町大字今行字御下^{おしも}一一九二—一番地に鎮座する銚立宮に玉社が安置されており、次のような墨書銘が見出された。

(外側右面) 玉社 法印嘯山造之

(内側奥)

飛

願以此功德
普及於一切
我等與衆生
皆供成神道
奉建立神輿一社

(外側左面) 文政八乙酉年吉祥日

大庄屋 佐知彦右工門

東西村庄屋 田口次郎左工門

木崎源十郎

(背) 願主 現住権大僧都法印嘯山代

施主士伏見伸右衛門

金色・渋見・樋田・下屋方・今行・東西屋形諸人以諸

功德成就也。右意越者、天下泰平・国家安全・

御武運長久・諸人快樂・衆病退除・即災增福、

祈處如し件。

右の文面から、峰入の順拝地区・祈願事項および関係者等が知られ、極めて重要な史料である。その内容から推して、恐らくその年に八面山の峰入を執行したのではあるまいか。次に、「民部卿 智淳峰入」については、過去帖に、

左ノ年月日ニ死

前櫟木民部靈位

去ス

行六十七才二候

俗名民部郷

明治廿七年一月六日死去

下総国香取郡大
下見徳屋寺

大乘院少僧都法印智澄位

明治廿六年

旧十一月晦日也

墓所ハ、八都村大字下見ト申ス。

とあり、峰入日程に「于時弘化二年八月廿四日ヨリ出立。同廿九日帰宮」とあるから、弘化二年（一八四五）、十九才で峰入したことになる。ところが、猪川内岩屋堂（下毛郡三光村大字田口字右屋堂二六三四番地）内に存する護摩供板には、

弘化二巳年天

八面山座主

云

奉修不動明王護摩供

（壬カ）

□ 堂内安穩諸人快樂祈所

四月 日

□

（磨カ）

者智諄

とあり、執行は四月であり八月ではない。また智淳は智諄の誤記と解され、智澄は別名か後の改名でもあろうか。つまり、人名・日程とも誤記が目立つのである。

以上のはか子細に検討を加えると、さらに幾多の疑点が生じ「順拝記」の史料的欠陥が多く指摘されようが、その原因は編集時における収集史料の不足と内容検討の力不足によるもので、編者は決して峰入執行の捏造を企図したのではない。そのことは、上述の

掲出史料および後述の順拝地探訪の記述内容によっても証明されるであろう。

註 小田富士雄「宇佐彌勒寺所職相承考」(『大和文化研究』八の六。のち『九州考古学研究』歴史時代篇に所収)

(4) 順拝地探訪

「順拝之次第」の要所を抽出して現地比定を試み、これを一覧表にすれば次のようになる。なお、比定地の考証には膨大な紙幅を要するため全て省略し、その結果のみ記した。表と地図および写真等を参照して、現況を把握せられたい(表・地図・写真の番号は、相互に一致する)。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
長谷寺	白山大権現	長谷観音大菩薩	宇津保岩窟	役宅	八面山三神拝所	猪川内岩屋堂	和与石	山神宮	奥院石窟	鷹石・犬石	三所和光社殿	社宮・役宅
	白山大神	観音菩薩	薬師如来			如意輪観世音菩薩	石体大神		尊神	靈石	聖母・八幡・比咩神	祭神・本尊
○					○							宿
		長谷寺奥の院		上永家カ		木像・護摩供札あり			天狗おとし		箭山神社	摘
												要
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	現
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	在
字前 一八九三番	字西森 二一五四番の二	字堀田平 二一五七番	大字西森字土山 二二二五番の八	字猪川内 二五八五番	字猪川内平 三三四二番の二	字岩屋堂 二六三四番	三光村大字田口字八面山 三五七二番				三光村大字田口字八面山 三五六七番の一	(大分県下毛郡内)

32	大日寺	大日如来		寺跡のみ	〃
31	猪山八幡宮			大正五年、貴船神社に合祀	〃
30	護摩場所	薬師如来		石 祠	〃
29	熊野大権現			三田家	〃
28	護摩供場所			今、尾白一馬氏宅	〃
27	椎木宮			石 祠	〃
26	妙見宮	妙見菩薩	○		〃
25	楠木宮			大正六・七・二一、流失	〃
24	洪見		○		三光村大字白木字洪見(?)
23	天狗石	愛宕大権現		上洪見の糸切カ	〃
22	役所			和田家カ	〃
21	下矢形村ノ宮		○	小市郎宮	〃
20	天狗岩窟	不動明王		宮成家カ	〃
19	役所				〃
18	鉾立宮	鉾八幡	○		〃
17	矢倉字戸窟	観世音菩薩		粉洞穴	〃
16	椎木宮		○	七所神社に合祀	〃
15	阿波羅堂	阿弥陀如来			〃
14	南立宮		○	現、八所神社	〃
13	猪山大官司稲用家				三光村大字西弊字古殿一〇三一番

四 今後の課題

本稿は、収集史料に基づき八面山と神社の関係を概述したものであり、学問的研究は全て今後にとされている。史資料の残存するうちに調査を継続し、基礎史料の収集と保存に努める必要がある。

現地調査に際しては、三光村教育委員会の酒井登氏・本耶馬溪町教育委員会の神野哲氏をはじめ、地元の古老等の協力と案内を得て古跡の探索に努めたが、なお未見の地も多い。いま、古老と称される人物の存するうちに、彼等の相伝する旧聞や異事に加え、その生活経験の知恵をも聴聞して、今後の調査の基礎知識となす必要もある。



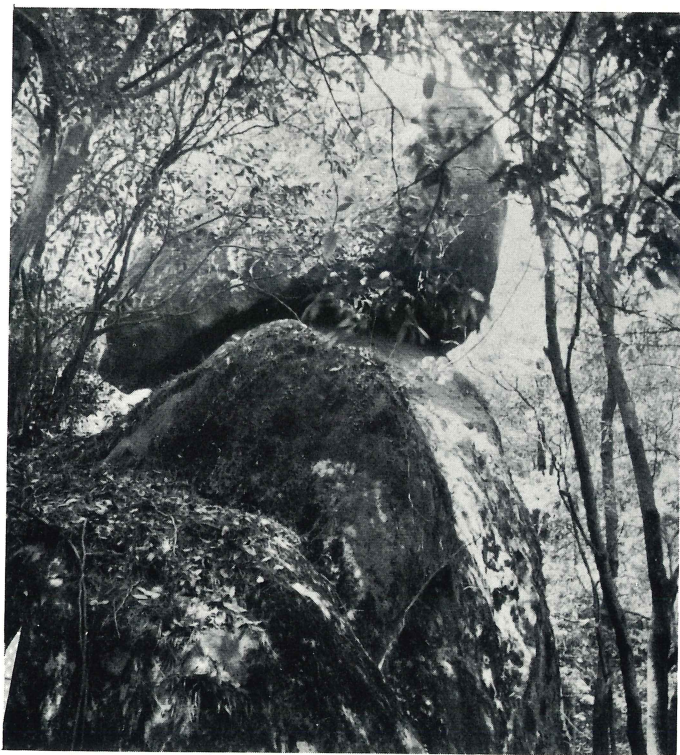
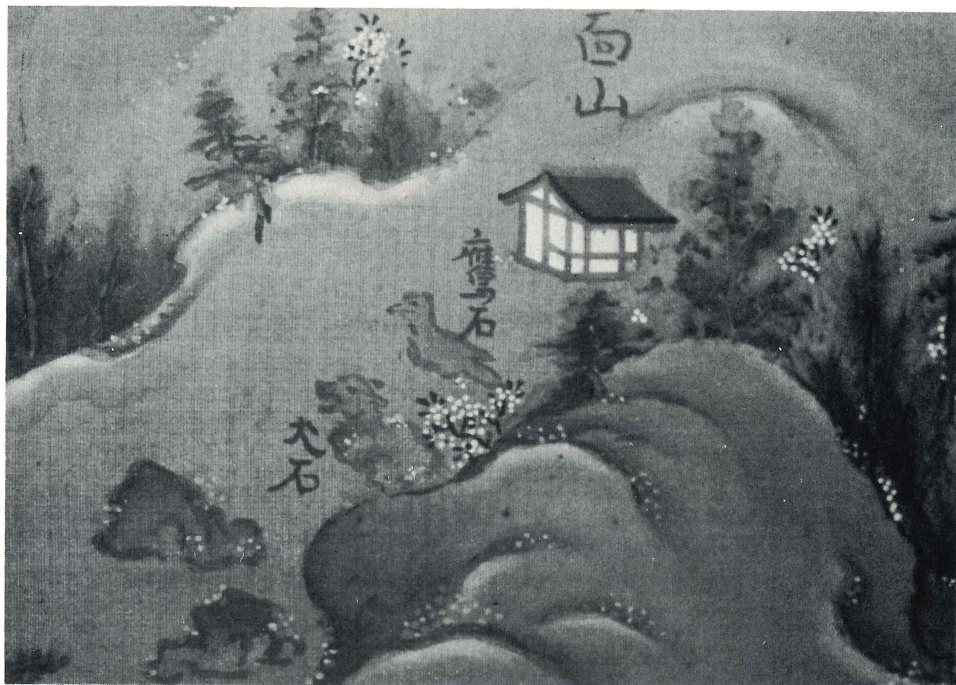


① 三所和光社殿 (箭山神社)



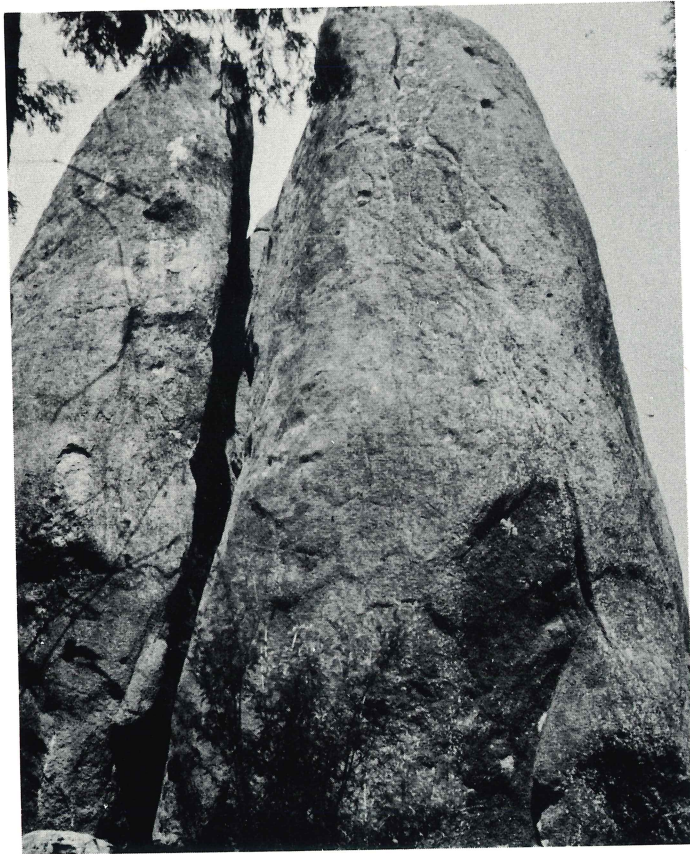
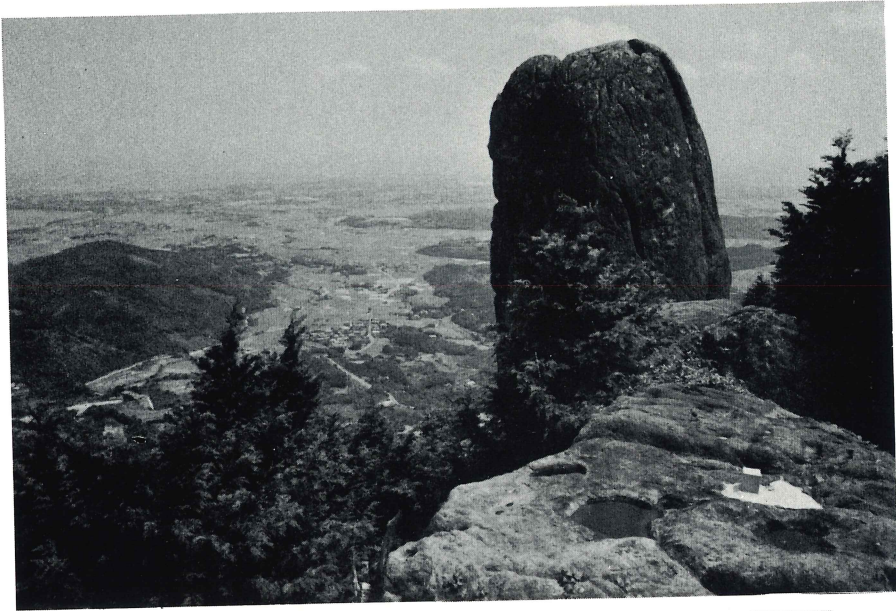
箭山神社本殿

② 鷹石・犬石 (絵縁起の一部)



鷹石 (箭山神社本殿の横)

⑤
和
与
石





⑥ 猪川内岩屋堂（如意輪觀世音菩薩）



堂内の護摩供板と木造如来立像

⑦ 八面山三神拝所



⑨ 宇津保岩窟の薬師如来（今、長谷寺にあり）



焼仏の薬師如来

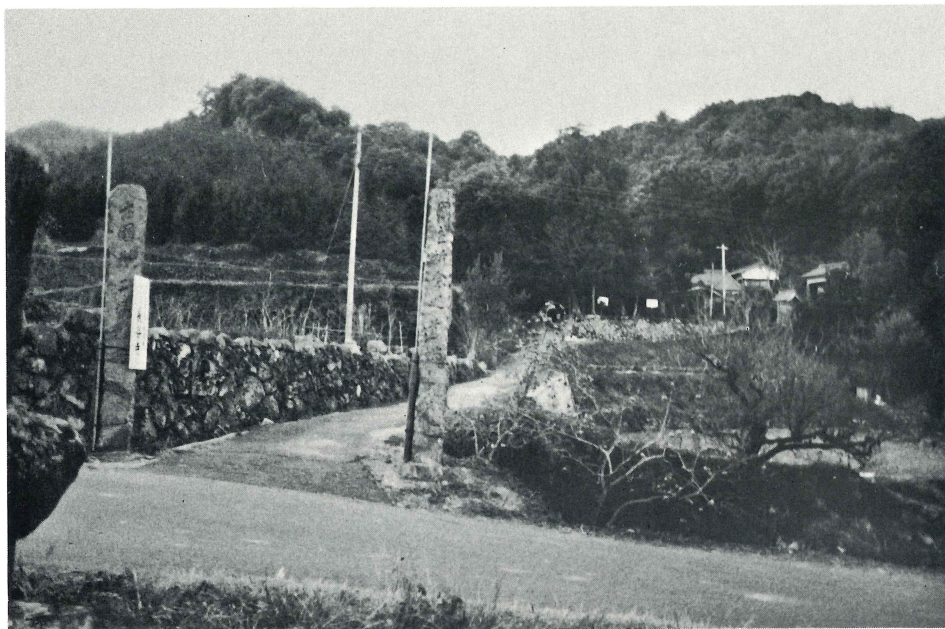
⑩ 長谷観音大菩薩（奥の院）

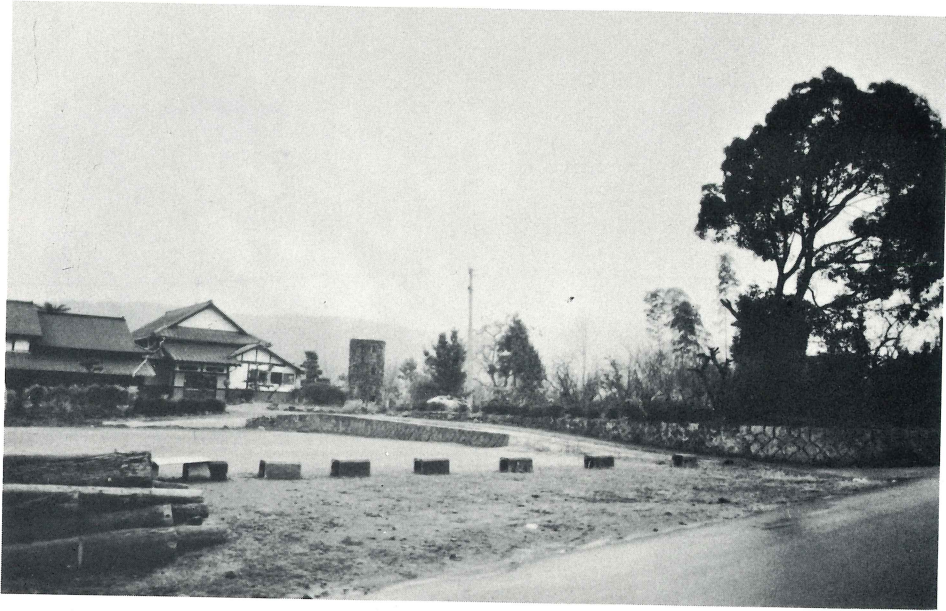


⑪ 白山大権現



⑫ 長谷寺





⑬ 猪山大宮司 稲用家 屋敷跡全景

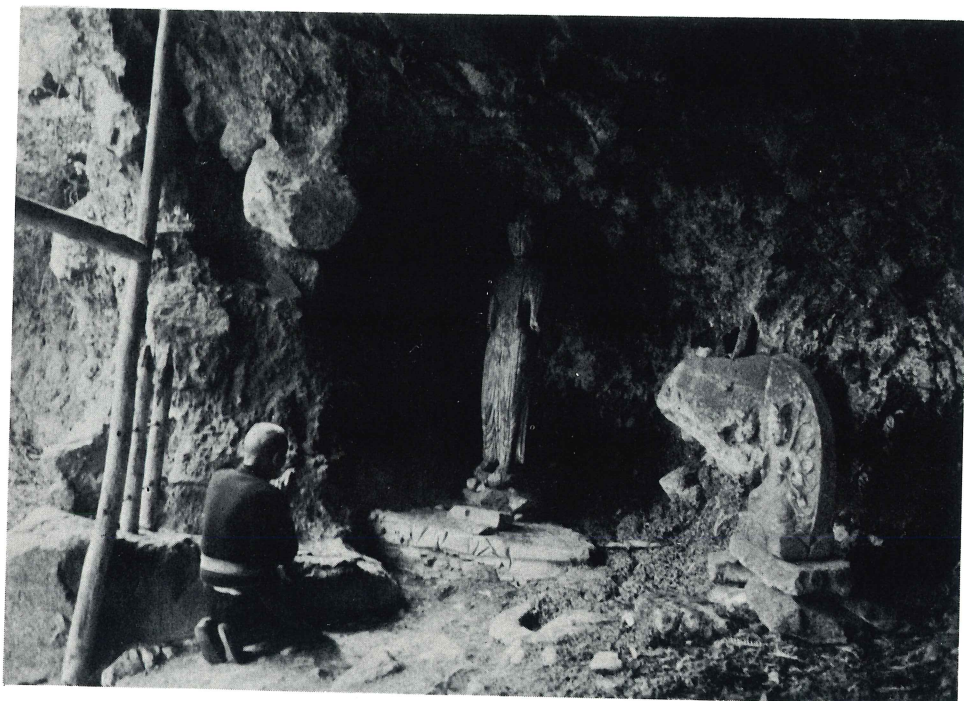


屋敷内の古井戸

⑭ 南立石(八所神社)



峰入の宿所



伝、阿弥陀如来
(実は十一面観音菩薩)

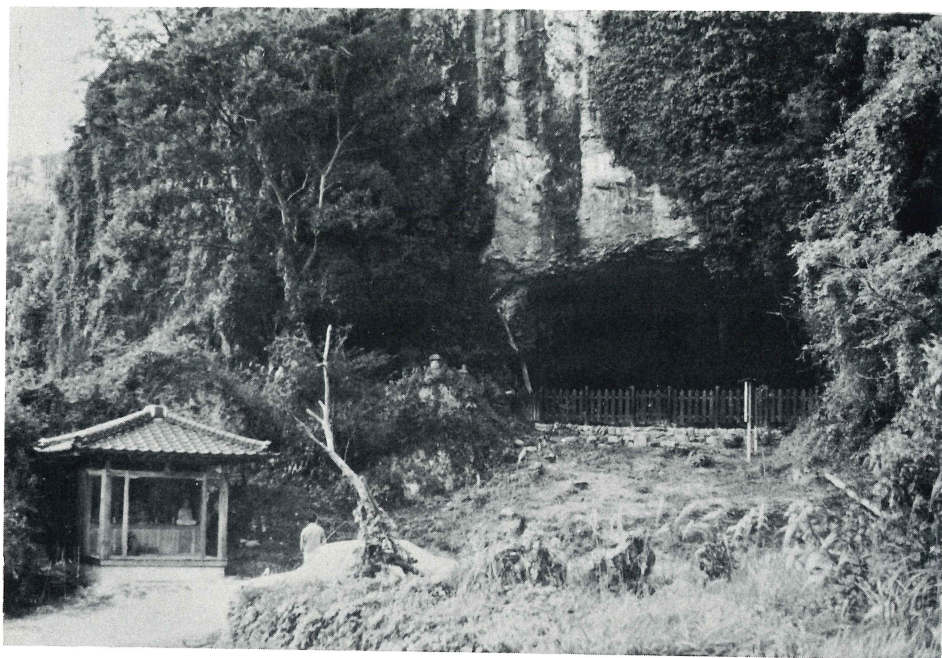
①⑥
椎
木
宮
(屋成氏一族の氏神)



本殿跡(人物の前方)



参道の石鳥居

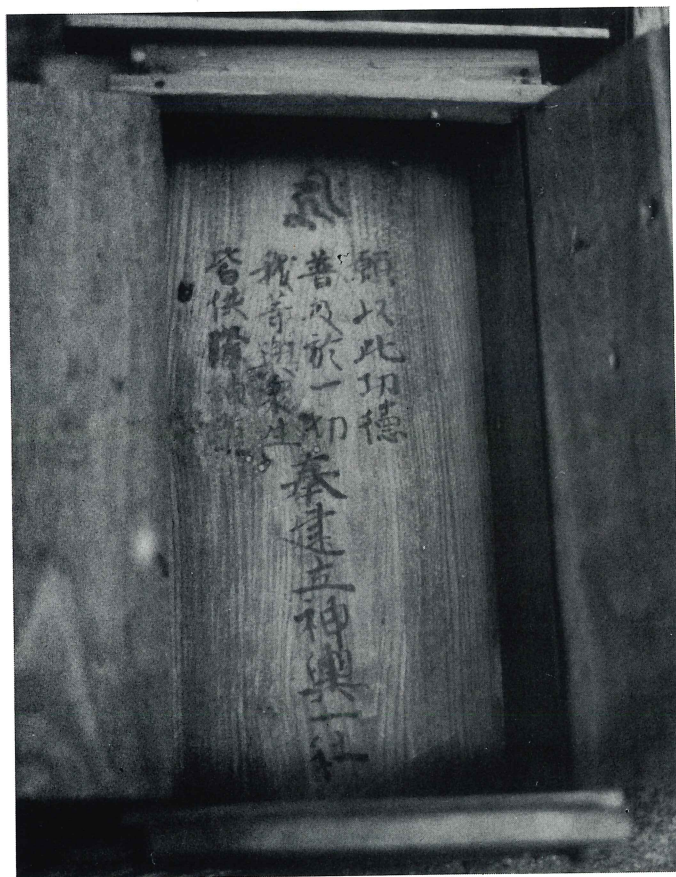
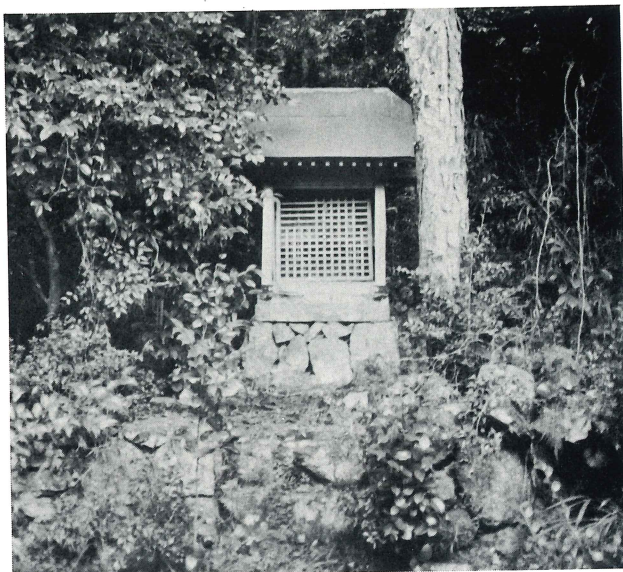


⑰ 矢倉宇戸窟
宇戸窟（粉洞穴）



木造観世音菩薩像の残欠

⑱ 鉾立宮



玉社の墨書



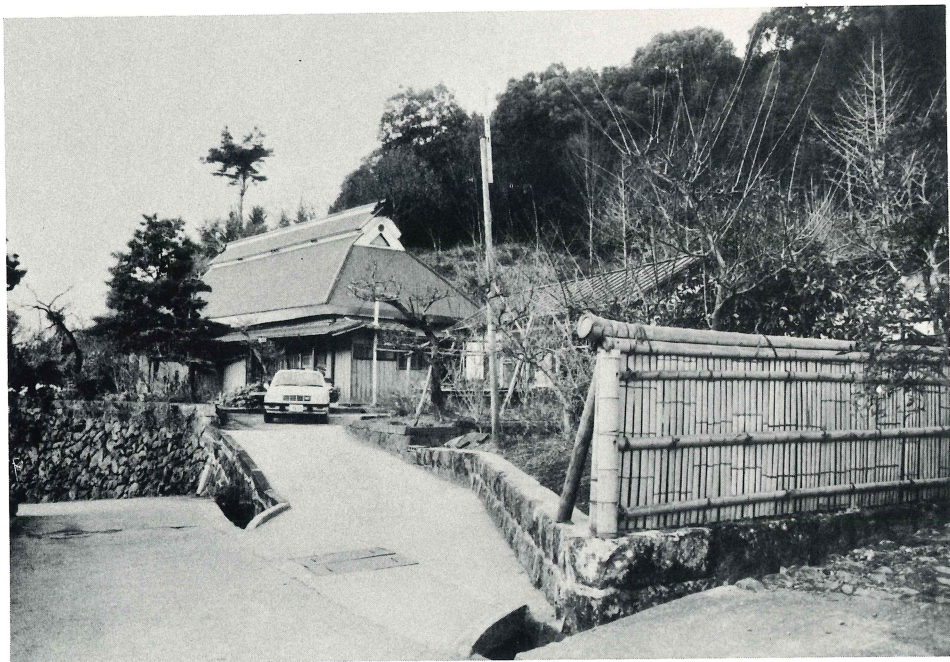
宮成家屋敷跡 (杉林の部分)

白い家屋の裏に鉾立宮が鎮座し、
杉林のすぐ上に宮成家墓地がある。



⑳ 下矢形村ノ宮 (原井の小市郎宮)

かつて社殿と鳥居の間に仮屋があり、峰入の宿所とされた。



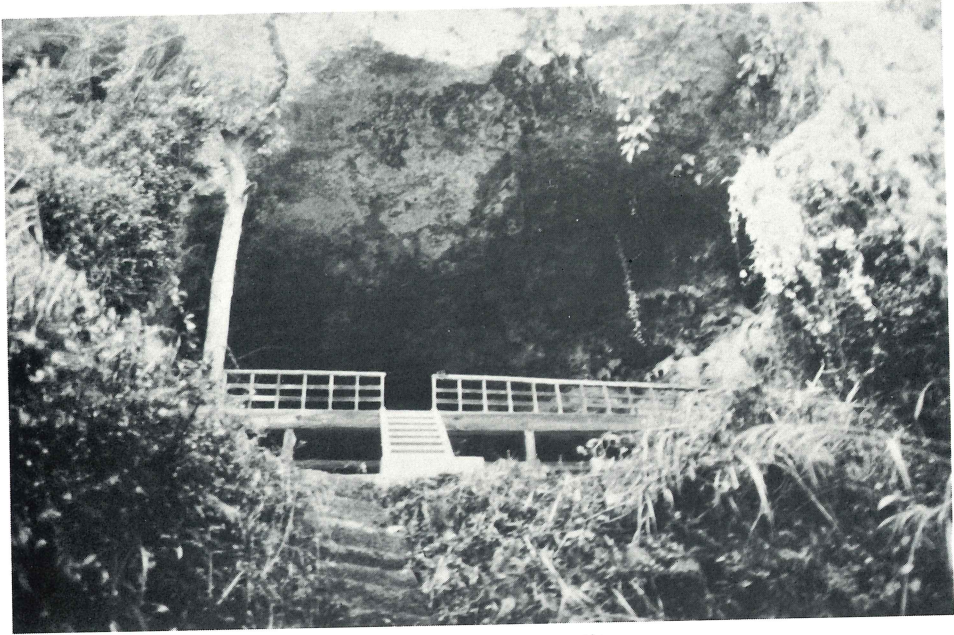
㉑ 役所 (和田家カ)

②5 楠 木 宮 (大正六年に流失)



社 殿 跡 (後方の人物の箇所)
老 松 跡 (前方の人物の箇所)

②⑥
妙
見
宮



妙 見 窟



妙見窟と囲炉裏（おこもり用）



②⑦
椎
木
宮

石 祠 (右側)



②⑧
護
摩
供
場
所
(今、尾
白一馬
氏宅地)



②9 熊野大権現

本殿跡



境内入口の石祠

③〇 護 摩 場 所 (藥師如來)





③ 猪山八幡宮
本殿跡



参道の鳥居



大日寺跡



大日寺鎮守弁財天社